

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和5年3月22日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和5年3月22日（水）午前9時00分～ 東庁舎3階会議室301・302

2 出席者

危機管理課 山本課長、中村係長

3 件名

白井市地域防災計画（令和4年度修正）の策定について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

・首都直下型地震や南海トラフ地震がいつ起きてもおかしくない状況であり、この計画については全職員に目を通してもらいたい。自分の役割は何であるか改めて確認してもらいたい。

・計画の内容（自分の役割等）を職員がいつでも確認できるように、電子データをQRコード等で読み取って個々のスマートフォン等に保存できるとよい。

→計画については、ホームページに掲載するので、秘書課と相談して検討する。

・携帯用職員の心得など、災害発生時にそれぞれの職員が何をすべきか、役割が簡潔にわかるものがあるとよい。

→職員初動マニュアルを配布しているが、検討する。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

報告書(行政経営戦略会議)

部課名 総務部 危機管理課

件名	白井市地域防災計画(令和4年度修正)の策定について																													
内容	<p>白井市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、白井市防災会議が定める計画で、令和5年1月31日に開催した令和4年度第1回白井市防災会議において、修正案について原案のとおり承認されたことから報告するものである。</p> <p>本計画は、令和3年3月に修正を行っているが、令和3年5月20日に災害対策基本法の一部が改正されたこと、また、千葉県においても令和3年12月24日に千葉県地域防災計画が修正されたことに伴い、本市においても法改正及び上位計画の修正を踏まえた修正を行ったものである。</p> <p>【主な修正内容】</p> <p>(1) 災害対策基本法等の防災関係法令の改正及び千葉県地域防災計画の修正に伴うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告と避難指示が避難指示に一本化されたことに伴い、避難指示等の発令基準を見直し。 ・災害時の避難先として指定緊急避難場所の他に安全な親戚・知人宅、ホテル等を追加。また、避難先への避難に危険が伴う場合は緊急安全確保を行うことを明記。 ・避難行動要支援者の個別避難計画の作成が市の努力義務とされたこと、作成は危険区域の住民等を優先することを明記。また、福祉避難所へ直接避難する必要のある要配慮者の指定に努めることを明記。災害が発生するおそれのある段階において、災害救助法が適用されること、その段階から応急対策を行うことを明記。 ・避難所における性暴力やDV発生の防止を行うことを明記。 ・災害時の心得に被災家屋の写真撮影など生活再建支援に資する行動を明記。 ・大雪のおそれがある場合に車両滞留の防止のための通行規制や、不要不急の外出を控えることが重要であることの周知を明記。 <p>(2) 市の取組みの反映 避難所の運営方法の見直し。(令和3年10月に作成した避難の開設・運営マニュアルの内容に修正)</p> <p>(3) その他の修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・白井市地域防災計画(令和3年3月修正)に対する千葉県からの指摘事項を修正。 ・語句等の修正。 																													
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	白井市地域防災計画等庁内推進員から意見なし																													
今後のスケジュール	<p>R5.3月中旬 本計画の千葉県への報告 本計画の印刷・納品</p> <p>R5.3月下旬 防災委員・庁内(部課長)への配布 各センター・図書館へ配架、ホームページへの掲載</p> <p>R3.4月上旬 本計画の行政運営報告(計画の配布)</p> <table border="1" data-bbox="343 1601 1444 1765"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>有無</th> <th>方法(時期)</th> <th>項目</th> <th>有無</th> <th>方法(時期)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例規則</td> <td>無</td> <td></td> <td>報道発表</td> <td>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>議会説明</td> <td>有</td> <td>行政運営報告(R5.4月)</td> <td>広報・HP等</td> <td>有</td> <td>HP(R5.3月)</td> </tr> <tr> <td>市民参加</td> <td>無</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>報告書公表 <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 () まで</p>						項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)	条例規則	無		報道発表	無		議会説明	有	行政運営報告(R5.4月)	広報・HP等	有	HP(R5.3月)	市民参加	無				
項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)																									
条例規則	無		報道発表	無																										
議会説明	有	行政運営報告(R5.4月)	広報・HP等	有	HP(R5.3月)																									
市民参加	無																													
参考情報	<p>関係法令等 災害対策基本法、白井市防災会議条例</p> <p>関係課 全課</p> <p>事業費 462 千円 (うち特定財源 千円)</p> <p>カテゴリー 年代 全ての年代 場所 市内全域 目的 地域・安心 手段 その他</p>																													

令和4年度 白井市地域防災計画修正案の要旨

第1 修正の背景

頻発する自然災害に対応して災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、令和3年5月20日に災害対策基本法の一部改正が施行され、避難勧告・避難指示の一本化が図られました。

本市では、令和3年3月に白井市地域防災計画の修正を行ったところですが、この法改正を踏まえて避難情報の発令基準の見直しを行うとともに、令和3年12月24日に修正された千葉県地域防災計画の修正を反映した白井市地域防災計画の修正を行います。

また、修正に当たり、市の取組みの反映や語句等の修正を行います。

第2 主な修正内容

(1) 災害対策基本法等の防災関係法令の改正及び千葉県地域防災計画の修正に伴うもの

- ① 避難勧告と避難指示を避難指示に一本化されたことに伴い、避難指示等の発令基準を見直し。
- ② 災害時の避難先として指定緊急避難場所の他に安全な親戚・知人宅、ホテル等を追加。また、避難先への避難に危険が伴う場合は緊急安全確保を行うことを明記。
- ③ 避難行動要支援者の個別避難計画の作成が市の努力義務とされたこと、作成は危険区域の住民等を優先することを明記。また、福祉避難所へ直接避難する必要のある要配慮者の指定に努めることを明記。
- ④ 災害が発生するおそれのある段階において、災害救助法が適用されること、その段階から応急対策を行うことを明記。
- ⑤ 避難所における性暴力やDV発生の防止を行うことを明記。
- ⑥ 災害時の心得に被災家屋の写真撮影など生活再建支援に資する行動を明記。
- ⑦ 大雪のおそれがある場合に車両滞留の防止のための通行規制や、不要不急の外出を控えることが重要であることの周知を明記。

(2) 市の取組みの反映

避難所の運営方法の見直し。(令和3年10月に作成した避難の開設・運営マニュアルの内容に修正)

(3) その他の修正

- ①白井市地域防災計画(令和3年3月修正)に対する千葉県からの指摘事項を修正。
- ②語句等の修正。

第3 経過および今後の予定

月	内 容	備考
6 月	庁内（各課）への意見照会	地域防災計画修正案
11月 12月	防災委員への意見照会	地域防災計画修正案
1 月	パブリックコメント 第1回防災会議	地域防災計画修正案 (委員の意見を反映したもの)
3 月	市の行政経営戦略会議への報告 千葉県への報告	地域防災計画（修正後）

白井市地域防災計画
(令和4年度修正案)

新旧対照表

白井市地域防災計画（令和4年度修正素案）

新旧対照表 目次

第1編	総則	P. 1
第2編	震災編	P. 7
第3編	風水害等編	P.59
第4編	大規模事故編	P.81
第5編	資料編	P.90

ページ	修正理由	修正案	現行
総-3	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;">第1編 総則</p> <p style="text-align: center;">第2節 防災の基本方針</p> <p>1. 基本的考え方</p> <p>(1) 減災を重視した防災対策の方向性</p> <p>本市では市全域にわたる大規模な災害に見舞われたことはないが、過去には今井地区を中心とした金山落の氾濫（昭和13年、16年等）や梨などの農産物に大きな被害が出た竜巻を伴う雹害（昭和58年）等を経験しており、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識する必要がある。</p> <p>このため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災対策の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われることを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、白井市国土強靱化地域計画との整合を図りながら様々な対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていく。</p> <p>(2) 地域防災力の向上</p> <p>大規模な災害では、災害時の市民一人ひとりの自覚や行動が生死を分ける結果になり得ることから、平時から正しい知識を持ち、自らが考え、行動することの重要性を再認識し、「自らの命は自ら守る」とする自助の取組みの強化を図る。</p> <p>このため、家庭や地域等と連携し、幼少期からの防災教育の充実に努め、また、市民は、災害教訓を伝承し、防災意識の向上に努める。</p> <p>また、過去の大規模災害から、地域のつながりが重要であることが明らかとなっており、阪神・淡路大震災では、建物の倒壊などにより生き埋めになった被災者を地域の人達が救助するなど、救命に大きな成果をあげているほか、東日本大震災でも、避難生活に地域のつながり、力が大きく貢献しているところである。</p> <p>都市化や核家族化の進展などの社会構造の変化により、地域コミュニティの弱体化が叫ばれ始めているが、「自分たちの地域は地域みんなで守る」といった共助の考え方の重要性を再認識し、自主防災組織の機能強化や、千葉県が進める災害対策コーディネーターの養成を促進し、共助の中核となる人材を育成するなどの取組みの強化に努める。</p> <p>さらに、民間団体等と県・市との連携の取組みも重要となっている。阪神・淡路大震災以降、行政機関と民間団体・企業との協定締結による連携強化が進んできており、本市でも、建設会社、商工会、生活協同組</p>	<p style="text-align: center;">第1編 総則</p> <p style="text-align: center;">第2節 防災の基本方針</p> <p>1. 基本的考え方</p> <p>(1) 減災を重視した防災対策の方向性</p> <p>本市では市全域にわたる大規模な災害に見舞われたことはないが、過去には今井地区を中心とした金山落の氾濫（昭和13年、16年等）や梨などの農産物に大きな被害が出た竜巻を伴う雹害（昭和58年）等を経験しており、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識する必要がある。</p> <p>このため、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災対策の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われることを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、白井市国土強靱化地域計画との整合を図りながら様々な対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていく。</p> <p>(2) 地域防災力の向上</p> <p>大規模な災害では、発災直後の市民一人ひとりの自覚や行動が生死を分ける結果になり得ることから、平時から正しい知識を持ち、自らが考え、行動することの重要性を再認識し、「自らの命は自ら守る」とする自助の取組みの強化を図る。</p> <p>このため、家庭や地域等と連携し、幼少期からの防災教育の充実に努め、また、市民は、災害教訓を伝承し、防災意識の向上に努める。</p> <p>また、過去の大規模災害から、地域のつながりが重要であることが明らかとなっており、阪神・淡路大震災では、建物の倒壊などにより生き埋めになった被災者を地域の人達が救助するなど、救命に大きな成果をあげているほか、東日本大震災でも、避難生活に地域のつながり、力が大きく貢献しているところである。</p> <p>都市化や核家族化の進展などの社会構造の変化により、地域コミュニティの弱体化が叫ばれ始めているが、「自分たちの地域は地域みんなで守る」といった共助の考え方の重要性を再認識し、自主防災組織の機能強化や、千葉県が進める災害対策コーディネーターの養成を促進し、共助の中核となる人材を育成するなどの取組みの強化に努める。</p> <p>さらに、民間団体等と県・市との連携の取組みも重要となっている。阪神・淡路大震災以降、行政機関と民間団体・企業との協定締結による連携強化が進んできており、本市でも、建設会社、商工会、生活協同組</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>合をはじめ様々な分野で民間団体との災害協定が進んでいる。これらの連携の輪をひろげていくことにより、社会の一員でもある民間団体等の力を最大限発揮するための取組みを進めていく。このような取組みの強化と併せ、地震や風水害などの様々な災害において、また、予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、自助・共助・公助が一体となって、市内全域の防災力の向上を図っていく。</p> <p><u>また、これらの取組みの推進に当たっては、新型コロナウイルス感染症など感染症への対策を講じていく。</u></p>	<p>合をはじめ様々な分野で民間団体との災害協定が進んでいる。これらの連携の輪をひろげていくことにより、社会の一員でもある民間団体等の力を最大限発揮するための取組みを進めていく。このような取組みの強化と併せ、地震や風水害などの様々な災害において、また、予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、自助・共助・公助が一体となって、市内全域の防災力の向上を図っていく。</p>
総-4	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p>2. 基本方針 (略)</p> <p>(7) 活動体制の整備 <u>災害時</u>の職員の非常参集や情報収集連絡体制の確立等の庁内体制の強化、関係機関との緊密な連携に努める。また、プロアクティブの原則（「疑わしいときは行動せよ」「最悪の事態を想定して行動せよ」「空振りには許されるが見逃しは許されない」）を職員に普及し、職員の防災行動力の向上を図る。</p> <p>(8) 緊急輸送体制の整備 <u>災害時</u>の緊急通行車両の通行を確保すべく、緊急輸送路等の選定と確保及び県の選定する緊急輸送路との連携を強化する。</p>	<p>2. 基本方針 (略)</p> <p>(7) 活動体制の整備 <u>災害発生時</u>の職員の非常参集や情報収集連絡体制の確立等の庁内体制の強化、関係機関との緊密な連携に努める。また、プロアクティブの原則（「疑わしいときは行動せよ」「最悪の事態を想定して行動せよ」「空振りは許されるが見逃しは許されない」）を職員に普及し、職員の防災行動力の向上を図る。</p> <p>(8) 緊急輸送体制の整備 <u>災害発生時</u>の緊急通行車両の通行を確保すべく、緊急輸送路等の選定と確保及び県の選定する緊急輸送路との連携を強化する。</p>
総-5	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p>3. 計画の概要 (略)</p> <p>(2) 第2編 震災編 地震による被害を軽減し、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの予防対策、<u>災害時</u>における応急対策及びその後の復旧・復興対策の基本について定める。 震災編附編として、南海トラフ地震に関する防災対策計画を定める。</p> <p>(3) 第3編 風水害等編 集中豪雨や台風、竜巻などの風水害等による被害を軽減し、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの予防対策、<u>災害時</u>における応急対策及びその後の復旧対策の基本について定める。</p>	<p>3. 計画の概要 (略)</p> <p>(2) 第2編 震災編 地震による被害を軽減し、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの予防対策、<u>発災時</u>における応急対策及びその後の復旧・復興対策の基本について定める。 震災編附編として、南海トラフ地震に関する防災対策計画を定める。</p> <p>(3) 第3編 風水害等編 集中豪雨や台風、竜巻などの風水害等による被害を軽減し、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの予防対策、<u>発災時</u>における応急対策及びその後の復旧対策の基本について定める。</p>

ページ	修正理由	修正案	現行																																								
<p>総-7</p>	<p>千葉県 の 指 摘 により 指 定 地方 行政 機 関 を 追 加</p>	<p>第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3. 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="477 357 1236 1385"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警察庁 関東管区警察局</td> <td> <u>1. 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること</u> <u>2. 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること</u> <u>3. 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること</u> <u>4. 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること</u> <u>5. 津波、噴火警報等の伝達に関すること</u> </td> </tr> <tr> <td>財務省 関東財務局 千葉財務事務所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省 関東地方整備局 (千葉国道事務所) (利根川下流河川事務所)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省 関東運輸局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省 関東地方測量部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>農林水産省 関東農政局 千葉県拠点</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東京管区气象台 (銚子地方气象台)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>経済産業省 関東経済産業局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>経済産業省 関東東北産業保安監督部</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	警察庁 関東管区警察局	<u>1. 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること</u> <u>2. 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること</u> <u>3. 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること</u> <u>4. 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること</u> <u>5. 津波、噴火警報等の伝達に関すること</u>	財務省 関東財務局 千葉財務事務所	(略)	国土交通省 関東地方整備局 (千葉国道事務所) (利根川下流河川事務所)	(略)	国土交通省 関東運輸局	(略)	国土交通省 関東地方測量部	(略)	農林水産省 関東農政局 千葉県拠点	(略)	東京管区气象台 (銚子地方气象台)	(略)	経済産業省 関東経済産業局	(略)	経済産業省 関東東北産業保安監督部	(略)	<p>第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3. 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1267 357 2024 1385"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>財務省 関東財務局 千葉財務事務所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省 関東地方整備局 (千葉国道事務所) (利根川下流河川事務所)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省 関東運輸局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省 関東地方測量部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>農林水産省 関東農政局 千葉県拠点</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東京管区气象台 (銚子地方气象台)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>経済産業省 関東経済産業局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>経済産業省 関東東北産業保安監督部</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	(新設)		財務省 関東財務局 千葉財務事務所	(略)	国土交通省 関東地方整備局 (千葉国道事務所) (利根川下流河川事務所)	(略)	国土交通省 関東運輸局	(略)	国土交通省 関東地方測量部	(略)	農林水産省 関東農政局 千葉県拠点	(略)	東京管区气象台 (銚子地方气象台)	(略)	経済産業省 関東経済産業局	(略)	経済産業省 関東東北産業保安監督部	(略)
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																																										
警察庁 関東管区警察局	<u>1. 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること</u> <u>2. 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること</u> <u>3. 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること</u> <u>4. 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること</u> <u>5. 津波、噴火警報等の伝達に関すること</u>																																										
財務省 関東財務局 千葉財務事務所	(略)																																										
国土交通省 関東地方整備局 (千葉国道事務所) (利根川下流河川事務所)	(略)																																										
国土交通省 関東運輸局	(略)																																										
国土交通省 関東地方測量部	(略)																																										
農林水産省 関東農政局 千葉県拠点	(略)																																										
東京管区气象台 (銚子地方气象台)	(略)																																										
経済産業省 関東経済産業局	(略)																																										
経済産業省 関東東北産業保安監督部	(略)																																										
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																																										
(新設)																																											
財務省 関東財務局 千葉財務事務所	(略)																																										
国土交通省 関東地方整備局 (千葉国道事務所) (利根川下流河川事務所)	(略)																																										
国土交通省 関東運輸局	(略)																																										
国土交通省 関東地方測量部	(略)																																										
農林水産省 関東農政局 千葉県拠点	(略)																																										
東京管区气象台 (銚子地方气象台)	(略)																																										
経済産業省 関東経済産業局	(略)																																										
経済産業省 関東東北産業保安監督部	(略)																																										

ページ	修正理由	修正案	現行																				
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="472 253 763 655">総務省 関東総合通信局</td> <td data-bbox="763 253 1240 655"> 1. 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること <u>2. 災害時テレコム支援チーム(MIC-TEAM)による災害対応支援に関すること</u> 3. 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること 4. 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること 5. 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること </td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 655 763 791"><u>厚生労働省</u> <u>関東信越厚生局</u></td> <td data-bbox="763 655 1240 791"> <u>1. 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること</u> <u>2. 関係職員の派遣に関すること</u> <u>3. 関係機関との連絡調整に関すること。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 791 763 858">厚生労働省 千葉労働局</td> <td data-bbox="763 791 1240 858">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 858 763 925">環境省 関東地方環境事務所</td> <td data-bbox="763 858 1240 925">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 925 763 1061"><u>防衛省</u> <u>北関東防衛局</u></td> <td data-bbox="763 925 1240 1061"> <u>1. 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること</u> <u>2. 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること</u> </td> </tr> </table>	総務省 関東総合通信局	1. 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること <u>2. 災害時テレコム支援チーム(MIC-TEAM)による災害対応支援に関すること</u> 3. 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること 4. 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること 5. 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること	<u>厚生労働省</u> <u>関東信越厚生局</u>	<u>1. 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること</u> <u>2. 関係職員の派遣に関すること</u> <u>3. 関係機関との連絡調整に関すること。</u>	厚生労働省 千葉労働局	(略)	環境省 関東地方環境事務所	(略)	<u>防衛省</u> <u>北関東防衛局</u>	<u>1. 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること</u> <u>2. 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること</u>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1263 253 1554 655">総務省 関東総合通信局</td> <td data-bbox="1554 253 2022 655"> 1. 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること <u>(新設)</u> 2. 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること 3. 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること 4. 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1263 655 1554 791">(新設)</td> <td data-bbox="1554 655 2022 791"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1263 791 1554 858">厚生労働省 千葉労働局</td> <td data-bbox="1554 791 2022 858">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1263 858 1554 925">環境省 関東地方環境事務所</td> <td data-bbox="1554 858 2022 925">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1263 925 1554 1061">(新設)</td> <td data-bbox="1554 925 2022 1061"></td> </tr> </table>	総務省 関東総合通信局	1. 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること <u>(新設)</u> 2. 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること 3. 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること 4. 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること	(新設)		厚生労働省 千葉労働局	(略)	環境省 関東地方環境事務所	(略)	(新設)	
総務省 関東総合通信局	1. 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること <u>2. 災害時テレコム支援チーム(MIC-TEAM)による災害対応支援に関すること</u> 3. 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること 4. 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること 5. 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること																						
<u>厚生労働省</u> <u>関東信越厚生局</u>	<u>1. 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること</u> <u>2. 関係職員の派遣に関すること</u> <u>3. 関係機関との連絡調整に関すること。</u>																						
厚生労働省 千葉労働局	(略)																						
環境省 関東地方環境事務所	(略)																						
<u>防衛省</u> <u>北関東防衛局</u>	<u>1. 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること</u> <u>2. 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること</u>																						
総務省 関東総合通信局	1. 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること <u>(新設)</u> 2. 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること 3. 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること 4. 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること																						
(新設)																							
厚生労働省 千葉労働局	(略)																						
環境省 関東地方環境事務所	(略)																						
(新設)																							
総-10	機関名称の変更に伴う修正	<p>7. 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="472 1126 842 1177">機 関 名</th> <th data-bbox="842 1126 1240 1177">処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="472 1177 842 1281">東日本電信電話(株) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ</td> <td data-bbox="842 1177 1240 1281">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 1281 842 1348">日本赤十字社 千葉県支部</td> <td data-bbox="842 1281 1240 1348">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 1348 842 1390">日本放送協会 (NHK)</td> <td data-bbox="842 1348 1240 1390">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	東日本電信電話(株) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ	(略)	日本赤十字社 千葉県支部	(略)	日本放送協会 (NHK)	(略)	<p>7. 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1263 1126 1632 1177">機 関 名</th> <th data-bbox="1632 1126 2022 1177">処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1263 1177 1632 1281">東日本電信電話(株) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ</td> <td data-bbox="1632 1177 2022 1281">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1263 1281 1632 1348">日本赤十字社 千葉県支部</td> <td data-bbox="1632 1281 2022 1348">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1263 1348 1632 1390">日本放送協会 (NHK)</td> <td data-bbox="1632 1348 2022 1390">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	東日本電信電話(株) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ	(略)	日本赤十字社 千葉県支部	(略)	日本放送協会 (NHK)	(略)				
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																						
東日本電信電話(株) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ	(略)																						
日本赤十字社 千葉県支部	(略)																						
日本放送協会 (NHK)	(略)																						
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																						
東日本電信電話(株) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ	(略)																						
日本赤十字社 千葉県支部	(略)																						
日本放送協会 (NHK)	(略)																						

ページ	修正理由	修正案	現行
		千葉放送局	千葉放送局
		<u>東京ガスネットワーク(株)</u> (略)	<u>東京ガス(株)</u> (略)
		東京電力パワーグリッド(株) (東葛支社、成田支社、京葉支社) (略)	東京電力パワーグリッド(株) (東葛支社、成田支社、京葉支社) (略)
		KDDI (株) (略)	KDDI (株) (略)
		ソフトバンク(株) (略)	ソフトバンク(株) (略)
		日本郵便(株) ・白井郵便局 ・西白井駅前郵便局 ・本白井郵便局 ・白井富士郵便局 (略)	日本郵便(株) ・白井郵便局 ・西白井駅前郵便局 ・本白井郵便局 ・白井富士郵便局 (略)
		日本通運(株) 千葉支店 (略)	日本通運(株) 千葉支店 (略)
		福山通運(株) 佐川急便(株) ヤマト運輸(株) 西濃運輸(株) (略)	福山通運(株) 佐川急便(株) ヤマト運輸(株) 西濃運輸(株) (略)

ページ	修正理由	修正案	現行																																
<p>総-14</p>	<p>最新の情報に更新</p>	<p>ウ 気象</p> <p>白井市は、夏に偏西風、冬には強い北西の風が吹く内陸性の気候である。平成 <u>13</u> 年から <u>令和 3</u> 年の年平均気温をみると、15 度前後の状況である。また、降雨量は、平成 18 年の 1,844.5mm が過去 21 年間で最も多く、過去 21 年間の平均降雨量は約 1,400mm で県北部の年間平均降雨量と同程度である。（「<u>令和 3</u> 年版 統計しろい」より）</p> <p>また、本市周辺の気象観測地点における観測史上 1 位の降雨量をみると、1 時間の最大降雨量は 68.5mm（佐倉、平成 27 年 6 月 23 日）、1 日の最大降雨量は 248.0mm（佐倉、令和元年 10 月 25 日）、1 月の最大降雨量は 637mm（佐倉、平成 3 年 10 月）である。</p> <p>なお、本市の記録的短時間大雨情報の指標である 1 時間降雨量は 100mm、大雨特別警報の基準である 50 年に一度の大雨の 3 時間降雨量は <u>128</u>mm、48 時間降雨量は <u>338</u>mm である。</p> <p style="text-align: center;">観測史上最大の降水量（気象庁、<u>2022</u> 年 <u>11</u> 月まで）</p> <table border="1" data-bbox="479 708 1238 1024"> <thead> <tr> <th>観測地点</th> <th>1 時間降水量</th> <th>1 日降水量</th> <th>1 月降水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>我孫子</td> <td>53.5mm (平成 28 年 7 月 20 日)</td> <td>196.5mm (平成 25 年 10 月 16 日)</td> <td>516.5mm (平成 25 年 10 月)</td> </tr> <tr> <td>佐 倉</td> <td>68.5mm (平成 27 年 6 月 23 日)</td> <td>248.0mm (令和元年 10 月 25 日)</td> <td>637.0mm (平成 3 年 10 月)</td> </tr> <tr> <td>船 橋</td> <td>58.5mm (平成 25 年 10 月 16 日)</td> <td>224.0mm (平成 25 年 10 月 16 日)</td> <td>567.0mm (平成 16 年 10 月)</td> </tr> </tbody> </table>	観測地点	1 時間降水量	1 日降水量	1 月降水量	我孫子	53.5mm (平成 28 年 7 月 20 日)	196.5mm (平成 25 年 10 月 16 日)	516.5mm (平成 25 年 10 月)	佐 倉	68.5mm (平成 27 年 6 月 23 日)	248.0mm (令和元年 10 月 25 日)	637.0mm (平成 3 年 10 月)	船 橋	58.5mm (平成 25 年 10 月 16 日)	224.0mm (平成 25 年 10 月 16 日)	567.0mm (平成 16 年 10 月)	<p>ウ 気象</p> <p>白井市は、夏に偏西風、冬には強い北西の風が吹く内陸性の気候である。平成 <u>11</u> 年から <u>平成 31</u> 年の年平均気温をみると、15 度前後の状況である。また、降雨量は、平成 18 年の 1,844.5mm が過去 21 年間で最も多く、過去 21 年間の平均降雨量は約 1,400mm で県北部の年間平均降雨量と同程度である。（「<u>平成 31</u> 年版 統計しろい」より）</p> <p>また、本市周辺の気象観測地点における観測史上 1 位の降雨量をみると、1 時間の最大降雨量は 68.5mm（佐倉、平成 27 年 6 月 23 日）、1 日の最大降雨量は 248.0mm（佐倉、令和元年 10 月 25 日）、1 月の最大降雨量は 637mm（佐倉、平成 3 年 10 月）である。</p> <p>なお、本市の記録的短時間大雨情報の指標である 1 時間降雨量は 100mm、大雨特別警報の基準である 50 年に一度の大雨の 3 時間降雨量は <u>129</u>mm、48 時間降雨量は <u>339</u>mm である。</p> <p style="text-align: center;">観測史上最大の降水量（気象庁、<u>2020</u> 年 <u>7</u> 月まで）</p> <table border="1" data-bbox="1270 708 2029 1024"> <thead> <tr> <th>観測地点</th> <th>1 時間降水量</th> <th>1 日降水量</th> <th>1 月降水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>我孫子</td> <td>53.5mm (平成 28 年 7 月 20 日)</td> <td>196.5mm (平成 25 年 10 月 16 日)</td> <td>516.5mm (平成 25 年 10 月)</td> </tr> <tr> <td>佐 倉</td> <td>68.5mm (平成 27 年 6 月 23 日)</td> <td>248.0mm (令和元年 10 月 25 日)</td> <td>637.0mm (平成 3 年 10 月)</td> </tr> <tr> <td>船 橋</td> <td>58.5mm (平成 25 年 10 月 16 日)</td> <td>224.0mm (平成 25 年 10 月 16 日)</td> <td>567.0mm (平成 16 年 10 月)</td> </tr> </tbody> </table>	観測地点	1 時間降水量	1 日降水量	1 月降水量	我孫子	53.5mm (平成 28 年 7 月 20 日)	196.5mm (平成 25 年 10 月 16 日)	516.5mm (平成 25 年 10 月)	佐 倉	68.5mm (平成 27 年 6 月 23 日)	248.0mm (令和元年 10 月 25 日)	637.0mm (平成 3 年 10 月)	船 橋	58.5mm (平成 25 年 10 月 16 日)	224.0mm (平成 25 年 10 月 16 日)	567.0mm (平成 16 年 10 月)
観測地点	1 時間降水量	1 日降水量	1 月降水量																																
我孫子	53.5mm (平成 28 年 7 月 20 日)	196.5mm (平成 25 年 10 月 16 日)	516.5mm (平成 25 年 10 月)																																
佐 倉	68.5mm (平成 27 年 6 月 23 日)	248.0mm (令和元年 10 月 25 日)	637.0mm (平成 3 年 10 月)																																
船 橋	58.5mm (平成 25 年 10 月 16 日)	224.0mm (平成 25 年 10 月 16 日)	567.0mm (平成 16 年 10 月)																																
観測地点	1 時間降水量	1 日降水量	1 月降水量																																
我孫子	53.5mm (平成 28 年 7 月 20 日)	196.5mm (平成 25 年 10 月 16 日)	516.5mm (平成 25 年 10 月)																																
佐 倉	68.5mm (平成 27 年 6 月 23 日)	248.0mm (令和元年 10 月 25 日)	637.0mm (平成 3 年 10 月)																																
船 橋	58.5mm (平成 25 年 10 月 16 日)	224.0mm (平成 25 年 10 月 16 日)	567.0mm (平成 16 年 10 月)																																

ページ	修正理由	修正案	現行
震-1-1	語句の修正	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p style="text-align: center;">第1節 地震対策の基本的視点</p> <p>5. 最大クラスの地震を前提とした計画 地震対策にあたっては、<u>科学的知見を踏まえ</u>、あらゆる可能性を考慮して、最大クラスのを想定し、これまで経験したことがないような、広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市役所の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足など、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに留意しつつ、災害応急対策を行う。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p style="text-align: center;">第1節 地震対策の基本的視点</p> <p>5. 最大クラスの地震を前提とした計画 地震対策にあたっては、あらゆる可能性を考慮して、最大クラスのを想定し、これまで経験したことがないような、広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市役所の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足など、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに留意しつつ、災害応急対策を行う。</p>

ページ	修正理由	修正案				現行				
震-1-4	千葉県が指定する緊急輸送道路2次路線及び3次路線を含めた内容に修正	震度	平均震度 6.0 (5.9~6.3)			震度	平均震度 6.0 (5.9~6.3)			
		液状化	今井で液状化危険度が高いほかは、液状化危険度が高い場所は少ない。			液状化	今井で液状化危険度が高いほかは、液状化危険度が高い場所は少ない。			
		建物被害		木造建物	非木造建物	合計		木造建物	非木造建物	合計
			建物棟数	13,589	4,747	18,336	建物棟数	13,589	4,747	18,336
			全壊棟数	421	52	472	全壊棟数	421	52	472
			全壊率[%]	3.1	1.1	2.6	全壊率[%]	3.1	1.1	2.6
			半壊棟数	1,478	188	1,667	半壊棟数	1,478	188	1,667
			全半壊棟数	1,899	240	2,139	全半壊棟数	1,899	240	2,139
		全半壊率[%]	14.0	5.1	11.7	全半壊率[%]	14.0	5.1	11.7	
		火災被害		冬 5 時	夏 12 時	冬 18 時 (風速 8m/s)		冬 5 時	夏 12 時	冬 18 時 (風速 8m/s)
			全出火件数	2	2	9	全出火件数	2	2	9
			炎上出火件数	1	1	6	炎上出火件数	1	1	6
			延焼による焼失棟数	0	0	約 130	延焼による焼失棟数	0	0	約 130
		延焼による焼失率[%]	0	0	0.7	延焼による焼失率[%]	0	0	0.7	
ライフライン被害	電力	(略)			電力	(略)				
	上水道	(略)			上水道	(略)				
	下水道	(略)			下水道	(略)				
	都市ガス	(略)			都市ガス	(略)				
	通信	(略)			通信	(略)				
交通	道路	緊急輸送道路 <u>19.15 km</u> のうち <u>1.82 箇所</u> の被害			道路	緊急輸送道路 <u>10.35 km</u> のうち <u>1.15 箇所</u> の被害				
	鉄道	(略)			鉄道	(略)				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

ページ	修正理由	修正案	現行
震-1-5	白井市耐震改修促進計画の改定による修正	<p style="text-align: center;">第3節 減災目標</p> <p>2. 防災・減災施策と目標 (1) 予防対策による減災 ア 災害に強いまちづくりの推進 (ア) 住宅及び特定建築物の耐震化の促進 「白井市耐震改修促進計画」(令和4年10月改定)に基づき、<u>住宅の耐震化率の目標は、令和7年度に95%とする。また、特定建築物については、市有の特定建築物は、全ての耐震化整備が完了しており、市は民間特定建築物のうち耐震性が低いと思われる建築物の所有者へ、耐震改修を行うよう、啓発及び知識の普及等に努め、耐震化率の向上を目標とする。</u> (イ) ブロック塀対策の推進 災害時に迅速な避難等の妨げとなるブロック塀について、危険コンクリートブロック塀等対策事業等により安全化対策を促進する。 (ウ) 市有建築物の耐震化促進 市有建築物については、「白井市耐震改修促進計画」(令和4年10月改定)に基づき、用途や使用状況等を勘案した耐震化の方針を踏まえて耐震化を図る。</p>	<p style="text-align: center;">第3節 減災目標</p> <p>2. 防災・減災施策と目標 (1) 予防対策による減災 ア 災害に強いまちづくりの推進 (ア) 住宅及び特定建築物の耐震化の促進 「白井市耐震改修促進計画」(平成29年3月改定)に基づき、<u>令和2年度までに住宅及び特定建築物の耐震化率を95%とすることを目標とする。</u> (イ) ブロック塀対策の推進 災害時に迅速な避難等の妨げとなるブロック塀について、危険コンクリートブロック塀等対策事業等により安全化対策を促進する。 (ウ) 市有建築物の耐震化促進 市有建築物については、「白井市耐震改修促進計画」(平成29年3月改定)に基づき、用途や使用状況等を勘案した耐震化の方針を踏まえて耐震化を図る。</p>
震-2-2	語句の修正	<p style="text-align: center;">第2章 震災予防計画</p> <p style="text-align: center;">第1節 震災に強いまちづくり</p> <p>3. 震災に強い市街地 (略) (1) 都市施設の安全化 防災上重要となる公共土木施設は、日常の<u>住民生活</u>及び社会・経済活動、災害時の応急活動において重要な役割を果たす。 このため、本市及び防災関係機関は、発災後直ちに機能回復を図ることはもちろん、事前の措置として、施設ごとに被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるための対策を講ずるものとする。 不特定多数の者が利用する建築物、学校、老人ホーム、庁舎等防災拠点建築物に重点を置き、積極的に耐震改修を促進する。 以下に、都市施設の安全化を推進するために必要な施策を示す。 (略) (3) 防災空間の確保 (略) ウ 緑地の保全</p>	<p style="text-align: center;">第2章 震災予防計画</p> <p style="text-align: center;">第1節 震災に強いまちづくり</p> <p>3. 震災に強い市街地 (略) (1) 都市施設の安全化 防災上重要となる公共土木施設は、日常の<u>市民生活</u>及び社会・経済活動、災害時の応急活動において重要な役割を果たす。 このため、本市及び防災関係機関は、発災後直ちに機能回復を図ることはもちろん、事前の措置として、施設ごとに被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるための対策を講ずるものとする。 不特定多数の者が利用する建築物、学校、老人ホーム、庁舎等防災拠点建築物に重点を置き、積極的に耐震改修を促進する。 以下に、都市施設の安全化を推進するために必要な施策を示す。 (略) (3) 防災空間の確保 (略) ウ 緑地の保全</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		市街地の緑地は、 <u>住民</u> の快適な生活環境や緑豊かな都市景観に寄与するだけでなく、火災時の延焼遮断帯や避難場所などとして重要な役割を担っているため、緑地の保全を図る。 (略)	市街地の緑地は、 <u>市民</u> の快適な生活環境や緑豊かな都市景観に寄与するだけでなく、火災時の延焼遮断帯や避難場所などとして重要な役割を担っているため、緑地の保全を図る。 (略)
震-2-3	語句の修正及び追加	4. ライフライン施設 (略) (4) <u>東京ガスネットワーク株式会社</u> 、京葉ガス株式会社 (略) (10) 代替エネルギー源の確保 震災によりライフラインが被災すると、 <u>住民生活等</u> に多大な支障が及ぶ。本市では自然エネルギー等の <u>自立・分散型エネルギー</u> の利用推進について環境関連施策の一環として普及促進に取り組むよう努める。 また、代替エネルギー源を確保することで、災害時の二次被害・混乱等が軽減されると考えられることから、避難施設や防災拠点への導入など防災関連施策との連携を検討する。 ア 太陽エネルギーや <u>コージェネレーション等の自立・分散型電源エネルギー</u> の利用促進 イ その他自然エネルギーの調査・研究	4. ライフライン施設 (略) (4) <u>東京瓦ガス株式会社</u> 、京葉ガス株式会社 (略) (10) 代替エネルギー源の確保 震災によりライフラインが被災すると、 <u>市民生活等</u> に多大な支障が及ぶ。本市では自然エネルギーの利用推進について環境関連施策の一環として普及促進に取り組むよう努める。 また、代替エネルギー源を確保することで、災害時の二次被害・混乱等が軽減されると考えられることから、避難施設や防災拠点への導入など防災関連施策との連携を検討する。 ア 太陽エネルギーの利用促進 イ その他自然エネルギーの調査・研究
震-2-6	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	第2節 市の災害活動体制の整備	第2節 市の災害活動体制の整備
		1. 事前の体制づくりと備蓄 (略) (2) 危機管理意識の醸成 <u>災害時</u> にプロアクティブの原則（「疑わしいときは行動せよ」「最悪事態を想定して行動せよ」、「空振りには許されるが見逃しは許されない」）に則って迅速に災害対応ができるよう、職員向けの訓練や研修を行うとともに、日ごろから、国、県、防災関係機関の研修を活用し、危機管理に係る知識、危機管理意識の醸成に取り組む。 (略)	1. 事前の体制づくりと備蓄 (略) (2) 危機管理意識の醸成 <u>発災時</u> にプロアクティブの原則（「疑わしいときは行動せよ」「最悪事態を想定して行動せよ」、「空振りには許されるが見逃しは許されない」）に則って迅速に災害対応ができるよう、職員向けの訓練や研修を行うとともに、日ごろから、国、県、防災関係機関の研修を活用し、危機管理に係る知識、危機管理意識の醸成に取り組む。 (略)
震-2-7	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	3. 各課配備体制の更新と報告 <u>災害時</u> に的確な対応ができるよう、避難所直行職員を指名するほか、各課において機構改革や人事異動、地域防災計画見直し等の変化に応じた配備体制（配備レベルごとの動員職員名簿）の更新を図り、少なくとも年に一度定期的に防災担当（危機管理課）まで報告する。	3. 各課配備体制の更新と報告 <u>災害発生に際して</u> 的確な対応ができるよう、避難所直行職員を指名するほか、各課において機構改革や人事異動、地域防災計画見直し等の変化に応じた配備体制（配備レベルごとの動員職員名簿）の更新を図り、少なくとも年に一度定期的に防災担当（危機管理課）まで報告する。

ページ	修正理由	修正案	現行
		また、更新内容等について、できるだけ対策部内での情報共有を図り、相互の連携を密に図ることを心がける。	また、更新内容等について、できるだけ対策部内での情報共有を図り、相互の連携を密に図ることを心がける。
震-2-7	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p>5. 防災活動拠点の自立性構築</p> <p>(2) 市役所災害対策本部室等の整備</p> <p>地震等の災害時に、迅速に災害対策本部室（本部会議室・災害対策室）を設置し、災害の終息までの間、指揮命令の中枢拠点として機能できる施設及び設備等を整備する。</p> <p>整備に当たっては、災害対策本部員、本部事務局員、本部連絡員、防災行政無線や防災関連システムを集約、若しくは近接した配置とし、専用空調設備、非常用電源システム等の他、必要な事務機器（情報端末、印刷機など）の整備を行う。また、職員のための飲料水、食料、機材、簡易トイレ等の備蓄及び仮眠室等の整備を図る。</p>	<p>5. 防災活動拠点の自立性構築</p> <p>(2) 市役所災害対策本部室等の整備</p> <p>地震等の災害発生時に、迅速に災害対策本部室（本部会議室・災害対策室）を設置し、災害の終息までの間、指揮命令の中枢拠点として機能できる施設及び設備等を整備する。</p> <p>整備に当たっては、災害対策本部員、本部事務局員、本部連絡員、防災行政無線や防災関連システムを集約、若しくは近接した配置とし、専用空調設備、非常用電源システム等の他、必要な事務機器（情報端末、印刷機など）の整備を行う。また、職員のための飲料水、食料、機材、簡易トイレ等の備蓄及び仮眠室等の整備を図る。</p>
震-2-8	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p>6. 業務継続体制の確保</p> <p>市は、災害時の応急対策の実施とともに、優先度の高い通常業務の継続のため業務継続計画（災害編、平成30年11月作成）及びICT業務継続計画を推進し、災害時における市の業務継続体制の確保に努める。</p>	<p>6. 業務継続体制の確保</p> <p>市は、災害発生時の応急対策の実施とともに、優先度の高い通常業務の継続のため業務継続計画（災害編、平成30年11月作成）及びICT業務継続計画を推進し、災害時における市の業務継続体制の確保に努める。</p>
震-2-9	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;">第3節 情報体制の整備</p> <p>3. 通信設備の整備</p> <p>(略)</p> <p>(2) 千葉県防災行政無線等</p> <p>災害時における県庁と県出先機関、市町村等との間での被害情報、措置情報の収集、処理の迅速化共有化を図るとともに、気象情報等の各種情報を関係機関や住民に提供している。（千葉県防災情報システム）</p> <p>また、県、市が入力した高齢者等避難・避難指示情報、避難所情報、災害対策本部設置情報を、Lアラート（災害情報共有システム）を通じて各報道機関へ発信する。</p> <p>(3) 震度情報ネットワークシステム</p> <p>県は、震災時に初動体制の迅速な確立を図るため、県内全市町に計測震度計を設置するとともに、（国研）防災科学技術研究所や気象庁、千葉市及び松戸市が設置した計測震度計の82観測点の震度情報をオンラインで収集する「震度情報ネットワークシステム」を運用している。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 防災メール等の登録促進及び情報入力の一元化</p>	<p style="text-align: center;">第3節 情報体制の整備</p> <p>3. 通信設備の整備</p> <p>(略)</p> <p>(2) 千葉県防災行政無線等</p> <p>災害時における県庁と県出先機関、市町村等との間での被害情報、措置情報の収集、処理の迅速化共有化を図るとともに、気象情報等の各種情報を関係機関や住民に提供している。（千葉県防災情報システム）</p> <p>また、県、市が入力した避難準備・勧告・避難指示情報、避難所情報、災害対策本部設置情報を、Lアラート（災害情報共有システム）を通じて各報道機関へ発信する。</p> <p>(3) 震度情報ネットワークシステム</p> <p>県は、震災時に初動体制の迅速な確立を図るため、県内全市町に計測震度計を設置するとともに、（独）防災科学技術研究所や気象庁、千葉市の86地点の震度情報をオンラインで収集する「震度情報ネットワークシステム」を運用している。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 防災メール等の登録促進及び情報入力の一元化</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>市の防災情報を携帯電話等に配信する「しろいメール配信サービス」、「市の公式LINEアカウント」、気象警報などを県が配信する「ちば防災メール」、ヤフーとの災害協定により市からの緊急防災情報を含む各種防災速報を配信する「Yahoo!防災速報」等のアプリの登録を、<u>住民</u>等に普及する。また、これらのメールや緊急速報メール（エリアメール）を一元的に実施できる環境を整備する。</p> <p>(7) 非常通信体制の充実強化</p> <p><u>災害時</u>に自己所有の無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に電波法第 52 条の規定による非常通信を活用するため、非常通信の伝送訓練等、関東地方非常通信協議会の活動等を通じ、非常通信体制の充実強化に努める。</p>	<p>市の防災情報を携帯電話等に配信する「しろいメール配信サービス」、「市の公式 LINE アカウント」、気象警報などを県が配信する「ちば防災メール」、ヤフーとの災害協定により市からの緊急防災情報を含む各種防災速報を配信する「Yahoo!防災速報」等のアプリの登録を、<u>市民</u>等に普及する。また、これらのメールや緊急速報メール（エリアメール）を一元的に実施できる環境を整備する。</p> <p>(7) 非常通信体制の充実強化</p> <p><u>災害時等</u>に自己所有の無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に電波法第 52 条の規定による非常通信を活用するため、非常通信の伝送訓練等、関東地方非常通信協議会の活動等を通じ、非常通信体制の充実強化に努める。</p>
震-2-11	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;">第 4 節 救助・救急・医療体制の整備</p> <p>2. 救助・救急知識の普及</p> <p>各関係機関は、<u>災害時</u>の救助・救急活動について、市職員・住民と協力して活動ができるよう、その知識の普及、意識の向上を図る。</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">第 4 節 救助・救急・医療体制の整備</p> <p>2. 救助・救急知識の普及</p> <p>各関係機関は、<u>災害発生時</u>の救助・救急活動について、市職員・住民と協力して活動ができるよう、その知識の普及、意識の向上を図る。</p> <p>(略)</p>
震-2-13	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;">第 5 節 火災の予防</p> <p>1. 出火防止</p> <p>(1) 建築物等の出火防止</p> <p>(略)</p> <p>イ 防火対象物の防火管理体制の確立</p> <p>防火管理者選任義務対象の防火対象物には、防火管理者を選任し、消防計画を作成するよう徹底を図る。また、その他の防火対象物についても地震に対する事前対策と<u>災害時</u>の応急対策が効果的に行えるよう指導を強化し、職場における防火管理体制の確立を図る。特に、宿泊施設及び高層建築物等火災時の危険性の高い建築物に対しては、指導の強化を図る。また、複数の用途が混在し管理権原が分かれている雑居ビル等の防災体制については、統括防火管理体制が確立されるように指導するとともに、災害時には事業所の統括防火管理者が中心となった防災体制がとれるように指導する。</p> <p>多数の人が利用する大規模・高層の建築物等については、自衛消防組織の設置とともに防災管理者を選任し、防災に係る消防計画の作成、避難訓練の実施を行うよう徹底を図る。なお、管理権原の分かれ</p>	<p style="text-align: center;">第 5 節 火災の予防</p> <p>1. 出火防止</p> <p>(1) 建築物等の出火防止</p> <p>(略)</p> <p>イ 防火対象物の防火管理体制の確立</p> <p>防火管理者選任義務対象の防火対象物には、防火管理者を選任し、消防計画を作成するよう徹底を図る。また、その他の防火対象物についても地震に対する事前対策と<u>発災時</u>の応急対策が効果的に行えるよう指導を強化し、職場における防火管理体制の確立を図る。特に、宿泊施設及び高層建築物等火災時の危険性の高い建築物に対しては、指導の強化を図る。また、複数の用途が混在し管理権原が分かれている雑居ビル等の防災体制については、統括防火管理体制が確立されるように指導するとともに、災害時には事業所の統括防火管理者が中心となった防災体制がとれるように指導する。</p> <p>多数の人が利用する大規模・高層の建築物等については、自衛消防組織の設置とともに防災管理者を選任し、防災に係る消防計画の作成、避難訓練の実施を行うよう徹底を図る。なお、管理権原の分かれ</p>

ページ	修正理由	修正案	現行																
		<p>ているものについては、統括防災管理者を協議して選任し、防災に係る当該建築物全体の消防計画の作成、避難訓練の実施を行うよう指導する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 火災予防についての啓発 毎年3月1日から3月7日までの春季火災予防運動期間、11月9日から11月15日までの秋季火災予防運動期間において、火災予防思想の普及のため、市内各地で次のような啓発活動を実施する。 ア 火災予防運動を住民等に周知させるため、火災予防運動期間中の消防機関による警鐘の打鐘の実施</p> <p>(略)</p>	<p>ているものについては、統括防災管理者を協議して選任し、防災に係る当該建築物全体の消防計画の作成、避難訓練の実施を行うよう指導する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 火災予防についての啓発 毎年3月1日から3月7日までの春季火災予防運動期間、11月9日から11月15日までの秋季火災予防運動期間において、火災予防思想の普及のため、市内各地で次のような啓発活動を実施する。 ア 火災予防運動を市民に周知させるため、火災予防運動期間中の消防機関による警鐘の打鐘の実施</p> <p>(略)</p>																
震-2-16	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;">第6節 要配慮者の安全確保</p> <p>《計画の体系・担当》</p> <table border="1" data-bbox="472 679 1234 810"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 避難行動要支援者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 社会福祉施設等</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3. 外国人等</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する要配慮者のうち、災害時の避難等に特別な配慮を必要とする避難行動要支援者等の安全確保を図るため、必要な事項を定める。また各種支援体制については、「白井市避難行動要支援者避難支援プラン」、「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」(県)等に基づいて整備に努める。</p> <p>1. 避難行動要支援者 迅速な避難行動ができない高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を災害から守るには、地域社会の人々が互いに助け合いの気持ちを持つことが必要であり、地域コミュニティの形成が在宅の避難行動要支援者の救済基盤となるものである。 このため、「白井市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づいて市内の避難行動要支援者名簿を作成し、関係者と連携して避難支援体制の整備を図る。また、災害により庁舎が被災した場合等にも名簿の活用には支障がないよう、名簿情報の適切な管理に努める。 なお、内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づいて地域防災計画に定める重要事項は次のとおりである。 避難支援の重要事項</p>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 避難行動要支援者	(略)	2. 社会福祉施設等	(略)	3. 外国人等	(略)	<p style="text-align: center;">第6節 要配慮者の安全確保</p> <p>《計画の体系・担当》</p> <table border="1" data-bbox="1263 679 2024 810"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 避難行動要支援者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 社会福祉施設等</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3. 外国人等</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特別な配慮を必要とする避難行動要支援者等の安全確保を図るため、必要な事項を定める。また各種支援体制については、「白井市避難行動要支援者避難支援プラン」、「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」(県)等に基づいて整備に努める。</p> <p>1. 避難行動要支援者 迅速な避難行動ができない高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を災害から守るには、地域社会の人々が互いに助け合いの気持ちを持つことが必要であり、地域コミュニティの形成が在宅の避難行動要支援者の救済基盤となるものである。 このため、「白井市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づいて市内の避難行動要支援者名簿を作成し、関係者と連携して避難支援体制の整備を図る。また、災害により庁舎が被災した場合等にも名簿の活用には支障がないよう、名簿情報の適切な管理に努める。 なお、内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づいて地域防災計画に定める重要事項は次のとおりである。 避難支援の重要事項</p>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 避難行動要支援者	(略)	2. 社会福祉施設等	(略)	3. 外国人等	(略)
対策項目	担当部署および関係部・機関																		
1. 避難行動要支援者	(略)																		
2. 社会福祉施設等	(略)																		
3. 外国人等	(略)																		
対策項目	担当部署および関係部・機関																		
1. 避難行動要支援者	(略)																		
2. 社会福祉施設等	(略)																		
3. 外国人等	(略)																		

ページ	修正理由	修正案	現行																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="472 248 618 280">項目</th> <th data-bbox="618 248 1240 280">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="472 280 618 619">避難行動要 支援者名簿 に掲載する 者</td> <td data-bbox="618 280 1240 619"> ① 身体障害者手帳を所持する方 ・ 視覚障がい ・ 聴覚障がい ・ 上肢機能障がい（1級から2級） ・ 下肢、体幹機能障がい（1級から3級） ・ 呼吸器機能障がい（1級から2級） ② 療育手帳を所持する方（A又はA） ③ 精神障害者保健福祉手帳を所持する方（1級） ④ 介護認定者のうち要介護度が3以上の方 ⑤ 上記のほか、避難支援を必要とする方（自ら申請が必要） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 619 618 715">避難支援等 関係者</td> <td data-bbox="618 619 1240 715"> ① 自主防災組織（防災会） ② 自治会 ③ 民生委員④ 社会福祉協議会など </td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 715 618 871">名簿に掲載 する個人情 報</td> <td data-bbox="618 715 1240 871"> ① 氏名 ② 生年月日 ③ 性別 ④ 住所又は居所 ⑤ 本人の連絡先（電話番号） ⑥ 緊急時の連絡先 ⑦ 避難支援等を必要とする事由 ⑧ 必要とする支援内容 ⑨ 自治会名・行政区名 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 871 618 967">個人情報の 入手方法</td> <td data-bbox="618 871 1240 967"> ① 市民課の住民基本台帳 ② 障害福祉課の障がい者情報（身体、知的、精神） ③ 高齢者福祉課の要介護者情報 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 967 618 1031">名簿の更新</td> <td data-bbox="618 967 1240 1031"> ○ 定期的（年1回以上） ○ 名簿の修正、削除、新規追加については随時実施 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 1031 618 1366">名簿情報の 提供におけ る情報漏洩 防止措置</td> <td data-bbox="618 1031 1240 1366"> ○ 避難支援等関係者は、名簿を施錠可能な場所に保管し、 情報共有等のために複写する際も必要最小限の枚数に する。 また、名簿管理者の交代があった際には、所定の様式に より速やかに市へ届け出るとともに、名簿の管理等に ついて新任者へ十分な引き継ぎを行なう。 ○ 市は、名簿提供の際に避難支援等関係者に<u>対し、名簿 情報の漏洩防止について必要な措置を講ずる</u>ほか、個人 情報の取り扱いに関する守秘義務を説明する。 また、市で保管する名簿は、バックアップ、適正管理を 徹底する。 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	避難行動要 支援者名簿 に掲載する 者	① 身体障害者手帳を所持する方 ・ 視覚障がい ・ 聴覚障がい ・ 上肢機能障がい（1級から2級） ・ 下肢、体幹機能障がい（1級から3級） ・ 呼吸器機能障がい（1級から2級） ② 療育手帳を所持する方（A又はA） ③ 精神障害者保健福祉手帳を所持する方（1級） ④ 介護認定者のうち要介護度が3以上の方 ⑤ 上記のほか、避難支援を必要とする方（自ら申請が必要）	避難支援等 関係者	① 自主防災組織（防災会） ② 自治会 ③ 民生委員④ 社会福祉協議会など	名簿に掲載 する個人情 報	① 氏名 ② 生年月日 ③ 性別 ④ 住所又は居所 ⑤ 本人の連絡先（電話番号） ⑥ 緊急時の連絡先 ⑦ 避難支援等を必要とする事由 ⑧ 必要とする支援内容 ⑨ 自治会名・行政区名	個人情報の 入手方法	① 市民課の住民基本台帳 ② 障害福祉課の障がい者情報（身体、知的、精神） ③ 高齢者福祉課の要介護者情報	名簿の更新	○ 定期的（年1回以上） ○ 名簿の修正、削除、新規追加については随時実施	名簿情報の 提供におけ る情報漏洩 防止措置	○ 避難支援等関係者は、名簿を施錠可能な場所に保管し、 情報共有等のために複写する際も必要最小限の枚数に する。 また、名簿管理者の交代があった際には、所定の様式に より速やかに市へ届け出るとともに、名簿の管理等に ついて新任者へ十分な引き継ぎを行なう。 ○ 市は、名簿提供の際に避難支援等関係者に <u>対し、名簿 情報の漏洩防止について必要な措置を講ずる</u> ほか、個人 情報の取り扱いに関する守秘義務を説明する。 また、市で保管する名簿は、バックアップ、適正管理を 徹底する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1263 248 1408 280">項目</th> <th data-bbox="1408 248 2033 280">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1263 280 1408 619">避難行動要 支援者名簿 に掲載する 者</td> <td data-bbox="1408 280 2033 619"> ① 身体障害者手帳を所持する方 ・ 視覚障がい ・ 聴覚障がい ・ 上肢機能障がい（1級から2級） ・ 下肢、体幹機能障がい（1級から3級） ・ 呼吸器機能障がい（1級から2級） ② 療育手帳を所持する方（A又はA） ③ 精神障害者保健福祉手帳を所持する方（1級） ④ 介護認定者のうち要介護度が3以上の方 ⑤ 上記のほか、避難支援を必要とする方（自ら申請が必要） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1263 619 1408 715">避難支援等 関係者</td> <td data-bbox="1408 619 2033 715"> ① 自主防災組織（防災会） ② 自治会 ③ 民生委員④ 社会福祉協議会など </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1263 715 1408 871">名簿に掲載 する個人情 報</td> <td data-bbox="1408 715 2033 871"> ① 氏名 ② 生年月日 ③ 性別 ④ 住所又は居所 ⑤ 本人の連絡先（電話番号） ⑥ 緊急時の連絡先 ⑦ 避難支援等を必要とする事由 ⑧ 必要とする支援内容 ⑨ 自治会名・行政区名 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1263 871 1408 967">個人情報の 入手方法</td> <td data-bbox="1408 871 2033 967"> ① 市民課の住民基本台帳 ② 障害福祉課の障がい者情報（身体、知的、精神） ③ 高齢者福祉課の要介護者情報 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1263 967 1408 1031">名簿の更新</td> <td data-bbox="1408 967 2033 1031"> ○ 定期的（年1回以上） ○ 名簿の修正、削除、新規追加については随時実施 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1263 1031 1408 1366">名簿情報の 提供におけ る情報漏洩 防止措置</td> <td data-bbox="1408 1031 2033 1366"> ○ 避難支援等関係者は、名簿を施錠可能な場所に保管し、 情報共有等のために複写する際も必要最小限の枚数に する。 また、名簿管理者の交代があった際には、所定の様式に より速やかに市へ届け出るとともに、名簿の管理等に ついて新任者へ十分な引き継ぎを行なう。 ○ 市は、名簿提供の際に避難支援等関係者に<u>規約及び誓 約書の提出を求める</u>ほか、個人情報の取り扱いに関する 守秘義務を説明する。 また、市で保管する名簿は、バックアップ、適正管理を 徹底する。 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	避難行動要 支援者名簿 に掲載する 者	① 身体障害者手帳を所持する方 ・ 視覚障がい ・ 聴覚障がい ・ 上肢機能障がい（1級から2級） ・ 下肢、体幹機能障がい（1級から3級） ・ 呼吸器機能障がい（1級から2級） ② 療育手帳を所持する方（A又はA） ③ 精神障害者保健福祉手帳を所持する方（1級） ④ 介護認定者のうち要介護度が3以上の方 ⑤ 上記のほか、避難支援を必要とする方（自ら申請が必要）	避難支援等 関係者	① 自主防災組織（防災会） ② 自治会 ③ 民生委員④ 社会福祉協議会など	名簿に掲載 する個人情 報	① 氏名 ② 生年月日 ③ 性別 ④ 住所又は居所 ⑤ 本人の連絡先（電話番号） ⑥ 緊急時の連絡先 ⑦ 避難支援等を必要とする事由 ⑧ 必要とする支援内容 ⑨ 自治会名・行政区名	個人情報の 入手方法	① 市民課の住民基本台帳 ② 障害福祉課の障がい者情報（身体、知的、精神） ③ 高齢者福祉課の要介護者情報	名簿の更新	○ 定期的（年1回以上） ○ 名簿の修正、削除、新規追加については随時実施	名簿情報の 提供におけ る情報漏洩 防止措置	○ 避難支援等関係者は、名簿を施錠可能な場所に保管し、 情報共有等のために複写する際も必要最小限の枚数に する。 また、名簿管理者の交代があった際には、所定の様式に より速やかに市へ届け出るとともに、名簿の管理等に ついて新任者へ十分な引き継ぎを行なう。 ○ 市は、名簿提供の際に避難支援等関係者に <u>規約及び誓 約書の提出を求める</u> ほか、個人情報の取り扱いに関する 守秘義務を説明する。 また、市で保管する名簿は、バックアップ、適正管理を 徹底する。
項目	内容																														
避難行動要 支援者名簿 に掲載する 者	① 身体障害者手帳を所持する方 ・ 視覚障がい ・ 聴覚障がい ・ 上肢機能障がい（1級から2級） ・ 下肢、体幹機能障がい（1級から3級） ・ 呼吸器機能障がい（1級から2級） ② 療育手帳を所持する方（A又はA） ③ 精神障害者保健福祉手帳を所持する方（1級） ④ 介護認定者のうち要介護度が3以上の方 ⑤ 上記のほか、避難支援を必要とする方（自ら申請が必要）																														
避難支援等 関係者	① 自主防災組織（防災会） ② 自治会 ③ 民生委員④ 社会福祉協議会など																														
名簿に掲載 する個人情 報	① 氏名 ② 生年月日 ③ 性別 ④ 住所又は居所 ⑤ 本人の連絡先（電話番号） ⑥ 緊急時の連絡先 ⑦ 避難支援等を必要とする事由 ⑧ 必要とする支援内容 ⑨ 自治会名・行政区名																														
個人情報の 入手方法	① 市民課の住民基本台帳 ② 障害福祉課の障がい者情報（身体、知的、精神） ③ 高齢者福祉課の要介護者情報																														
名簿の更新	○ 定期的（年1回以上） ○ 名簿の修正、削除、新規追加については随時実施																														
名簿情報の 提供におけ る情報漏洩 防止措置	○ 避難支援等関係者は、名簿を施錠可能な場所に保管し、 情報共有等のために複写する際も必要最小限の枚数に する。 また、名簿管理者の交代があった際には、所定の様式に より速やかに市へ届け出るとともに、名簿の管理等に ついて新任者へ十分な引き継ぎを行なう。 ○ 市は、名簿提供の際に避難支援等関係者に <u>対し、名簿 情報の漏洩防止について必要な措置を講ずる</u> ほか、個人 情報の取り扱いに関する守秘義務を説明する。 また、市で保管する名簿は、バックアップ、適正管理を 徹底する。																														
項目	内容																														
避難行動要 支援者名簿 に掲載する 者	① 身体障害者手帳を所持する方 ・ 視覚障がい ・ 聴覚障がい ・ 上肢機能障がい（1級から2級） ・ 下肢、体幹機能障がい（1級から3級） ・ 呼吸器機能障がい（1級から2級） ② 療育手帳を所持する方（A又はA） ③ 精神障害者保健福祉手帳を所持する方（1級） ④ 介護認定者のうち要介護度が3以上の方 ⑤ 上記のほか、避難支援を必要とする方（自ら申請が必要）																														
避難支援等 関係者	① 自主防災組織（防災会） ② 自治会 ③ 民生委員④ 社会福祉協議会など																														
名簿に掲載 する個人情 報	① 氏名 ② 生年月日 ③ 性別 ④ 住所又は居所 ⑤ 本人の連絡先（電話番号） ⑥ 緊急時の連絡先 ⑦ 避難支援等を必要とする事由 ⑧ 必要とする支援内容 ⑨ 自治会名・行政区名																														
個人情報の 入手方法	① 市民課の住民基本台帳 ② 障害福祉課の障がい者情報（身体、知的、精神） ③ 高齢者福祉課の要介護者情報																														
名簿の更新	○ 定期的（年1回以上） ○ 名簿の修正、削除、新規追加については随時実施																														
名簿情報の 提供におけ る情報漏洩 防止措置	○ 避難支援等関係者は、名簿を施錠可能な場所に保管し、 情報共有等のために複写する際も必要最小限の枚数に する。 また、名簿管理者の交代があった際には、所定の様式に より速やかに市へ届け出るとともに、名簿の管理等に ついて新任者へ十分な引き継ぎを行なう。 ○ 市は、名簿提供の際に避難支援等関係者に <u>規約及び誓 約書の提出を求める</u> ほか、個人情報の取り扱いに関する 守秘義務を説明する。 また、市で保管する名簿は、バックアップ、適正管理を 徹底する。																														

ページ	修正理由	修正案	現行						
		<p>(移設)</p> <p>配慮を要する者の円滑な避難のための情報伝達の配慮</p> <p>○ 市は避難支援等関係者と可能な限り連絡を取り合う。 ○ その他、「(5) 情報伝達・避難誘導」参照</p> <p>(略)</p> <p>(3) <u>個別避難支援プラン（個別避難計画）の作成等</u></p> <p><u>市は、避難支援等関係者への名簿情報の提供について本人の同意を得た方を対象とし、避難支援等関係者と連携して個別避難計画の作成に努める。</u></p> <p><u>作成に当たっては、地域の実情や避難行動要支援者本人の状況を踏まえ、ハザードマップ上、危険な場所に居住する者等、特に優先して作成すべき避難行動要支援者から、市や避難支援等関係者と避難行動要支援者本人とが具体的に打ち合わせを行いながら作成する。</u></p> <p><u>また、避難行動要支援者全体に計画が作成されるように、状況によっては自主防災組織等の避難支援等関係者が記入する形態での個別避難計画の作成も進める。</u></p> <p><u>なお、個別避難計画は、内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づいて次のとおり運用する。</u></p> <table border="1" data-bbox="474 991 1234 1337"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>個別避難計画に掲載する事項</u></td> <td>① <u>避難行動要支援者名簿情報</u> ② <u>避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先</u> ③ <u>避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</u> ④ <u>その他市が必要と認める事項（自宅で想定されるハザードの状況、移動の際の持出品、移動時に必要な配慮等）</u></td> </tr> <tr> <td><u>計画の更新</u></td> <td>○ <u>避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難行動の変更等に応じて随時実施</u></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	内 容	<u>個別避難計画に掲載する事項</u>	① <u>避難行動要支援者名簿情報</u> ② <u>避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先</u> ③ <u>避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</u> ④ <u>その他市が必要と認める事項（自宅で想定されるハザードの状況、移動の際の持出品、移動時に必要な配慮等）</u>	<u>計画の更新</u>	○ <u>避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難行動の変更等に応じて随時実施</u>	<p>避難支援等関係者の安全確保</p> <p>○ 個別避難支援プランの作成の際、避難支援は、避難支援等関係者自身の安全確保が最優先となり、避難支援等関係者が直ちに支援に来られない場合があることを避難支援等関係者と避難行動要支援者の双方が理解する。</p> <p>配慮を要する者の円滑な避難のための情報伝達の配慮</p> <p>○ 市は避難支援等関係者と可能な限り連絡を取り合う。 ○ その他、「(4) 情報伝達・避難誘導」参照</p> <p>(略)</p> <p>(3) <u>避難支援プランの策定</u></p> <p><u>ア 個別避難支援プラン（個別計画）</u></p> <p><u>避難支援等関係者への名簿情報の提供について本人の同意を得た方を対象とした個別計画を策定する。</u></p>
項 目	内 容								
<u>個別避難計画に掲載する事項</u>	① <u>避難行動要支援者名簿情報</u> ② <u>避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先</u> ③ <u>避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</u> ④ <u>その他市が必要と認める事項（自宅で想定されるハザードの状況、移動の際の持出品、移動時に必要な配慮等）</u>								
<u>計画の更新</u>	○ <u>避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難行動の変更等に応じて随時実施</u>								

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>個別避難計画情報の提供</u> ○ <u>避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意を得た上で、避難支援等の実施に必要な限度で、平常時から避難支援等関係者に個別避難計画情報を提供する。</u></p> <p><u>個別避難計画情報の提供における情報漏洩防止措置</u> ○ <u>個別避難計画情報の提供を受けた避難支援等関係者は、個別避難計画情報を施錠可能な場所に保管するなど情報漏洩防止を徹底し、知り得た秘密を漏らしてはならない。</u> ○ <u>市は、個別避難計画情報提供の際に避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報の漏洩防止について必要な措置を講ずるほか、個人情報の取り扱いに関する守秘義務を説明する。</u> <u>また、市で保管する個別避難計画は、バックアップ、適正管理を徹底する。</u></p> <p><u>避難支援等関係者の安全確保</u> ○ <u>個別避難計画の作成の際、避難支援は、避難支援等関係者自身の安全確保が最優先となり、避難支援等関係者が直ちに支援に來られない場合があることを避難支援等関係者と避難行動要支援者の双方が理解する。</u></p> <p><u>地区防災計画との整合</u> ○ <u>地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるように、個別避難計画で定めた避難支援の役割分担及び支援内容と整合が図られるようにするとともに、一体的な運用が図られるように努める。</u></p> <p><u>(4) 災害準備ノートの作成</u> 人工呼吸器を使用している要配慮者については、平時に支援をしている関係者を中心に<u>災害準備ノートを作成する。</u></p> <p><u>(5) 情報伝達・避難誘導</u> (略)</p> <p><u>(6) 防災設備等の整備</u> (略)</p> <p><u>(7) 避難施設等の整備</u> (略)</p> <p><u>(8) 防災教育・訓練等</u> (略)</p>	<p>イ 人工呼吸器を使用している要配慮者については、平時に支援をしている関係者を中心に<u>個別計画（災害準備ノート）を策定する。</u></p> <p><u>(4) 情報伝達・避難誘導</u> (略)</p> <p><u>(5) 防災設備等の整備</u> (略)</p> <p><u>(6) 避難施設等の整備</u> (略)</p> <p><u>(7) 防災教育・訓練等</u> (略)</p>
震-2-20	緊急輸送道路2次路線及び3次路線の明記及	<p style="text-align: center;">第7節 緊急輸送体制の整備</p> <p>1. 緊急輸送道路の確保 県では、<u>災害時</u>の被害者の救援や緊急物資の輸送等の災害対策を目的</p>	<p style="text-align: center;">第7節 緊急輸送体制の整備</p> <p>1. 緊急輸送道路の確保 県では、<u>災害発生時</u>の被害者の救援や緊急物資の輸送等の災害対策を</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
	び語句の修正	<p>として緊急輸送道路の1次路線、2次路線、<u>3次路線</u>を設定している。</p> <p>白井市では1次路線として<u>国道16号及び国道464号、2次路線として国道464号白井駅交差点から白井市役所までの区間、3次路線として国道16号富塚交差点から白井第一工業団地及び第二工業団地までの区間が該当するが</u>、破損等により他の道路も通行禁止や交通規制が行われる可能性があるため、警察及び道路管理者と事前に情報交換体制を確立しておく必要がある。</p> <p>多重化や代替性を考慮しつつ、<u>災害時</u>の緊急輸送のために確保すべき輸送施設及び輸送拠点・集積拠点について把握・点検、調整し、災害に対する安全性を検討し、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図り、関係機関に対する周知徹底に努める。</p> <p><u>災害時</u>の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設者との協定の円滑な運用体制の整備に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>目的として緊急輸送道路の1次路線、2次路線、<u>3次路線</u>を設定している。</p> <p>白井市では1次路線として<u>国道16号、国道464号が該当するが</u>、破損等により他の道路も通行禁止や交通規制が行われる可能性があるため、警察及び道路管理者と事前に情報交換体制を確立しておく必要がある。<u>(市内に2次路線として設定された路線はない。)</u></p> <p>多重化や代替性を考慮しつつ、<u>災害発生時</u>の緊急輸送のために確保すべき輸送施設及び輸送拠点・集積拠点について把握・点検、調整し、災害に対する安全性を検討し、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図り、関係機関に対する周知徹底に努める。</p> <p><u>発災後</u>の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設者との協定の円滑な運用体制の整備に努める。</p> <p>(略)</p>
震-2-21	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p>3. 輸送体制の整備</p> <p>旅客輸送及び緊急物資輸送等に関しては、交通の遮断、市有車両の不足等が予測されるため、平常時から運送事業者等と<u>災害時</u>の協力体制について協議していくものとする。</p> <p>必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送業者等の参加、物資集積拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資集積拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(2) トラック協会、日本通運、佐川急便(災害協定あり)、及び民間ヘリコプター運航会社</p> <p>ア 人員、物資輸送の要請方法について</p> <p>イ 集積施設、保有車両等の状況について</p> <p>ウ <u>災害時</u>の活動体制について</p> <p>(略)</p>	<p>3. 輸送体制の整備</p> <p>旅客輸送及び緊急物資輸送等に関しては、交通の遮断、市有車両の不足等が予測されるため、平常時から運送事業者等と<u>発災時</u>の協力体制について協議していくものとする。</p> <p>必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送業者等の参加、物資集積拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資集積拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(2) トラック協会、日本通運、佐川急便(災害協定あり)、及び民間ヘリコプター運航会社</p> <p>ア 人員、物資輸送の要請方法について</p> <p>イ 集積施設、保有車両等の状況について</p> <p>ウ <u>発災時</u>の活動体制について</p> <p>(略)</p>
震-2-21	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p>4. 緊急通行車両</p> <p>交通規制と緊急通行車両輸送の円滑な通行の確保のため、災害対策基本法第76条の規定により、公安委員会において災害緊急通行を行う車両以外の車両の通行禁止又は規制が行われる場合に備え、市はあらかじめ公安委員会(県警察本部、警察署)に緊急通行車両の事前届出を行い、緊急通行車両の事前届出済証の交付を受けておくものとする。</p>	<p>4. 緊急通行車両</p> <p>交通規制と緊急通行車両輸送の円滑な通行の確保のため、災害対策基本法第76条の規定により、公安委員会において災害緊急通行を行う車両以外の車両の通行禁止又は規制が行われる場合に備え、市はあらかじめ公安委員会(県警察本部、警察署)に緊急通行車両の事前届出を行い、緊急通行車両の事前届出済証の交付を受けておくものとする。</p>

ページ	修正理由	修正案	現行																																
		<p>輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、<u>災害時</u>に当該車両に対して緊急通行車両標章が円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行う。</p>	<p>輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、<u>発災後</u>、当該車両に対して緊急通行車両標章が円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行う。</p>																																
震-2-22	千葉県地域防災計画の修正による	<p style="text-align: center;">第8節 避難収容体制の整備</p> <p>《計画の体系・担当》</p> <table border="1" data-bbox="472 464 1240 815"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 避難体制の整備</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 指定緊急避難場所・指定避難所の指定</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3. 避難所等の整備</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4. <u>家庭動物</u>対策</td> <td>危機管理課、環境課</td> </tr> <tr> <td>5. 避難所の開設・運営</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>6. 応急仮設住宅の用地確保</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>1. 避難体制の整備 (1) 避難情報の広報体制 ア 関係機関と連携し危険箇所等の公表と指定緊急避難場所について、住民への周知徹底に努める。 イ 警戒基準・避難基準の設定を行い、自治会、自主防災組織等と連携して地区住民の自主的判断による警戒・避難及びその伝達方法の確立に努めるものとする。 ウ <u>指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル等</u>に安全に避難できるように、ハザードマップの<u>配布</u>や広報紙記載などのほか、防災訓練等と関連づけるなど、日頃から住民に対して避難経路の検討の普及に努めるとともに、<u>避難時の周囲の状況等により、指定避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、周知徹底に努める。</u> エ 避難行動要支援者の避難支援については自治会、自主防災組織等が中心となって地区単位レベルで具体的な行動計画をまとめるよう努める。 (略)</p>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 避難体制の整備	(略)	2. 指定緊急避難場所・指定避難所の指定	(略)	3. 避難所等の整備	(略)	4. <u>家庭動物</u> 対策	危機管理課、環境課	5. 避難所の開設・運営	(略)	6. 応急仮設住宅の用地確保	(略)	(略)		<p style="text-align: center;">第8節 避難収容体制の整備</p> <p>《計画の体系・担当》</p> <table border="1" data-bbox="1263 464 2031 815"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 避難体制の整備</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 指定緊急避難場所・指定避難所の指定</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3. 避難所等の整備</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4. <u>ペット</u>対策</td> <td>危機管理課、環境課</td> </tr> <tr> <td>5. 避難所の開設・運営</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>6. 応急仮設住宅の用地確保</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>1. 避難体制の整備 (1) 避難情報の広報体制 ア 関係機関と連携し危険箇所等の公表と指定緊急避難場所について、住民への周知徹底に努める。 イ 警戒基準・避難基準の設定を行い、自治会、自主防災組織等と連携して地区住民の自主的判断による警戒・避難及びその伝達方法の確立に努めるものとする。 ウ <u>指定緊急避難場所</u>に安全に避難できるように、ハザードマップの<u>配付</u>や広報紙記載などのほか、防災訓練等と関連づけるなど、日頃から住民に対して避難経路の検討の普及に努める。 エ 避難行動要支援者の避難支援については自治会、自主防災組織等が中心となって地区単位レベルで具体的な行動計画をまとめるよう<u>努める。</u> (略)</p>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 避難体制の整備	(略)	2. 指定緊急避難場所・指定避難所の指定	(略)	3. 避難所等の整備	(略)	4. <u>ペット</u> 対策	危機管理課、環境課	5. 避難所の開設・運営	(略)	6. 応急仮設住宅の用地確保	(略)	(略)	
対策項目	担当部署および関係部・機関																																		
1. 避難体制の整備	(略)																																		
2. 指定緊急避難場所・指定避難所の指定	(略)																																		
3. 避難所等の整備	(略)																																		
4. <u>家庭動物</u> 対策	危機管理課、環境課																																		
5. 避難所の開設・運営	(略)																																		
6. 応急仮設住宅の用地確保	(略)																																		
(略)																																			
対策項目	担当部署および関係部・機関																																		
1. 避難体制の整備	(略)																																		
2. 指定緊急避難場所・指定避難所の指定	(略)																																		
3. 避難所等の整備	(略)																																		
4. <u>ペット</u> 対策	危機管理課、環境課																																		
5. 避難所の開設・運営	(略)																																		
6. 応急仮設住宅の用地確保	(略)																																		
(略)																																			

ページ	修正理由	修正案	現行
震-2-23	千葉県地域防災計画の修正及び語句の修正	<p>2. 指定緊急避難場所・指定避難所の指定 (略)</p> <p>(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 火災の延焼拡大や余震による二次被害、風水害等から<u>住民等</u>の身の安全を確保するとともに、住宅被災者の一時滞在場所を確保するため、公共施設等を指定緊急避難場所及び指定避難所に指定し、県に通知する。 また、指定に当たっては、災害対策基本法、災害対策基本法施行令及び災害対策基本法施行規則、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」(内閣府、平成28年4月改訂)、並びに「災害時における避難所運営の手引き」(千葉県、平成29年7月)により適性を評価する。 市指定の避難場所・避難所は、次の3種類とする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 指定緊急避難場所・指定避難所の周知 指定緊急避難場所・指定避難所の指定状況、<u>指定避難所の収容人数</u>、指定緊急避難場所と指定避難所の違い、内閣府の「避難行動判定フロー」を活用した緊急避難先の確認等を<u>住民等</u>に周知する。 大規模な<u>災害時</u>には、避難所の収容能力を超える避難者が殺到することが想定される。日頃から地域住民に対し、避難所等へ避難しなくても自活できる環境の整備、物資の備蓄、自宅の被害が軽微な場合は在宅避難へと誘導することなどを周知・啓発するとともに、<u>災害時には避難所の開設状況や混雑状況等をホームページ等で周知する。</u> その際、在宅避者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られることを周知する。</p> <p>(4) <u>福祉避難所への直接避難が必要な要配慮者の指定</u> <u>福祉避難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。</u> <u>また、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示し、平常時からその周知に努める。</u></p> <p>(5) ヘリコプター臨時離着陸場の安全措置 災害時に有効な機能を有するヘリコプターの臨時離着陸場が指定緊急避難場所・指定避難所に選定されている場合は、避難住民の安全性等を考慮して避難場所・避難所と臨時離着陸場の区別等、所要の安全措置を講じておくものとする。 【資料編】ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧</p>	<p>2. 指定緊急避難場所・指定避難所の指定 (略)</p> <p>(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 火災の延焼拡大や余震による二次被害、風水害等から<u>市民</u>の身の安全を確保するとともに、住宅被災者の一時滞在場所を確保するため、公共施設等を指定緊急避難場所及び指定避難所に指定し、県に通知する。 また、指定に当たっては、災害対策基本法、災害対策基本法施行令及び災害対策基本法施行規則、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」(内閣府、平成28年4月改訂)、並びに「災害時における避難所運営の手引き」(千葉県、平成29年7月)により適性を評価する。 市指定の避難場所・避難所は、次の3種類とする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 指定緊急避難場所・指定避難所の周知 指定緊急避難場所・指定避難所の指定状況、指定緊急避難場所と指定避難所の違い、内閣府の「避難行動判定フロー」を活用した緊急避難先の確認等を<u>市民等</u>に周知する。 大規模な<u>災害発生時</u>には、避難所の収容能力を超える避難者が殺到することが想定される。日頃から地域住民に対し、避難所等へ避難しなくても自活できる環境の整備、物資の備蓄、自宅の被害が軽微な場合は在宅避難へと誘導することなどを周知・啓発する。 その際、在宅避者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られることを周知する。</p> <p>(新設)</p> <p>(4) ヘリコプター臨時離着陸場の安全措置 災害時に有効な機能を有するヘリコプターの臨時離着陸場が指定緊急避難場所・指定避難所に選定されている場合は、避難住民の安全性等を考慮して避難場所・避難所と臨時離着陸場の区別等、所要の安全措置を講じておくものとする。 【資料編】ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
震-2-24	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p>3. 指定避難所等の整備</p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難生活に備えた施設等の改善</p> <p>(略)</p> <p>エ 避難の長期化等を想定し、授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペースを設けるように努める。トイレ、更衣室、入浴設備等については、鍵の設置や十分な照明の配置など女性や子供が安全に安心して利用できる環境整備に努める。また、<u>家庭動物</u>の受け入れスペースの確保に努める。</p>	<p>3. 指定避難所等の整備</p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難生活に備えた施設等の改善</p> <p>(略)</p> <p>エ 避難の長期化等を想定し、授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペースを設けるように努める。トイレ、更衣室、入浴設備等については、鍵の設置や十分な照明の配置など女性や子供が安全に安心して利用できる環境整備に努める。また、<u>ペット</u>の受け入れスペースの確保に努める。</p>
震-2-24	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p>4. <u>家庭動物</u>対策</p> <p>市は、災害時における避難所や仮設住宅でのトラブルを防止するため、<u>家庭動物</u>がケージやキャリーバッグで生活することに慣らしておくことや、<u>家庭動物用</u>の食料を用意しておくことなど、災害に備えた準備を日頃から行うよう<u>住民等</u>に普及啓発するとともに、災害時に迷子になった動物の飼い主を特定できるように迷子札の装着等を促進する。</p>	<p>4. <u>ペット</u>対策</p> <p>市は、災害時における避難所や仮設住宅でのトラブルを防止するため、<u>ペット</u>がケージやキャリーバッグで生活することに慣らしておくことや、<u>ペット用</u>の食料を用意しておくことなど、災害に備えた準備を日頃から行うよう<u>市民</u>に普及啓発するとともに、災害時に迷子になった動物の飼い主を特定できるように迷子札の装着等を促進する。</p>
震-2-25	千葉県地域防災計画の修正及び市のマニュアル策定に伴う語句の修正	<p>5. 避難所の開設・運営</p> <p>(1) 避難所の開設</p> <p>ア 市は、災害の状況により必要に応じて避難所を円滑に開設する体制を整備する。</p> <p>イ 避難所の運営は、自治会や自主防災組織等の地元住民が主体的に実施できるよう、平時から「<u>避難所開設・運営マニュアル</u>」に基づく避難所運営委員会の整備を促進する。</p> <p>ウ 市は、避難所の開設・運営のための職員を派遣するものとし、事前に各避難所への派遣職員(避難所直行職員)を定めておくものとする。派遣職員の選定にあたっては、避難所への参集時間等を考慮するほか、男性女性両方の職員を選ぶように努める。</p> <p>(2) 避難所の運営</p> <p>ア 収容された住民が速やかに組織・運営ができるよう、各避難所に、運営主体となる自治会又は自主防災組織を割り当てておく。</p> <p>避難所の運営には、男性・女性が共に役員等の責任ある立場で参画することで、男女双方の視点を反映し、男女のニーズの違いに配慮する。</p> <p>イ 突発的な災害に備え、住民の自主避難が円滑に行えるよう、事前に、住民による避難所の開設方法や鍵の貸与等について自主防災組織や自治会の役員と調整を図る。</p>	<p>5. 避難所の開設・運営</p> <p>(1) 避難所の開設</p> <p>ア 市は、災害の状況により必要に応じて避難所を円滑に開設する体制を整備する。</p> <p>イ 避難所の運営は、自治会や自主防災組織等の地元住民が主体的に実施できるよう、平時から「<u>自治会等向け災害時対応マニュアル</u>」に基づく避難所運営委員会の整備を促進する。</p> <p>ウ 市は、避難所の開設・運営のための職員を派遣するものとし、事前に各避難所への派遣職員(避難所直行職員)を定めておくものとする。派遣職員の選定にあたっては、避難所への参集時間等を考慮するほか、男性女性両方の職員を選ぶように努める。</p> <p>(2) 避難所の運営</p> <p>ア 収容された住民が速やかに組織・運営ができるよう、各避難所に、運営主体となる自治会又は自主防災組織を割り当てておく。</p> <p>避難所の運営には、男性・女性が共に役員等の責任ある立場で参画することで、男女双方の視点を反映し、男女のニーズの違いに配慮する。</p> <p>イ 突発的な災害に備え、住民の自主避難が円滑に行えるよう、事前に、住民による避難所の開設方法や鍵の貸与等について自主防災組織や自治会の役員と調整を図る。</p>

ページ	修正理由	修正案	現行																																																																																												
		<p>ウ 住民による自主的な避難所運営が図られるよう自治会、自主防災組織に「<u>避難所開設・運営マニュアル</u>」を周知し、必要な知識等の普及・啓発に努める。<u>特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及・啓発に努める。</u></p> <p>また、住民、自治会、自主防災組織、施設管理者等による避難所運営の実動訓練やイメージトレーニング等を促進し、避難所ごとの運営マニュアルの整備を図る。</p> <p>エ 施設を避難所のほかに救護所や物資集積等の拠点に指定する場合には、その設置・運営に関して、関係機関との事前調整に努める。</p> <p><u>オ 災害発生後に、避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。</u></p>	<p>ウ 住民による自主的な避難所運営が図られるよう自治会、自主防災組織に「<u>自治会等向け災害時対応マニュアル</u>」の避難所運営要領を周知し、必要な知識等の普及・啓発に努める。</p> <p>また、住民、自治会、自主防災組織、施設管理者等による避難所運営の実動訓練やイメージトレーニング等を促進し、避難所ごとの運営マニュアルの整備を図る。</p> <p>エ 施設を避難所のほかに救護所や物資集積等の拠点に指定する場合には、その設置・運営に関して、関係機関との事前調整に努める。</p> <p>(新設)</p>																																																																																												
震-2-28	千葉県地域防災計画の修正及び語句の修正	<p style="text-align: center;">第10節 備蓄体制の整備</p> <p>1. 備蓄・調達体制の整備</p> <p>災害発生直後から支援物資が届くまでの間、緊急支援の措置として供給する被災者の生活に不可欠な物資を中心に備蓄等を図る。</p> <p>(1) 市による備蓄・調達体制</p> <p>ア 備蓄の対象人口は、白井市防災アセスメント調査結果による2,011人（地震の発生1日後の避難者数）を基準とし、3日分の飲料水、食料と生活必需品を計画的に備蓄するものとする。また、本市の水道は<u>他市にある浄水場から受水しており</u>、下水道は花見川又は手賀沼の終末処理場に繋がっているため、市内の施設に被害がなくとも市外の関連施設が被災した場合には、市内全域で給排水が停止する可能性があることに留意し、飲料水、仮設トイレの備蓄については、さらなる増量を検討する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">備蓄目標量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食料（一般向け）</td> <td>11,370</td> <td>食</td> <td>紙コップ</td> <td>19,310</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>食料（要配慮者向け）</td> <td>3,030</td> <td>食</td> <td>紙どんぶり</td> <td>14,400</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>飲料水（500m l）</td> <td>28,960</td> <td>本</td> <td>先割れスプーン</td> <td>14,400</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>毛布</td> <td>3,220</td> <td>枚</td> <td>使い捨て哺乳瓶</td> <td>180</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>仮設トイレ</td> <td>40</td> <td>基</td> <td>乳幼児用ミルク</td> <td>180</td> <td>食</td> </tr> <tr> <td>簡易トイレ（薬剤・袋）</td> <td>30,170</td> <td>個</td> <td>生理用品</td> <td>1,660</td> <td>枚</td> </tr> <tr> <td>トイレットペーパー</td> <td>660</td> <td>ロール</td> <td>紙おむつ（乳幼児）</td> <td>690</td> <td>枚</td> </tr> </tbody> </table>	備蓄目標量				食料（一般向け）	11,370	食	紙コップ	19,310	個	食料（要配慮者向け）	3,030	食	紙どんぶり	14,400	個	飲料水（500m l）	28,960	本	先割れスプーン	14,400	個	毛布	3,220	枚	使い捨て哺乳瓶	180	本	仮設トイレ	40	基	乳幼児用ミルク	180	食	簡易トイレ（薬剤・袋）	30,170	個	生理用品	1,660	枚	トイレットペーパー	660	ロール	紙おむつ（乳幼児）	690	枚	<p style="text-align: center;">第10節 備蓄体制の整備</p> <p>1. 備蓄・調達体制の整備</p> <p>災害発生直後から支援物資が届くまでの間、緊急支援の措置として供給する被災者の生活に不可欠な物資を中心に備蓄等を図る。</p> <p>(1) 市による備蓄・調達体制</p> <p>ア 備蓄の対象人口は、白井市防災アセスメント調査結果による2,011人（地震の発生1日後の避難者数）を基準とし、3日分の飲料水、食料と生活必需品を計画的に備蓄するものとする。また、本市の水道は<u>印旛広域市町村圏事務組合より受水しており</u>、下水道は花見川又は手賀沼の終末処理場に繋がっているため、市内の施設に被害がなくとも市外の関連施設が被災した場合には、市内全域で給排水が停止する可能性があることに留意し、飲料水、仮設トイレの備蓄については、さらなる増量を検討する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">備蓄目標量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食料（一般向け）</td> <td>11,370</td> <td>食</td> <td>紙コップ</td> <td>19,310</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>食料（要配慮者向け）</td> <td>3,030</td> <td>食</td> <td>紙どんぶり</td> <td>14,400</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>飲料水（500m l）</td> <td>28,960</td> <td>本</td> <td>先割れスプーン</td> <td>14,400</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>毛布</td> <td>3,220</td> <td>枚</td> <td>使い捨て哺乳瓶</td> <td>180</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>仮設トイレ</td> <td>40</td> <td>基</td> <td>乳幼児用ミルク</td> <td>180</td> <td>食</td> </tr> <tr> <td>簡易トイレ（薬剤・袋）</td> <td>30,170</td> <td>個</td> <td>生理用品</td> <td>1,660</td> <td>枚</td> </tr> <tr> <td>トイレットペーパー</td> <td>660</td> <td>ロール</td> <td>紙おむつ（乳幼児）</td> <td>690</td> <td>枚</td> </tr> </tbody> </table>	備蓄目標量				食料（一般向け）	11,370	食	紙コップ	19,310	個	食料（要配慮者向け）	3,030	食	紙どんぶり	14,400	個	飲料水（500m l）	28,960	本	先割れスプーン	14,400	個	毛布	3,220	枚	使い捨て哺乳瓶	180	本	仮設トイレ	40	基	乳幼児用ミルク	180	食	簡易トイレ（薬剤・袋）	30,170	個	生理用品	1,660	枚	トイレットペーパー	660	ロール	紙おむつ（乳幼児）	690	枚
備蓄目標量																																																																																															
食料（一般向け）	11,370	食	紙コップ	19,310	個																																																																																										
食料（要配慮者向け）	3,030	食	紙どんぶり	14,400	個																																																																																										
飲料水（500m l）	28,960	本	先割れスプーン	14,400	個																																																																																										
毛布	3,220	枚	使い捨て哺乳瓶	180	本																																																																																										
仮設トイレ	40	基	乳幼児用ミルク	180	食																																																																																										
簡易トイレ（薬剤・袋）	30,170	個	生理用品	1,660	枚																																																																																										
トイレットペーパー	660	ロール	紙おむつ（乳幼児）	690	枚																																																																																										
備蓄目標量																																																																																															
食料（一般向け）	11,370	食	紙コップ	19,310	個																																																																																										
食料（要配慮者向け）	3,030	食	紙どんぶり	14,400	個																																																																																										
飲料水（500m l）	28,960	本	先割れスプーン	14,400	個																																																																																										
毛布	3,220	枚	使い捨て哺乳瓶	180	本																																																																																										
仮設トイレ	40	基	乳幼児用ミルク	180	食																																																																																										
簡易トイレ（薬剤・袋）	30,170	個	生理用品	1,660	枚																																																																																										
トイレットペーパー	660	ロール	紙おむつ（乳幼児）	690	枚																																																																																										

ページ	修正理由	修正案	現行																								
		<table border="1" data-bbox="472 252 1240 435"> <tr> <td>消毒液 (60ml)</td> <td>700 本</td> <td>おしりふきシート</td> <td>6,900 枚</td> </tr> <tr> <td>液体歯ミガキ (960ml)</td> <td>250 本</td> <td>紙おむつ (大人テープ型)</td> <td>120 枚</td> </tr> <tr> <td>使い捨てカイロ</td> <td>6,030 個</td> <td>尿漏れパット (大人テープ型)</td> <td>360 枚</td> </tr> </table> <p data-bbox="506 440 1240 587"> イ 調理器具や食器類等についても必要最小限の備蓄に努める。 ウ 乳幼児、高齢者、障がい者、食物アレルギー患者、食事制限者等の要配慮者や女性に配慮した備蓄に努める。 エ 有効期限が近づいた保存食料は、防災訓練等の住民啓発活動及びフードバンク等に活用するなど、無駄にしないよう措置を講じる。 <u>オ 避難所での感染症対策に必要なマスク、手指等消毒薬、間仕切り等の備蓄に努める。</u> </p> <p data-bbox="483 655 1240 895"> (略) (3) 住民による食料品等の備蓄促進 ア 家庭においても1人当たり最低3日分、推奨1週間分の食料(調理の不要なものが望ましい)、飲料水、生活必需品を持ち出し可能な状態で<u>備蓄すること、普段使用しているものを災害時にそのまま使用するという備蓄に対する考え方(ローリングストック)など、備蓄の必要性と備蓄に関するノウハウを併せて普及・啓発する。</u> (略) </p>	消毒液 (60ml)	700 本	おしりふきシート	6,900 枚	液体歯ミガキ (960ml)	250 本	紙おむつ (大人テープ型)	120 枚	使い捨てカイロ	6,030 個	尿漏れパット (大人テープ型)	360 枚	<table border="1" data-bbox="1263 252 2029 435"> <tr> <td>消毒液 (60ml)</td> <td>700 本</td> <td>おしりふきシート</td> <td>6,900 枚</td> </tr> <tr> <td>液体歯ミガキ (960ml)</td> <td>250 本</td> <td>紙おむつ (大人テープ型)</td> <td>120 枚</td> </tr> <tr> <td>使い捨てカイロ</td> <td>6,030 個</td> <td>尿漏れパット (大人テープ型)</td> <td>360 枚</td> </tr> </table> <p data-bbox="1296 440 2031 587"> イ 調理器具や食器類等についても必要最小限の備蓄に努める。 ウ 乳幼児、高齢者、障がい者、食物アレルギー患者、食事制限者等の要配慮者や女性に配慮した備蓄に努める。 エ 有効期限が近づいた保存食料は、防災訓練等の住民啓発活動及びフードバンク等に活用するなど、無駄にしないよう措置を講じる。 </p> <p data-bbox="1274 655 2031 831"> (略) (3) 住民による食料品等の備蓄促進 ア 家庭においても1人当たり最低3日分、推奨1週間分の食料(調理の不要なものが望ましい)、飲料水、生活必需品を持ち出し可能な状態で<u>備蓄する。</u> (略) </p>	消毒液 (60ml)	700 本	おしりふきシート	6,900 枚	液体歯ミガキ (960ml)	250 本	紙おむつ (大人テープ型)	120 枚	使い捨てカイロ	6,030 個	尿漏れパット (大人テープ型)	360 枚
消毒液 (60ml)	700 本	おしりふきシート	6,900 枚																								
液体歯ミガキ (960ml)	250 本	紙おむつ (大人テープ型)	120 枚																								
使い捨てカイロ	6,030 個	尿漏れパット (大人テープ型)	360 枚																								
消毒液 (60ml)	700 本	おしりふきシート	6,900 枚																								
液体歯ミガキ (960ml)	250 本	紙おむつ (大人テープ型)	120 枚																								
使い捨てカイロ	6,030 個	尿漏れパット (大人テープ型)	360 枚																								
震-2-29	市のマニュアル策定に伴う語句の修正	<p data-bbox="472 933 1240 1023">2. 供給体制の整備 調達した物資等を住民に対して円滑に供給できるよう体制の整備に努める。</p> <p data-bbox="472 1029 1240 1086">(1) 供給拠点から避難所までの輸送方法等について、輸送業者等とあらかじめ協議を行い、連絡方法、集積場所等についても調整しておく。</p> <p data-bbox="472 1093 1240 1150">(2) 避難所に届いた食料等の仕分け、保管、配布等の対応・役割分担について、あらかじめ自主防災組織等と十分な協議を行っておく。 備蓄食料については、定期的に保存状態、在庫量の確認を行う。</p> <p data-bbox="472 1157 1240 1270">(3) 自主防災組織等は、「<u>避難所開設・運営マニュアル</u>」による市との役割分担に基づいて避難所での水や食糧等の配布についてあらかじめ住民に周知を図るよう努める。 (略)</p>	<p data-bbox="1263 933 2029 1023">2. 供給体制の整備 調達した物資等を住民に対して円滑に供給できるよう体制の整備に努める。</p> <p data-bbox="1263 1029 2029 1086">(1) 供給拠点から避難所までの輸送方法等について、輸送業者等とあらかじめ協議を行い、連絡方法、集積場所等についても調整しておく。</p> <p data-bbox="1263 1093 2029 1150">(2) 避難所に届いた食料等の仕分け、保管、配布等の対応・役割分担について、あらかじめ自主防災組織等と十分な協議を行っておく。 備蓄食料については、定期的に保存状態、在庫量の確認を行う。</p> <p data-bbox="1263 1157 2029 1270">(3) 自主防災組織等は、「<u>自治会等向け災害時対応マニュアル</u>」による市との役割分担に基づいて避難所での水や食糧等の配布についてあらかじめ住民に周知を図るよう努める。 (略)</p>																								

ページ	修正理由	修正案	現行
震-2-30	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;">第 11 節 防災意識の向上と知識の普及</p> <p>1. 市職員に対して 市職員は、日常業務において常に防災に関する意識を持ち、業務を推進するよう心がけるとともに、<u>災害時</u>に应急対策実行の主体となることから、その責務を十分に理解し、教育訓練を実施するとともに、防災知識力や判断力、技能の向上を図るものとする。 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第 11 節 防災意識の向上と知識の普及</p> <p>1. 市職員に対して 市職員は、日常業務において常に防災に関する意識を持ち、業務を推進するよう心がけるとともに、<u>災害発生時</u>に应急対策実行の主体となることから、その責務を十分に理解し、教育訓練を実施するとともに、防災知識力や判断力、技能の向上を図るものとする。 (略)</p>
震-2-30	千葉県地域防災計画の修正及び市のマニュアル策定に伴う語句の修正	<p>2. 住民に対して 住民は日頃から「自分の身は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を持ち、防災活動を行うよう市は関係機関と協力し、次の事項について意識の向上、知識の普及、過去の災害教訓の伝承を図る。</p> <p>(1) 普及知識等の内容 防災知識の向上によって被害を防止あるいは軽減できることを中心に知識の普及、意識の向上を図る。</p> <p>ア 災害への備え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災の予防（消火器の管理、住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置等）、 ・地震への備え（耐震診断・耐震改修、家具固定化、ブロック塀等の安全対策、地震保険の制度等） ・水、食料、日用品等の備蓄、非常用持出品の準備 <p>イ 災害時の心得 地震が発生した場合において、あらかじめ各世帯で承知しておくべき次に示す知識の普及に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災に関する基礎知識と、とっさの防御行動 ・初期消火の重要性と対策方法 ・避難する場合の<u>携帯品や、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所及び指定避難所と避難経路の確認</u> ・応急手当の知識 ・避難所運営への協力 ・避難所へ避難せずに自活するための備え ・自助・共助・公助についての考え ・帰宅困難者の心得 <p><u>・家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動</u></p>	<p>2. 住民に対して 住民は日頃から「自分の身は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を持ち、防災活動を行うよう市は関係機関と協力し、次の事項について意識の向上、知識の普及、過去の災害教訓の伝承を図る。</p> <p>(1) 普及知識等の内容 防災知識の向上によって被害を防止あるいは軽減できることを中心に知識の普及、意識の向上を図る。</p> <p>ア 災害への備え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災の予防（消火器の管理、住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置等）、 ・地震への備え（耐震診断・耐震改修、家具固定化、ブロック塀等の安全対策、地震保険の制度等） ・水、食料、日用品等の備蓄、非常用持出品の準備 <p>イ 災害時の心得 地震が発生した場合において、あらかじめ各世帯で承知しておくべき次に示す知識の普及に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災に関する基礎知識と、とっさの防御行動 ・初期消火の重要性と対策方法 ・避難する場合の<u>携帯品、指定緊急避難場所・指定避難所と避難経路</u> ・応急手当の知識 ・避難所運営への協力 ・避難所へ避難せずに自活するための備え ・自助・共助・公助についての考え ・帰宅困難者の心得

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>ウ 白井市地域防災計画の概要 特に住民に関与する部分を中心に本計画の周知に努める。</p> <p>エ 支援物資送付時の心得 他地域が被災した場合、小口・混載の支援物資を送ることは、被災地方公共団体の負担になることなど、被災者支援に関する知識の普及に努める。</p> <p>オ 過去の災害教訓の伝承 過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、県と連携し、<u>住民等</u>への伝承に努める。 <u>また、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。</u></p> <p>(2) 普及等の方法 住民に対する意識の向上は以下のような方法で行うものとし、必要に応じ情報提供のための施設、機材の充実に努める。</p> <p>ア 広報誌及び印刷物、メディアの活用 広報「しろい」及びハザードマップ、<u>避難所開設・運営マニュアル</u>などのパンフレット等を通じ、火災発生シーズン、台風などの災害多発時期及び防災の日（9月1日）、防災とボランティアの日（1月17日）等に重点的に震災や延焼火災防止等に関する記事を掲載し、啓発を図る。 また、インターネットの活用や新聞、テレビ等のメディアの協力を得て、多角的な情報提供を図る。</p> <p>イ 映画・スライド等の上映、講習会の開催等 防災についての映画、スライドの上映、防災ビデオの貸し出しに加え、<u>防災アドバイザー等の知見を活用し</u>、防災講習会、座談会等の開催により広く防災知識の普及向上を図る。 また、そうした機会を捉え、消火器取扱い体験といった実地の知識普及も図る。</p> <p>ウ 広報車による広報活動 春秋火災予防期間及び季節的災害シーズンには、随時広報車により、地域住民に防災を意識するよう広報に努める。</p>	<p>ウ 白井市地域防災計画の概要 特に住民に関与する部分を中心に本計画の周知に努める。</p> <p>エ 支援物資送付時の心得 他地域が被災した場合、小口・混載の支援物資を送ることは、被災地方公共団体の負担になることなど、被災者支援に関する知識の普及に努める。</p> <p>オ 過去の災害教訓の伝承 過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、県と連携し、<u>市民</u>への伝承に努める。</p> <p>(2) 普及等の方法 住民に対する意識の向上は以下のような方法で行うものとし、必要に応じ情報提供のための施設、機材の充実に努める。</p> <p>ア 広報誌及び印刷物、メディアの活用 広報「しろい」及びハザードマップ、<u>自治会等向け災害時対応マニュアル</u>などのパンフレット等を通じ、火災発生シーズン、台風などの災害多発時期及び防災の日（9月1日）、防災とボランティアの日（1月17日）等に重点的に震災や延焼火災防止等に関する記事を掲載し、啓発を図る。 また、インターネットの活用や新聞、テレビ等のメディアの協力を得て、多角的な情報提供を図る。</p> <p>イ 映画・スライド等の上映、講習会の開催等 防災についての映画、スライドの上映、防災ビデオの貸し出しに加え、防災講習会、座談会等の開催により広く防災知識の普及向上を図る。 また、そうした機会を捉え、消火器取扱い体験といった実地の知識普及も図る。</p> <p>ウ 広報車による広報活動 春秋火災予防期間及び季節的災害シーズンには、随時広報車により、地域住民に防災を意識するよう広報に努める。</p>
震-2-31	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p>3. 児童・生徒等に対して 学校においては、県が防災教育を新たに位置付けた「学校教育指導の指針」等に基づき、防災訓練等、防災関係行事等の実施により児童・生徒等に対する防災教育の充実を図り、<u>災害時</u>の対応力を高めることに努める。</p>	<p>3. 児童・生徒等に対して 学校においては、県が防災教育を新たに位置付けた「学校教育指導の指針」等に基づき、防災訓練等、防災関係行事等の実施により児童・生徒等に対する防災教育の充実を図り、<u>災害発生時</u>の対応力を高めることに努める。</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>(略)</p> <p>(3) 知識を深め、災害時の対応力を高めるための教材や資料を整備する。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 教職員用の災害時対応要領を整備し、教職員研修の充実を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(3) 知識を深め、災害発生時の対応力を高めるための教材や資料を整備する。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 教職員用の災害発生時対応要領を整備し、教職員研修の充実を図る。</p> <p>(略)</p>
震-2-32	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p>5. 施設管理者に対して</p> <p>(略)</p> <p>(5) 防災関係機関における防災教育 防災関係機関は、職員に対して災害時の対応の基礎知識や応急対策等の教育や訓練に努める。</p>	<p>5. 施設管理者に対して</p> <p>(略)</p> <p>(5) 防災関係機関における防災教育 防災関係機関は、職員に対して災害発生時の対応の基礎知識や応急対策等の教育や訓練に努める。</p>
震-2-34	千葉県地域防災計画の修正及び市のマニュアル策定に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;">第12節 防災訓練の実施</p> <p>1. 防災訓練の種別</p> <p>(1) 市が実施する主な訓練</p> <p>(略)</p> <p>イ 分野別訓練 下記の訓練については、総合防災訓練で実施するほかにも、必要に応じて該当する部門が関係機関と連携して実施する。</p> <p>(7) 非常参集訓練 勤務時間外の災害時における市職員の迅速かつ的確な初動体制の確保を目的とする。実施については期間をある程度特定した上、抜き打ちで行うことも検討する。</p> <p>(略)</p> <p>(キ) 避難訓練 市は、防災関係機関及び住民の協力を得て、避難指示、誘導、避難所設置等の訓練を実施する。また、多数の人が利用する建物の防火管理者（学校、保育園、宿泊施設等）は、毎年、印西地区消防組合と協力して避難訓練を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 住民主体の防災訓練 震災発生時において、住民が落ち着いて家族や自らの安全を確保し、適切な防災対策を実施するためには、日頃から訓練を積み重ね、体験により理解することが必要である。 各家庭、自主防災組織等は、避難所開設・運営マニュアルやハザードマ</p>	<p style="text-align: center;">第12節 防災訓練の実施</p> <p>1. 防災訓練の種別</p> <p>(1) 市が実施する主な訓練</p> <p>(略)</p> <p>イ 分野別訓練 下記の訓練については、総合防災訓練で実施するほかにも、必要に応じて該当する部門が関係機関と連携して</p> <p>(7) 非常参集訓練 勤務時間外の災害発生時における市職員の迅速かつ的確な初動体制の確保を目的とする。実施については期間をある程度特定した上、抜き打ちで行うことも検討する。</p> <p>(略)</p> <p>(キ) 避難訓練 市は、防災関係機関及び住民の協力を得て、避難勧告、誘導、避難所設置等の訓練を実施する。また、多数の人が利用する建物の防火管理者（学校、保育園、宿泊施設等）は、毎年、印西地区消防組合と協力して避難訓練を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 住民主体の防災訓練 震災発生時において、住民が落ち着いて家族や自らの安全を確保し、適切な防災対策を実施するためには、日頃から訓練を積み重ね、体験により理解することが必要である。 各家庭、自主防災組織等は、自治会等向け災害時対応マニュアルやハ</p>

ページ	修正理由	修正案	現行																								
		<p>ップなどを活用し、災害を想定した情報伝達、安否確認、避難誘導、救助救出、応急手当、避難所開設・運営等の訓練を企画、実施し、市はそれに対し積極的に支援するよう努める。</p> <p>(略)</p>	<p>ザードマップなどを活用し、災害を想定した情報伝達、安否確認、避難誘導、救助救出、応急手当、避難所開設・運営等の訓練を企画、実施し、市はそれに対し積極的に支援するよう努める。</p> <p>(略)</p>																								
震-2-35	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p>2. 訓練の実施と事後評価</p> <p>訓練の実施に当たっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をするとともに、訓練実施後には事後評価を行い、次の訓練及び本計画の修正に反映させるよう努める。</p> <p>(1) 実践的な訓練の実施</p> <p>ア 訓練の実施機関は多様なケースを想定し、参加者自身の判断が<u>求められるなど、災害時</u>における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害の想定を明らかにする ・<u>通信や交通の途絶、停電、感染症が拡大している状況等様々な条件を設定する</u> ・訓練の実施時間（夜間等）を工夫する ・避難行動要支援者に対する配慮を訓練に取り入れる <p>(略)</p>	<p>2. 訓練の実施と事後評価</p> <p>訓練の実施に当たっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をするとともに、訓練実施後には事後評価を行い、次の訓練及び本計画の修正に反映させるよう努める。</p> <p>(1) 実践的な訓練の実施</p> <p>ア 訓練の実施機関は多様なケースを想定し、参加者自身の判断が<u>求められ発災時</u>における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害の想定を明らかにする ・訓練の実施時間（夜間等）を工夫する ・避難行動要支援者に対する配慮を訓練に取り入れる <p>(略)</p>																								
震-2-38	千葉県地域防災計画の修正及び市のマニュアル策定に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;">第 14 節 自主防災活動の推進</p> <p>1. 地域住民 (略)</p> <p>(2) 自主防災組織の活動内容</p> <p>自主防災組織の活動内容については、次のようなものがあげられるが、その詳細については各地域の実態を踏まえ各組織で独自に決定するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">平常時の活動</th> <th style="width: 50%;">災害時の活動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 情報の収集伝達体制の整備</td> <td>(ア) 出火防止・初期消火の実施</td> </tr> <tr> <td>(イ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施</td> <td>(イ) 情報収集・伝達・広報</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 家庭の耐震、火気使用設備器具の点検の啓発</td> <td>(ウ) 負傷者の救出・救護の実施及び協力</td> </tr> <tr> <td>(エ) 防災用資機材等の備蓄及び管理</td> <td>(エ) 住民に対する<u>避難指示</u>の伝達</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(オ) 避難誘導・避難所運営への参画</td> </tr> </tbody> </table>	平常時の活動	災害時の活動	(ア) 情報の収集伝達体制の整備	(ア) 出火防止・初期消火の実施	(イ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施	(イ) 情報収集・伝達・広報	(ウ) 家庭の耐震、火気使用設備器具の点検の啓発	(ウ) 負傷者の救出・救護の実施及び協力	(エ) 防災用資機材等の備蓄及び管理	(エ) 住民に対する <u>避難指示</u> の伝達		(オ) 避難誘導・避難所運営への参画	<p style="text-align: center;">第 14 節 自主防災活動の推進</p> <p>1. 地域住民 (略)</p> <p>(2) 自主防災組織の活動内容</p> <p>自主防災組織の活動内容については、次のようなものがあげられるが、その詳細については各地域の実態を踏まえ各組織で独自に決定するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">平常時の活動</th> <th style="width: 50%;">災害時の活動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 情報の収集伝達体制の整備</td> <td>(ア) 出火防止・初期消火の実施</td> </tr> <tr> <td>(イ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施</td> <td>(イ) 情報収集・伝達・広報</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 家庭の耐震、火気使用設備器具の点検の啓発</td> <td>(ウ) 負傷者の救出・救護の実施及び協力</td> </tr> <tr> <td>(エ) 防災用資機材等の備蓄及び管理</td> <td>(エ) 住民に対する<u>避難勧告・指示</u>の伝達</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(オ) 避難誘導・避難所運営への参</td> </tr> </tbody> </table>	平常時の活動	災害時の活動	(ア) 情報の収集伝達体制の整備	(ア) 出火防止・初期消火の実施	(イ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施	(イ) 情報収集・伝達・広報	(ウ) 家庭の耐震、火気使用設備器具の点検の啓発	(ウ) 負傷者の救出・救護の実施及び協力	(エ) 防災用資機材等の備蓄及び管理	(エ) 住民に対する <u>避難勧告・指示</u> の伝達		(オ) 避難誘導・避難所運営への参
平常時の活動	災害時の活動																										
(ア) 情報の収集伝達体制の整備	(ア) 出火防止・初期消火の実施																										
(イ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施	(イ) 情報収集・伝達・広報																										
(ウ) 家庭の耐震、火気使用設備器具の点検の啓発	(ウ) 負傷者の救出・救護の実施及び協力																										
(エ) 防災用資機材等の備蓄及び管理	(エ) 住民に対する <u>避難指示</u> の伝達																										
	(オ) 避難誘導・避難所運営への参画																										
平常時の活動	災害時の活動																										
(ア) 情報の収集伝達体制の整備	(ア) 出火防止・初期消火の実施																										
(イ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施	(イ) 情報収集・伝達・広報																										
(ウ) 家庭の耐震、火気使用設備器具の点検の啓発	(ウ) 負傷者の救出・救護の実施及び協力																										
(エ) 防災用資機材等の備蓄及び管理	(エ) 住民に対する <u>避難勧告・指示</u> の伝達																										
	(オ) 避難誘導・避難所運営への参																										

ページ	修正理由	修正案	現行				
		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> (オ) 地域内の危険箇所等の状況把握 (カ) 避難場所・避難所、避難体制の確認 (キ) 避難行動要支援者の把握、支援体制整備 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> (カ) 給食・給水及び救援物資等の配分 (キ) 避難行動要支援者の避難支援 </td> </tr> </table> <p>(3) 自主防災活動に対する市の支援体制 ア 自治会や自主防災組織等が行う自主防災活動の円滑な運営を図るため、運営の指針となる「<u>避難所開設・運営マニュアル</u>」等を普及し、自主防災活動の活発化を促進する。 (略)</p>	(オ) 地域内の危険箇所等の状況把握 (カ) 避難場所・避難所、避難体制の確認 (キ) 避難行動要支援者の把握、支援体制整備	(カ) 給食・給水及び救援物資等の配分 (キ) 避難行動要支援者の避難支援	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> (オ) 地域内の危険箇所等の状況把握 (カ) 避難場所・避難所、避難体制の確認 (キ) 避難行動要支援者の把握、支援体制整備 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 画 (カ) 給食・給水及び救援物資等の配分 (キ) 避難行動要支援者の避難支援 </td> </tr> </table> <p>(3) 自主防災活動に対する市の支援体制 ア 自治会や自主防災組織等が行う自主防災活動の円滑な運営を図るため、運営の指針となる「<u>自治会等向け災害時対応マニュアル(平成27年3月)</u>」等を普及し、自主防災活動の活発化を促進する。 (略)</p>	(オ) 地域内の危険箇所等の状況把握 (カ) 避難場所・避難所、避難体制の確認 (キ) 避難行動要支援者の把握、支援体制整備	画 (カ) 給食・給水及び救援物資等の配分 (キ) 避難行動要支援者の避難支援
(オ) 地域内の危険箇所等の状況把握 (カ) 避難場所・避難所、避難体制の確認 (キ) 避難行動要支援者の把握、支援体制整備	(カ) 給食・給水及び救援物資等の配分 (キ) 避難行動要支援者の避難支援						
(オ) 地域内の危険箇所等の状況把握 (カ) 避難場所・避難所、避難体制の確認 (キ) 避難行動要支援者の把握、支援体制整備	画 (カ) 給食・給水及び救援物資等の配分 (キ) 避難行動要支援者の避難支援						
震-2-43	語句の修正	<p style="text-align: center;">第17節 災害復旧・復興への備え</p> <p>1. 各種データの整備保全 災害からの復興には、地籍、建物、権利関係、施設、地下配管図等の情報及び測量図面等のデータが必要となる。市は、これらのデータが災害により消失しないよう、また、消失した場合は複製を別途保存しておくなどバックアップが可能な体制の整備を行うよう努める。 また、住民記録、税収納等の<u>住民情報</u>についても同様の体制整備を図る。 公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。</p>	<p style="text-align: center;">第17節 災害復旧・復興への備え</p> <p>1. 各種データの整備保全 災害からの復興には、地籍、建物、権利関係、施設、地下配管図等の情報及び測量図面等のデータが必要となる。市は、これらのデータが災害により消失しないよう、また、消失した場合は複製を別途保存しておくなどバックアップが可能な体制の整備を行うよう努める。 また、住民記録、税収納等の<u>市民情報</u>についても同様の体制整備を図る。 公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。</p>				

ページ	修正理由	修正案					現行				
震-3-1 の前	千葉県 の配 備体制の変 更に伴う修 正	(参考) 白井市役所の地震時の配備基準					(参考) 白井市役所の地震時の配備基準				
		配備 種別	配 備 基 準 ※自動配備のほか、 以下に示す状況等 で市長が判断する	本部及び組織	予め各課 で定 めた配備 要員	活動内容等	配備 種別	配 備 基 準 ※自動配備のほか、 以下に示す状況等 で市長が判断する	本部及び組織	予め各課 で定 めた配備 要員	活動内容等
		災害対策本部設置前 注意配備	気象庁が市の震度を4 <u>又は長周期地震動階級3以上</u> と発表したとき。	防災対策検討会議 (15課) ・危機管理課 ・総務課 ・公共施設マネジメント課 ・産業振興課 ・市民活動支援課 ・教育総務課 ・生涯学習課 ・社会福祉課 ・障害福祉課 ・高齢者福祉課 ・保育課 ・健康課 ・道路課 ・都市計画課 ・上下水道課	●自動配備1課 ①危機管理課 ●他の14課は、 自宅待機	1) 危機管理課の職員による情報収集 2) 防災対策検討会議の開催を検討	災害対策本部設置前 注意配備	気象庁が市の震度を4と発表したとき。	防災対策検討会議 (15課) ・危機管理課 ・総務課 ・公共施設マネジメント課 ・産業振興課 ・市民活動支援課 ・教育総務課 ・生涯学習課 ・社会福祉課 ・障害福祉課 ・高齢者福祉課 ・保育課 ・健康課 ・道路課 ・都市計画課 ・上下水道課	●自動配備1課 ①危機管理課 ●他の14課は、 自宅待機	1) 危機管理課の職員による情報収集 2) 防災対策検討会議の開催を検討
警戒配備	(略)	(略)	(略)	(略)	警戒配備	(略)	(略)	(略)	(略)		
対策本部設置 第1配備	(略)	(略)	(略)	(略)	対策本部設置 第1配備	(略)	(略)	(略)	(略)		

ページ	修正理由	修正案	現行																				
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="479 245 517 395">第2 配備</td> <td data-bbox="517 245 763 395">(略)</td> <td data-bbox="763 245 936 395"></td> <td data-bbox="936 245 1048 395">(略)</td> <td data-bbox="1048 245 1234 395">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="479 395 517 545">第3 配備</td> <td data-bbox="517 395 763 545">(略)</td> <td data-bbox="763 395 936 545"></td> <td data-bbox="936 395 1048 545">(略)</td> <td data-bbox="1048 395 1234 545">(略)</td> </tr> </table> <p>※1 (略)</p>	第2 配備	(略)		(略)	(略)	第3 配備	(略)		(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1270 245 1308 395">第2 配備</td> <td data-bbox="1308 245 1554 395">(略)</td> <td data-bbox="1554 245 1727 395"></td> <td data-bbox="1727 245 1839 395">(略)</td> <td data-bbox="1839 245 2024 395">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1270 395 1308 545">第3 配備</td> <td data-bbox="1308 395 1554 545">(略)</td> <td data-bbox="1554 395 1727 545"></td> <td data-bbox="1727 395 1839 545">(略)</td> <td data-bbox="1839 395 2024 545">(略)</td> </tr> </table> <p>※1 (略)</p>	第2 配備	(略)		(略)	(略)	第3 配備	(略)		(略)	(略)
第2 配備	(略)		(略)	(略)																			
第3 配備	(略)		(略)	(略)																			
第2 配備	(略)		(略)	(略)																			
第3 配備	(略)		(略)	(略)																			
震-3-1	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正及び千葉県の配備体制の変更に伴う修正	<p style="text-align: center;">第3章 震災応急対策計画</p> <p style="text-align: center;">第1節 市の活動体制の確立</p> <p>《計画の体系・担当》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 市災害対策本部設置前の体制</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 市災害対策本部の設置</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3. 市職員の動員・配備</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>震災が発生、または発生するおそれがある場合、職員の配備計画（年度当初作成）に基づき職員の非常召集をはじめ迅速に応急対策活動を開始する。</p> <p>なお、配備の基準となる震度及び長周期地震動階級は、<u>気象庁が発表する「各地の震度に関する情報」に基づく白井市の震度及び「長周期地震動に関する観測情報」に基づく千葉県北西部の長周期地震動階級</u>とする。</p> <p>1. 市災害対策本部設置前の体制＜注意配備、警戒配備体制＞</p> <p>市内の震度が4～5（弱）又は長周期地震動階級3以上の場合、震度等に応じて注意配備又は警戒配備体制をとり、必要に応じて防災対策検討会議を開催又は災害警戒本部を設置し、情報の収集・伝達・警戒等に必要な活動を行う。</p> <p>なお、市職員は常に地震情報等に注意し、災害が発生したときに直ちに対応できるよう準備を徹底する。</p> <p>(1) 注意配備</p> <p>市長又は総務部長は、以下の基準に基づき注意配備又は警戒配備を発令する。</p>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 市災害対策本部設置前の体制	(略)	2. 市災害対策本部の設置	(略)	3. 市職員の動員・配備	(略)	<p style="text-align: center;">第3章 震災応急対策計画</p> <p style="text-align: center;">第1節 市の活動体制の確立</p> <p>《計画の体系・担当》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 市災害対策本部設置前の体制</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 市災害対策本部の設置</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3. 市職員の動員・配備</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>震災が発生、または発生するおそれがある場合、職員の配備計画（年度当初作成）に基づき職員の非常召集をはじめ迅速に応急対策活動を開始する。</p> <p>なお、配備の基準となる震度は、<u>白井市の震度計又は気象庁の地震速報に基づく近隣市町村の震度</u>とする。</p> <p>1. 市災害対策本部設置前の体制＜注意配備、警戒配備体制＞</p> <p>市内の震度が4～5（弱）の場合、震度等に応じて注意配備又は警戒配備体制をとり、必要に応じて防災対策検討会議を開催又は災害警戒本部を設置し、情報の収集・伝達・警戒等に必要な活動を行う。</p> <p>なお、市職員は常に地震情報等に注意し、災害が発生したときに直ちに対応できるよう準備を徹底する。</p> <p>(1) 注意配備</p> <p>市長又は総務部長は、以下の基準に基づき注意配備又は警戒配備を発令する。</p>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 市災害対策本部設置前の体制	(略)	2. 市災害対策本部の設置	(略)	3. 市職員の動員・配備	(略)				
対策項目	担当部署および関係部・機関																						
1. 市災害対策本部設置前の体制	(略)																						
2. 市災害対策本部の設置	(略)																						
3. 市職員の動員・配備	(略)																						
対策項目	担当部署および関係部・機関																						
1. 市災害対策本部設置前の体制	(略)																						
2. 市災害対策本部の設置	(略)																						
3. 市職員の動員・配備	(略)																						

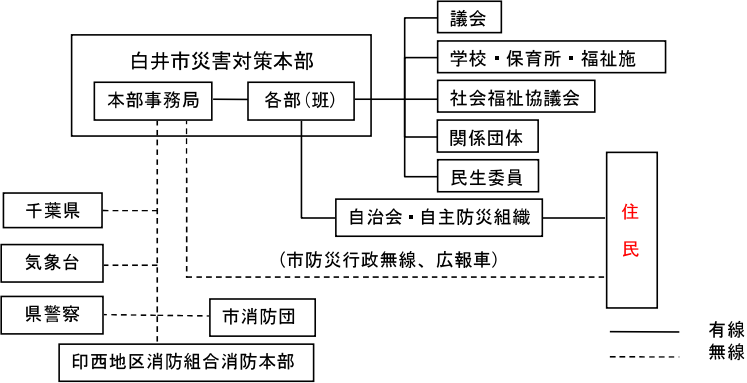
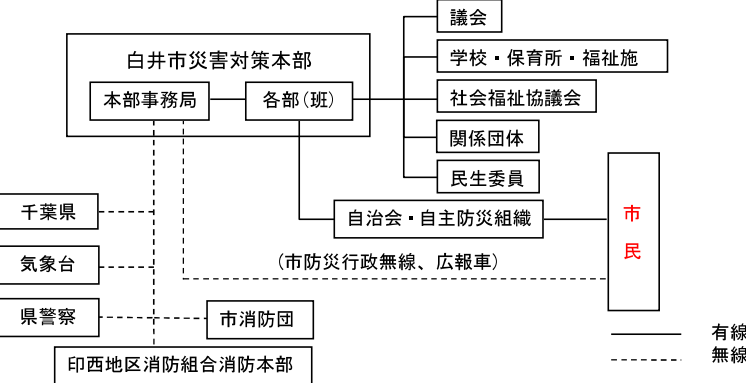
ページ	修正理由	修正案	現行																																						
		<table border="1" data-bbox="472 245 1211 429"> <tr> <td data-bbox="472 245 618 373">注意配備</td> <td data-bbox="618 245 1211 373">○ 市域に震度4 <u>又は長周期地震動階級3以上</u>の地震が発生したとき 防災対策検討会議構成課の各課長が指定する職員 (ただし、危機管理課は自動配備とする)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 373 618 429">警戒配備</td> <td data-bbox="618 373 1211 429">○ 市域に震度5(弱)の地震が発生したとき【自動配備】</td> </tr> </table> <p data-bbox="472 461 1240 644">(2) 災害警戒本部の設置 市長又は総務部長は、警戒配備体制をとり、さらに災害応急対策等を強化する必要があるときは、速やかに災害警戒本部を設置する。 ア 組織構成 災害警戒本部は総務部長を警戒本部長とし、以下の関係課職員で組織する。</p> <p data-bbox="730 644 1039 671">災害警戒本部組織構成 (22課)</p> <table border="1" data-bbox="472 671 1234 1267"> <thead> <tr> <th data-bbox="472 671 618 703">班名</th> <th data-bbox="618 671 837 703">担当課</th> <th data-bbox="837 671 1234 703">主な事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="472 703 618 1075">総務班 (本部事務局) 7課</td> <td data-bbox="618 703 837 1075">①危機管理課 ②総務課 ③財政課 ④公共施設マネジメント課 ⑤産業振興課 ⑥秘書課 ⑦議会事務局</td> <td data-bbox="837 703 1234 1075">1 職員の動員 2 災害情報の受伝達及び整理 3 被害情報の取りまとめ 4 各部及び関係機関等との連絡調整 5 公共施設の被害状況の調査及び保全 6 <u>住民等への避難指示</u> 7 警戒本部の庶務 8 車両の配車 9 災害情報の広報 10 報道機関等との連絡調整</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 1075 618 1139">避難班 6課</td> <td data-bbox="618 1075 837 1139">(略)</td> <td data-bbox="837 1075 1234 1139">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 1139 618 1203">福祉医療班 5課</td> <td data-bbox="618 1139 837 1203">(略)</td> <td data-bbox="837 1139 1234 1203">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 1203 618 1267">インフラ班 4課</td> <td data-bbox="618 1203 837 1267">(略)</td> <td data-bbox="837 1203 1234 1267">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="472 1267 1240 1386">※①の課長が班長となる。 (略) ウ 資機材等の確保 事務局には、警戒本部が設置されたとき、必要に応じて次の資機材</p>	注意配備	○ 市域に震度4 <u>又は長周期地震動階級3以上</u> の地震が発生したとき 防災対策検討会議構成課の各課長が指定する職員 (ただし、危機管理課は自動配備とする)	警戒配備	○ 市域に震度5(弱)の地震が発生したとき【自動配備】	班名	担当課	主な事務分掌	総務班 (本部事務局) 7課	①危機管理課 ②総務課 ③財政課 ④公共施設マネジメント課 ⑤産業振興課 ⑥秘書課 ⑦議会事務局	1 職員の動員 2 災害情報の受伝達及び整理 3 被害情報の取りまとめ 4 各部及び関係機関等との連絡調整 5 公共施設の被害状況の調査及び保全 6 <u>住民等への避難指示</u> 7 警戒本部の庶務 8 車両の配車 9 災害情報の広報 10 報道機関等との連絡調整	避難班 6課	(略)	(略)	福祉医療班 5課	(略)	(略)	インフラ班 4課	(略)	(略)	<table border="1" data-bbox="1263 245 2002 429"> <tr> <td data-bbox="1263 245 1408 373">注意配備</td> <td data-bbox="1408 245 2002 373">○ 市域に震度4の地震が発生したとき 防災対策検討会議構成課の各課長が指定する職員 (ただし、危機管理課は自動配備とする)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1263 373 1408 429">警戒配備</td> <td data-bbox="1408 373 2002 429">○ 市域に震度5(弱)の地震が発生したとき【自動配備】</td> </tr> </table> <p data-bbox="1263 461 2031 644">(2) 災害警戒本部の設置 市長又は総務部長は、警戒配備体制をとり、さらに災害応急対策等を強化する必要があるときは、速やかに災害警戒本部を設置する。 ア 組織構成 災害警戒本部は総務部長を警戒本部長とし、以下の関係課職員で組織する。</p> <p data-bbox="1478 644 1794 671">災害警戒本部組織構成 (22課)</p> <table border="1" data-bbox="1263 671 2024 1267"> <thead> <tr> <th data-bbox="1263 671 1408 703">班名</th> <th data-bbox="1408 671 1628 703">担当課</th> <th data-bbox="1628 671 2024 703">主な事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1263 703 1408 1075">総務班 (本部事務局) 7課</td> <td data-bbox="1408 703 1628 1075">①危機管理課 ②総務課 ③財政課 ④公共施設マネジメント課 ⑤産業振興課 ⑥秘書課 ⑦議会事務局</td> <td data-bbox="1628 703 2024 1075">1 職員の動員 2 災害情報の受伝達及び整理 3 被害情報の取りまとめ 4 各部及び関係機関等との連絡調整 5 公共施設の被害状況の調査及び保全 6 <u>住民の避難勧告、指示</u> 7 警戒本部の庶務 8 車両の配車 9 災害情報の広報 10 報道機関等との連絡調整</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1263 1075 1408 1139">避難班 6課</td> <td data-bbox="1408 1075 1628 1139">(略)</td> <td data-bbox="1628 1075 2024 1139">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1263 1139 1408 1203">福祉医療班 5課</td> <td data-bbox="1408 1139 1628 1203">(略)</td> <td data-bbox="1628 1139 2024 1203">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1263 1203 1408 1267">インフラ班 4課</td> <td data-bbox="1408 1203 1628 1267">(略)</td> <td data-bbox="1628 1203 2024 1267">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1263 1267 2031 1386">※①の課長が班長となる。 (略) ウ 資機材等の確保 事務局には、警戒本部が設置されたとき、必要に応じて次の資機材</p>	注意配備	○ 市域に震度4の地震が発生したとき 防災対策検討会議構成課の各課長が指定する職員 (ただし、危機管理課は自動配備とする)	警戒配備	○ 市域に震度5(弱)の地震が発生したとき【自動配備】	班名	担当課	主な事務分掌	総務班 (本部事務局) 7課	①危機管理課 ②総務課 ③財政課 ④公共施設マネジメント課 ⑤産業振興課 ⑥秘書課 ⑦議会事務局	1 職員の動員 2 災害情報の受伝達及び整理 3 被害情報の取りまとめ 4 各部及び関係機関等との連絡調整 5 公共施設の被害状況の調査及び保全 6 <u>住民の避難勧告、指示</u> 7 警戒本部の庶務 8 車両の配車 9 災害情報の広報 10 報道機関等との連絡調整	避難班 6課	(略)	(略)	福祉医療班 5課	(略)	(略)	インフラ班 4課	(略)	(略)
注意配備	○ 市域に震度4 <u>又は長周期地震動階級3以上</u> の地震が発生したとき 防災対策検討会議構成課の各課長が指定する職員 (ただし、危機管理課は自動配備とする)																																								
警戒配備	○ 市域に震度5(弱)の地震が発生したとき【自動配備】																																								
班名	担当課	主な事務分掌																																							
総務班 (本部事務局) 7課	①危機管理課 ②総務課 ③財政課 ④公共施設マネジメント課 ⑤産業振興課 ⑥秘書課 ⑦議会事務局	1 職員の動員 2 災害情報の受伝達及び整理 3 被害情報の取りまとめ 4 各部及び関係機関等との連絡調整 5 公共施設の被害状況の調査及び保全 6 <u>住民等への避難指示</u> 7 警戒本部の庶務 8 車両の配車 9 災害情報の広報 10 報道機関等との連絡調整																																							
避難班 6課	(略)	(略)																																							
福祉医療班 5課	(略)	(略)																																							
インフラ班 4課	(略)	(略)																																							
注意配備	○ 市域に震度4の地震が発生したとき 防災対策検討会議構成課の各課長が指定する職員 (ただし、危機管理課は自動配備とする)																																								
警戒配備	○ 市域に震度5(弱)の地震が発生したとき【自動配備】																																								
班名	担当課	主な事務分掌																																							
総務班 (本部事務局) 7課	①危機管理課 ②総務課 ③財政課 ④公共施設マネジメント課 ⑤産業振興課 ⑥秘書課 ⑦議会事務局	1 職員の動員 2 災害情報の受伝達及び整理 3 被害情報の取りまとめ 4 各部及び関係機関等との連絡調整 5 公共施設の被害状況の調査及び保全 6 <u>住民の避難勧告、指示</u> 7 警戒本部の庶務 8 車両の配車 9 災害情報の広報 10 報道機関等との連絡調整																																							
避難班 6課	(略)	(略)																																							
福祉医療班 5課	(略)	(略)																																							
インフラ班 4課	(略)	(略)																																							

ページ	修正理由	修正案	現行																																						
		<p>等を速やかに確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ <u>住民等</u>からの通報受信電話、記録用紙 ○ (略) ○ (略) ○ (略) <p>(略)</p>	<p>等を速やかに確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ <u>市民</u>からの通報受信電話、記録用紙 ○ (略) ○ (略) ○ (略) <p>(略)</p>																																						
震-3-3	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p>2. 市災害対策本部の設置 <第1～3配備体制> (略) (8) 組織図 (略)</p> <p style="text-align: center;">各部各班の事務分掌</p> <table border="1" data-bbox="472 743 1234 1126"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班名</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">本部 事務局</td> <td>庶務班</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>○危機管理課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>総務課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>監査委員事務局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5. 防災気象情報の監視、<u>避難指示</u>等の発令に関すること</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>(9) 設備等の確保・配置 本部事務局は、災害対策本部が設置されたときは、本部室の運営に必要な次の設備等を配置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (略) ○ <u>住民等</u>からの通報受信電話、記録用紙の配置 ○ (略) ○ (略) ○ (略) 	部	班名	事務分掌	本部 事務局	庶務班	(略)	○危機管理課	(略)	総務課	(略)	監査委員事務局	(略)		5. 防災気象情報の監視、 <u>避難指示</u> 等の発令に関すること	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>2. 市災害対策本部の設置 <第1～3配備体制> (略) (8) 組織図 (略)</p> <p style="text-align: center;">各部各班の事務分掌</p> <table border="1" data-bbox="1263 743 2024 1126"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班名</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">本部 事務局</td> <td>庶務班</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>○危機管理課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>総務課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>監査委員事務局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5. 防災気象情報の監視、<u>避難勧告</u>等の発令に関すること</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>(9) 設備等の確保・配置 本部事務局は、災害対策本部が設置されたときは、本部室の運営に必要な次の設備等を配置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (略) ○ <u>市民</u>からの通報受信電話、記録用紙の配置 ○ (略) ○ (略) ○ (略) 	部	班名	事務分掌	本部 事務局	庶務班	(略)	○危機管理課	(略)	総務課	(略)	監査委員事務局	(略)		5. 防災気象情報の監視、 <u>避難勧告</u> 等の発令に関すること	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
部	班名	事務分掌																																							
本部 事務局	庶務班	(略)																																							
	○危機管理課	(略)																																							
	総務課	(略)																																							
	監査委員事務局	(略)																																							
		5. 防災気象情報の監視、 <u>避難指示</u> 等の発令に関すること																																							
	(略)	(略)																																							
(略)	(略)	(略)																																							
部	班名	事務分掌																																							
本部 事務局	庶務班	(略)																																							
	○危機管理課	(略)																																							
	総務課	(略)																																							
	監査委員事務局	(略)																																							
		5. 防災気象情報の監視、 <u>避難勧告</u> 等の発令に関すること																																							
	(略)	(略)																																							
(略)	(略)	(略)																																							

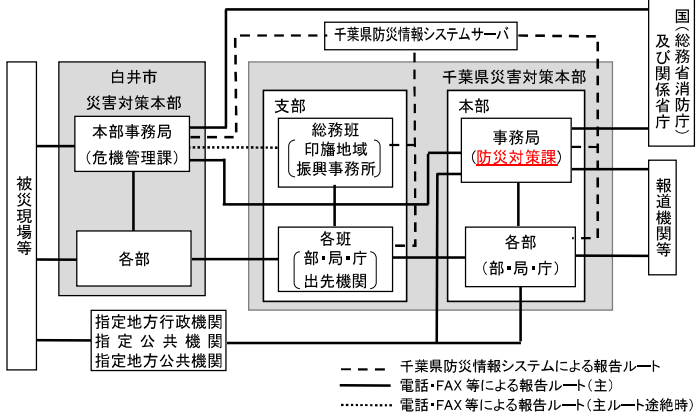
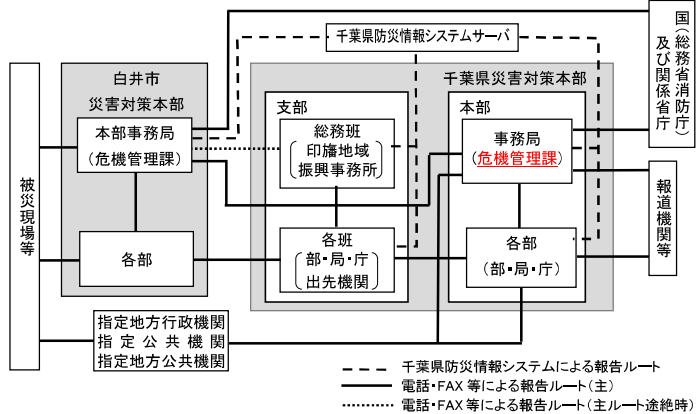
ページ	修正理由	修正案	現行																														
		<p>○ (略)</p> <p>(10) 現地対策本部 災害対策本部長は、局地的な災害が発生し、必要と判断したときは、災害発生現場に近い公共施設に現地対策本部を設置する。</p> <p>(略)</p> <p>イ 事務分掌</p> <p>(7) 避難に関する<u>指示・警告</u>を含む現地での応急対策の実施</p> <p>(略)</p>	<p>○ (略)</p> <p>(10) 現地対策本部 災害対策本部長は、局地的な災害が発生し、必要と判断したときは、災害発生現場に近い公共施設に現地対策本部を設置する。</p> <p>(略)</p> <p>イ 事務分掌</p> <p>(7) 避難に関する<u>勧告・指示・警告</u>を含む現地での応急対策の実施</p> <p>(略)</p>																														
震-3-8	語句の修正	<p>3. 市職員の動員・配備</p> <p>(略)</p> <p>(3) 動員時の留意事項</p> <p>(略)</p> <p>ウ 参集途中の緊急措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 要救護者、火災現場等を発見した場合は緊急措置にあたり、その後速やかに参集する。 <u>住民等</u>に情報提供を求められた場合は、自らの言動で<u>住民等</u>に不安や誤解を与えないよう細心の注意を払って、できる限り対応する。 <p>(略)</p>	<p>3. 市職員の動員・配備</p> <p>(略)</p> <p>(3) 動員時の留意事項</p> <p>(略)</p> <p>ウ 参集途中の緊急措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 要救護者、火災現場等を発見した場合は緊急措置にあたり、その後速やかに参集する。 <u>市民</u>に情報提供を求められた場合は、自らの言動で<u>市民</u>に不安や誤解を与えないよう細心の注意を払って、できる限り対応する。 <p>(略)</p>																														
震-3-11	千葉県地域防災計画の修正による	<p style="text-align: center;">第2節 災害救助法の適用</p> <p>1. 災害救助法の適用</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害救助法の適用基準</p> <p><u>ア 災害が発生した場合の適用基準</u></p> <p>災害救助法の適用については、災害救助法施行令第1条第1項第1号～第4号の規定に基づいて、次のいずれかに該当する場合において知事が決める。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">1世帯としての換算</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">被害程度</th> <th style="width: 10%;">世帯数</th> <th style="width: 50%;">換算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊（全焼・流失）住家</td> <td>1世帯</td> <td>それぞれ住家滅失</td> </tr> <tr> <td>半壊（半焼）住家</td> <td>2世帯</td> <td>1世帯として換算</td> </tr> <tr> <td>床上浸水、土砂の堆積により、一時的に居住できない状態の住家</td> <td>3世帯</td> <td>算</td> </tr> <tr> <td colspan="3">床下浸水、一部損壊は1世帯住家として換算しない。</td> </tr> </tbody> </table>	被害程度	世帯数	換算	全壊（全焼・流失）住家	1世帯	それぞれ住家滅失	半壊（半焼）住家	2世帯	1世帯として換算	床上浸水、土砂の堆積により、一時的に居住できない状態の住家	3世帯	算	床下浸水、一部損壊は1世帯住家として換算しない。			<p style="text-align: center;">第2節 災害救助法の適用</p> <p>1. 災害救助法の適用</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害救助法の適用基準</p> <p>災害救助法の適用については、災害救助法施行令第1条第1項第1号～第4号の規定に基づいて、次のいずれかに該当する場合において知事が決める。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">1世帯としての換算</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">被害程度</th> <th style="width: 10%;">世帯数</th> <th style="width: 50%;">換算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊（全焼・流失）住家</td> <td>1世帯</td> <td>それぞれ住家滅失</td> </tr> <tr> <td>半壊（半焼）住家</td> <td>2世帯</td> <td>1世帯として換算</td> </tr> <tr> <td>床上浸水、土砂の堆積により、一時的に居住できない状態の住家</td> <td>3世帯</td> <td>算</td> </tr> <tr> <td colspan="3">床下浸水、一部損壊は1世帯住家として換算しない。</td> </tr> </tbody> </table>	被害程度	世帯数	換算	全壊（全焼・流失）住家	1世帯	それぞれ住家滅失	半壊（半焼）住家	2世帯	1世帯として換算	床上浸水、土砂の堆積により、一時的に居住できない状態の住家	3世帯	算	床下浸水、一部損壊は1世帯住家として換算しない。		
被害程度	世帯数	換算																															
全壊（全焼・流失）住家	1世帯	それぞれ住家滅失																															
半壊（半焼）住家	2世帯	1世帯として換算																															
床上浸水、土砂の堆積により、一時的に居住できない状態の住家	3世帯	算																															
床下浸水、一部損壊は1世帯住家として換算しない。																																	
被害程度	世帯数	換算																															
全壊（全焼・流失）住家	1世帯	それぞれ住家滅失																															
半壊（半焼）住家	2世帯	1世帯として換算																															
床上浸水、土砂の堆積により、一時的に居住できない状態の住家	3世帯	算																															
床下浸水、一部損壊は1世帯住家として換算しない。																																	

ページ	修正理由	修正案	現行																																																																														
		<p>※全壊、半壊等の被害認定は、第 20 節「5. 被害家屋認定調査」を参照 <u>イ 災害が発生するおそれがある場合の適用条件等</u> <u>災害が発生するおそれがある場合の適用条件等は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、その所管区域になった場合で、現に救助を必要とするときに、市の区域を単位に行われる。</u></p>	<p>※全壊、半壊等の被害認定は、第 20 節「5. 被害家屋認定調査」を参照 <u>(新設)</u></p>																																																																														
震-3-12	千葉県地域防災計画の修正による	<p>2. 帳簿の作成等 災害救助法が適用された場合、各種の救助を迅速に行うため、県知事は応急仮設住宅の建設以外の事務を市長にあらかじめ委任している。 災害救助法の対象事務の各担当班（次表参照）は、千葉県「災害救助の手引き」に基づいて実施した内容や経費の帳簿を整備する。財務・管財班はこれらの帳簿をとりまとめ、経費の一時繰替支弁を行うため予算措置を講じる。</p> <p style="text-align: center;">実施項目及び実施者</p> <table border="1" data-bbox="472 711 1234 1401"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>実施者（市の担当班）</th> <th>実施期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置 <u>(災害が発生した場合)</u></td> <td>市長（避難班）</td> <td>7 日以内</td> </tr> <tr> <td><u>避難所の設置</u> <u>(災害のおそれがある場合)</u></td> <td><u>市長（避難班）</u></td> <td><u>災害が発生しなかったと判明し、救助が必要なくなった日まで</u></td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の供与</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>炊き出し及び食品の給与</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>飲料水の供給</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>被服寝具及び生活必需品の給貸与</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>医療及び助産</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>被災者の救出</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>被災住宅の応急修理</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>学用品の給与</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>埋葬等</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>死体の捜索</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施者（市の担当班）	実施期間	避難所の設置 <u>(災害が発生した場合)</u>	市長（避難班）	7 日以内	<u>避難所の設置</u> <u>(災害のおそれがある場合)</u>	<u>市長（避難班）</u>	<u>災害が発生しなかったと判明し、救助が必要なくなった日まで</u>	応急仮設住宅の供与	(略)	(略)	炊き出し及び食品の給与	(略)	(略)	飲料水の供給	(略)	(略)	被服寝具及び生活必需品の給貸与	(略)	(略)	医療及び助産	(略)	(略)	被災者の救出	(略)	(略)	被災住宅の応急修理	(略)	(略)	学用品の給与	(略)	(略)	埋葬等	(略)	(略)	死体の捜索	(略)	(略)	<p>2. 帳簿の作成等 災害救助法が適用された場合、各種の救助を迅速に行うため、県知事は応急仮設住宅の建設以外の事務を市長にあらかじめ委任している。 災害救助法の対象事務の各担当班（次表参照）は、千葉県「災害救助の手引き」に基づいて実施した内容や経費の帳簿を整備する。財務・管財班はこれらの帳簿をとりまとめ、経費の一時繰替支弁を行うため予算措置を講じる。</p> <p style="text-align: center;">実施項目及び実施者</p> <table border="1" data-bbox="1265 711 2027 1401"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>実施者（市の担当班）</th> <th>実施期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td>市長（避難班）</td> <td>7 日以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の供与</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>炊き出し及び食品の給与</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>飲料水の供給</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>被服寝具及び生活必需品の給貸与</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>医療及び助産</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>被災者の救出</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>被災住宅の応急修理</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>学用品の給与</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>埋葬</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>死体の捜索</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施者（市の担当班）	実施期間	避難所の設置	市長（避難班）	7 日以内				応急仮設住宅の供与	(略)	(略)	炊き出し及び食品の給与	(略)	(略)	飲料水の供給	(略)	(略)	被服寝具及び生活必需品の給貸与	(略)	(略)	医療及び助産	(略)	(略)	被災者の救出	(略)	(略)	被災住宅の応急修理	(略)	(略)	学用品の給与	(略)	(略)	埋葬	(略)	(略)	死体の捜索	(略)	(略)
救助の種類	実施者（市の担当班）	実施期間																																																																															
避難所の設置 <u>(災害が発生した場合)</u>	市長（避難班）	7 日以内																																																																															
<u>避難所の設置</u> <u>(災害のおそれがある場合)</u>	<u>市長（避難班）</u>	<u>災害が発生しなかったと判明し、救助が必要なくなった日まで</u>																																																																															
応急仮設住宅の供与	(略)	(略)																																																																															
炊き出し及び食品の給与	(略)	(略)																																																																															
飲料水の供給	(略)	(略)																																																																															
被服寝具及び生活必需品の給貸与	(略)	(略)																																																																															
医療及び助産	(略)	(略)																																																																															
被災者の救出	(略)	(略)																																																																															
被災住宅の応急修理	(略)	(略)																																																																															
学用品の給与	(略)	(略)																																																																															
埋葬等	(略)	(略)																																																																															
死体の捜索	(略)	(略)																																																																															
救助の種類	実施者（市の担当班）	実施期間																																																																															
避難所の設置	市長（避難班）	7 日以内																																																																															
応急仮設住宅の供与	(略)	(略)																																																																															
炊き出し及び食品の給与	(略)	(略)																																																																															
飲料水の供給	(略)	(略)																																																																															
被服寝具及び生活必需品の給貸与	(略)	(略)																																																																															
医療及び助産	(略)	(略)																																																																															
被災者の救出	(略)	(略)																																																																															
被災住宅の応急修理	(略)	(略)																																																																															
学用品の給与	(略)	(略)																																																																															
埋葬	(略)	(略)																																																																															
死体の捜索	(略)	(略)																																																																															

ページ	修正理由	修正案	現行												
		<table border="1"> <tr> <td>死体の処理</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>住宅障害物の除去</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	死体の処理	(略)	(略)	住宅障害物の除去	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td>死体の処理</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>住宅障害物の除去</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	死体の処理	(略)	(略)	住宅障害物の除去	(略)	(略)
死体の処理	(略)	(略)													
住宅障害物の除去	(略)	(略)													
死体の処理	(略)	(略)													
住宅障害物の除去	(略)	(略)													
震-3-13	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;">第3節 情報収集・伝達</p> <p>1. 通信手段の確保 一般加入電話や携帯電話等は、通信の輻輳や断線により不通になることも予想される。その場合は県防災行政無線をはじめ、市保有の無線設備等により通信手段を確保する。 (略) (3) 保有無線の利用（有線による通信が途絶した場合） (略) イ 通信の統制 <u>災害時</u>には各種通信の混乱が予想される。そのため、災害対策本部は無線通信の統制を実施し、円滑・迅速な通信の確保に努めるものとする。 (ア) 重要通信優先の原則（救助、避難指示等重要性の高い通信を優先） (イ) 通信許可の原則（通信に際しては、統制者の許可を得る。なお子局間通信は原則として制限をかけるものとする） (ウ) 簡潔通話の原則（通信時間短縮のため、簡潔に行う） (エ) 専任通信担当者の設置（できるだけ各子局には担当者を常駐させる） (略)</p>	<p style="text-align: center;">第3節 情報収集・伝達</p> <p>1. 通信手段の確保 一般加入電話や携帯電話等は、通信の輻輳や断線により不通になることも予想される。その場合は県防災行政無線をはじめ、市保有の無線設備等により通信手段を確保する。 (略) (3) 保有無線の利用（有線による通信が途絶した場合） (略) イ 通信の統制 <u>災害発生時</u>には各種通信の混乱が予想される。そのため、災害対策本部は無線通信の統制を実施し、円滑・迅速な通信の確保に努めるものとする。 (ア) 重要通信優先の原則（救助、避難指示等重要性の高い通信を優先） (イ) 通信許可の原則（通信に際しては、統制者の許可を得る。なお子局間通信は原則として制限をかけるものとする） (ウ) 簡潔通話の原則（通信時間短縮のため、簡潔に行う） (エ) 専任通信担当者の設置（できるだけ各子局には担当者を常駐させる） (略)</p>												

ページ	修正理由	修正案	現行
震-3-14	語句の修正	<p>2. 連絡体制の確立 (略) (2) 気象警報等の伝達方法 ア 千葉県その他の機関から伝達された警報等は、庶務班が受領（受信）し、庶務班長はその情報を速やかに本部長に報告するとともに庁内各部（班）に伝達する。なお、解除されたときもこれと同様とする。 イ 伝達を受けた庁内各部（班）は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講じるとともに所轄する施設又は関係団体へ電話又はFAX等をもって伝達する。 ウ <u>住民等</u>への伝達方法は、市防災行政無線及び広報車による放送伝達、消防機関による広報のほか状況により、サイレン、警鐘による伝達を行う。</p> <p>(3) 伝達系統</p> 	<p>2. 連絡体制の確立 (略) (2) 気象警報等の伝達方法 ア 千葉県その他の機関から伝達された警報等は、庶務班が受領（受信）し、庶務班長はその情報を速やかに本部長に報告するとともに庁内各部（班）に伝達する。なお、解除されたときもこれと同様とする。 イ 伝達を受けた庁内各部（班）は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講じるとともに所轄する施設又は関係団体へ電話又はFAX等をもって伝達する。 ウ <u>一般市民</u>への伝達方法は、市防災行政無線及び広報車による放送伝達、消防機関による広報のほか状況により、サイレン、警鐘による伝達を行う。</p> <p>(3) 伝達系統</p> 
震-3-14	千葉県地域防災計画及び緊急地震速報の発表基準の修正による	<p>3. 地震に関する情報 市及び関係機関は、地震が発生した場合に気象庁が発表する以下の地震情報を確認し、震度に応じた配備体制をとる。</p> <p>(1) <u>緊急地震速報（警報）</u> <u>最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上を予想したときに、震度4以上又は長周期地震動階級3以上を予想した地域に対して発表する。千葉県の地域名は、北西部、北東部、南部で発表する。</u></p>	<p>3. 地震に関する情報 市及び関係機関は、地震が発生した場合に気象庁が発表する以下の地震情報を確認し、震度に応じた配備体制をとる。</p> <p>(1) <u>緊急地震速報</u> <u>地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して、震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を予測し、可能な限り素早く知らせる地震の予報・警報</u></p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>(2) 震度速報 地震発生から約1分半後に、<u>震度3以上を観測した地域名</u>（本市は千葉県北西部）と地震の揺れの検知時刻を<u>速報</u>する。</p> <p>(3) 震源・震度に関する情報 <u>以下のいずれかを満たした場合に発表する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>震度3以上</u> ・<u>津波警報または津波注意報発表時</u> ・<u>若干の海面変動が予想される場合</u> ・<u>緊急地震速報（警報）を発表した場合</u> <p>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上が観測された地域名と<u>市町村毎の観測した震度</u>を発表する。<u>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点</u>がある場合は、その市町村名を発表する。</p> <p>（略）</p> <p>(6) 長周期地震動に関する観測情報 <u>階級3</u>以上の場合、高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から<u>10分程度</u>で気象庁ホームページ上に掲載）する。</p> <p>（略）</p>	<p>(2) 震度速報 地震発生から約1分半後に、<u>震度3以上の地域名</u>（本市は千葉県北西部）と地震の揺れの検知時刻を<u>発表</u>する。</p> <p>(3) 震源・震度に関する情報</p> <p><u>県内で震度3以上が観測されたとき</u>、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上が観測された地域名と<u>市町村名</u>を発表する。<u>震度5弱以上と考えられるが震度が入手できない地点</u>がある場合は、その市町村名を発表する。</p> <p>（略）</p> <p>(6) 長周期地震動に関する観測情報 <u>震度3</u>以上の場合、高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から<u>約20～30分後</u>に気象庁ホームページ上に掲載）する。</p> <p>（略）</p>

ページ	修正理由	修正案	現行																								
震-3-17	千葉県地域防災計画の修正による語句の修正、千葉県の指摘による修正及び千葉県の組織改正に伴う名称変更の修正	<p>5. 県等への被害報告</p> <p>県等への被害情報等の収集報告活動については、「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき行うものとする。</p>  <p>(1) 報告すべき災害 市(庶務班)は、次の基準に該当する場合、県本部事務局(防災対策課)へ報告する。 (略)</p> <p>(3) 報告の手順等 ア 各部から報告された被害状況及び措置状況のとりまとめにあたっては、調査漏れや重複のないよう留意し、調整する。 イ 被害の報告は、規定された報告の区分及び様式に従って、<u>千葉県防災情報システム(システム端末)</u>で報告する。 ただし、県に報告できない場合にあつては、国(総務省消防庁)に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。 (略)</p> <p>(4) 報告先とその内容</p> <table border="1" data-bbox="472 1267 1234 1402"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">国及び県への報告方法</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>総務省消防庁</th> <th>県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤務時</td> <td>(略)</td> <td></td> <td>【<u>県防災対策課</u>】 (略)</td> </tr> </tbody> </table>			国及び県への報告方法				総務省消防庁	県	勤務時	(略)		【 <u>県防災対策課</u> 】 (略)	<p>5. 県等への被害報告</p> <p>県等への被害情報等の収集報告活動については、「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき行うものとする。</p>  <p>(1) 報告すべき災害 市(庶務班)は、次の基準に該当する場合、県本部事務局(危機管理課)へ報告する。 (略)</p> <p>(3) 報告の手順等 ア 各部から報告された被害状況及び措置状況のとりまとめにあたっては、調査漏れや重複のないよう留意し、調整する。 イ 被害の報告は、規定された報告の区分及び様式に従って、<u>千葉県総合防災情報システム(システム端末)</u>及び<u>電話・ファクシミリ又は千葉県防災行政無線</u>で報告する。 ただし、県に報告できない場合にあつては、国(総務省消防庁)に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。 (略)</p> <p>(4) 報告先とその内容</p> <table border="1" data-bbox="1263 1267 2024 1402"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">国及び県への報告方法</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>総務省消防庁</th> <th>県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤務時</td> <td>(略)</td> <td></td> <td>【<u>県危機管理課</u>】 (略)</td> </tr> </tbody> </table>			国及び県への報告方法				総務省消防庁	県	勤務時	(略)		【 <u>県危機管理課</u> 】 (略)
		国及び県への報告方法																									
		総務省消防庁	県																								
勤務時	(略)		【 <u>県防災対策課</u> 】 (略)																								
		国及び県への報告方法																									
		総務省消防庁	県																								
勤務時	(略)		【 <u>県危機管理課</u> 】 (略)																								

ページ	修正理由	修正案	現行																																																																																																																																																				
		<p>間内</p> <p>勤務時間外</p> <p>【消防庁宿直室】 ① 県防災行政無線 電話 048-500-90-49102 (衛星系) 120-90-49102 (地上系) FAX 048-500-90-49036 (衛星系) 120-90-49036 (地上系) ② 一般加入電話 電話 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553</p> <p>(略)</p>	<p>間内</p> <p>勤務時間外</p> <p>【消防庁宿直室】 ① 県防災行政無線 電話 048-500-90-49102 (衛星系) 120-90-49012 (地上系) FAX 048-500-90-49036 (衛星系) 120-90-49036 (地上系) ② 一般加入電話 電話 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553</p> <p>(略)</p>																																																																																																																																																				
		<p>被害情報等の主な項目、担当、県への報告様式は次のとおりである。なお、各項目の被害認定基準及び県への報告要領は「千葉県危機管理情報共有要綱」による。</p> <p>【資料編】千葉県危機管理情報共有要綱（抜粋）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>情報項目</th> <th>市の担当班</th> <th>関係機関</th> <th>県への報告様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">人的被害</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">住家被害 罹災世帯 ・罹災者</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非住家被害</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">道路被害</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">その他被害</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	分類	情報項目	市の担当班	関係機関	県への報告様式	人的被害	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	住家被害 罹災世帯 ・罹災者	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	非住家被害	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	道路被害	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	その他被害	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>被害情報等の主な項目、担当、県への報告様式は次のとおりである。なお、各項目の被害認定基準及び県への報告要領は「千葉県危機管理情報共有要綱」による。</p> <p>【資料編】千葉県危機管理情報共有要綱（抜粋）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>情報項目</th> <th>市の担当班</th> <th>関係機関</th> <th>県への報告様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">人的被害</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">住家被害 罹災世帯 ・罹災者</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非住家被害</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">道路被害</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">その他被害</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	分類	情報項目	市の担当班	関係機関	県への報告様式	人的被害	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	住家被害 罹災世帯 ・罹災者	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	非住家被害	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	道路被害	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	その他被害	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
分類	情報項目	市の担当班	関係機関	県への報告様式																																																																																																																																																			
人的被害	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																			
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																			
住家被害 罹災世帯 ・罹災者	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																			
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																			
非住家被害	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																			
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																			
道路被害	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																			
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																			
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																			
その他被害	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																			
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																			
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																			
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																			
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																			
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																			
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																			
分類	情報項目	市の担当班	関係機関	県への報告様式																																																																																																																																																			
人的被害	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																			
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																			
住家被害 罹災世帯 ・罹災者	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																			
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																			
非住家被害	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																			
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																			
道路被害	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																			
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																			
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																			
その他被害	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																			
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																			
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																			
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																			
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																			
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																			
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																			

ページ	修正理由	修正案	現行																																								
		<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>避難指示等発令状況</u></td> <td>庶務班</td> <td>—</td> <td>様式5 <u>(避難指示等)</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>避難指示等発令状況</u>	庶務班	—	様式5 <u>(避難指示等)</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>避難勧告等発令状況</u></td> <td>庶務班</td> <td>—</td> <td>様式5 <u>(避難勧告等)</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>避難勧告等発令状況</u>	庶務班	—	様式5 <u>(避難勧告等)</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)																																								
<u>避難指示等発令状況</u>	庶務班	—	様式5 <u>(避難指示等)</u>																																								
(略)	(略)	(略)	(略)																																								
(略)	(略)	(略)	(略)																																								
(略)	(略)	(略)	(略)																																								
(略)	(略)	(略)	(略)																																								
<u>避難勧告等発令状況</u>	庶務班	—	様式5 <u>(避難勧告等)</u>																																								
(略)	(略)	(略)	(略)																																								
(略)	(略)	(略)	(略)																																								
(略)	(略)	(略)	(略)																																								
震-3-19	語句の修正	<p>6. 広報活動 (略)</p> <p>(1) 広報内容 震災発生後において提供されるべき災害情報の内容及び留意点について定める。 ア 震災発生直後から初動活動期（概ね72時間） 発生直後は、次に示す混乱防止情報、生存関連情報を重点的に提供する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>広報内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">混乱防止のための情報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4 一般的な避難情報 <u>(避難指示とは区別)</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">生存関連情報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 生活の再開時期（概ね72時間以降） 災害の拡大するおそれがなくなり、<u>住民</u>が生活を再開するために提供^イする各情報については、住民が必要とする情報の変化に留意するとともに、情報の性格にあわせた的確な広報手段を用いるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 広報手段 (略)</p> <p>イ 広報車による広報 <u>住民等</u>への呼びかけや避難誘導等を目的として、被災状況や交通規制等を確認の上、必要に応じて放送機材を搭載した車両を出動させ広報を行う。</p>	分類	広報内容	混乱防止のための情報	(略)	(略)	(略)	4 一般的な避難情報 <u>(避難指示とは区別)</u>	(略)	生存関連情報	(略)	(略)	<p>6. 広報活動 (略)</p> <p>(1) 広報内容 震災発生後において提供されるべき災害情報の内容及び留意点について定める。 ア 震災発生直後から初動活動期（概ね72時間） 発生直後は、次に示す混乱防止情報、生存関連情報を重点的に提供する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>広報内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">混乱防止のための情報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4 一般的な避難情報 <u>(避難勧告とは区別)</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">生存関連情報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 生活の再開時期（概ね72時間以降） 災害の拡大するおそれがなくなり、<u>市民</u>が生活を再開するために、提供^イする各情報については、住民が必要とする情報の変化に留意するとともに、情報の性格にあわせた的確な広報手段を用いるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 広報手段 (略)</p> <p>イ 広報車による広報 <u>住民</u>への呼びかけや避難誘導等を目的として、被災状況や交通規制等を確認の上、必要に応じて放送機材を搭載した車両を出動させ広報を行う。</p>	分類	広報内容	混乱防止のための情報	(略)	(略)	(略)	4 一般的な避難情報 <u>(避難勧告とは区別)</u>	(略)	生存関連情報	(略)	(略)																		
分類	広報内容																																										
混乱防止のための情報	(略)																																										
	(略)																																										
	(略)																																										
	4 一般的な避難情報 <u>(避難指示とは区別)</u>																																										
	(略)																																										
生存関連情報	(略)																																										
	(略)																																										
分類	広報内容																																										
混乱防止のための情報	(略)																																										
	(略)																																										
	(略)																																										
	4 一般的な避難情報 <u>(避難勧告とは区別)</u>																																										
	(略)																																										
生存関連情報	(略)																																										
	(略)																																										

ページ	修正理由	修正案	現行																								
		<p>ウ 市職員・自主防災組織・消防団等による広報 (ア) 災害当初、地区対応・避難所等の応急対策現場の職員等は、その所属に関係なく、収集した情報を掲示板への張り出し等により 住民等 に提供する。 (イ) 職員等は、広報紙・メモ等を携帯し、住民等 の問い合わせ等に対応できるようにする。 (略)</p>	<p>ウ 市職員・自主防災組織・消防団等による広報 (ア) 災害当初、地区対応・避難所等の応急対策現場の職員等は、その所属に関係なく、収集した情報を掲示板への張り出し等により 市民 に提供する。 (イ) 職員等は、広報紙・メモ等を携帯し、住民 の問い合わせ等に対応できるようにする。 (略)</p>																								
震-3-23	千葉県指摘による修正及び千葉県の組織改正に伴う名称変更の修正	<p style="text-align: center;">第4節 応援要請</p> <p>1. 県に対する応援要請 (略)</p> <p style="text-align: center;">応援要請内容</p> <table border="1" data-bbox="472 655 1240 906"> <thead> <tr> <th>要請先</th> <th>要請の内容</th> <th>要請時に明らかにすべき事項</th> <th>根拠法令等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県知事（防災危機管理部防災対策課）</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略) (3) 応急対策職員派遣制度 の活用 応急対策職員派遣制度 により他の市区町村職員による災害マネジメント等の対口支援を確保する場合は、対口支援団体の決定前においては県を通じて総務省へ、対口支援団体の決定後においては対口支援団体へ、総括支援チーム*の派遣を要請する。 (略)</p>	要請先	要請の内容	要請時に明らかにすべき事項	根拠法令等	県知事（防災危機管理部 防災対策課 ）	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	<p style="text-align: center;">第4節 応援要請</p> <p>1. 県に対する応援要請 (略)</p> <p style="text-align: center;">援要請内容</p> <table border="1" data-bbox="1263 655 2031 906"> <thead> <tr> <th>要請先</th> <th>要請の内容</th> <th>要請時に明らかにすべき事項</th> <th>根拠法令等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県知事（防災危機管理部危機管理課）</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略) (3) 被災市区町村応援確保システム の活用 被災市区町村応援確保システム により他の市区町村職員による災害マネジメント等の対口支援を確保する場合は、対口支援団体の決定前においては県を通じて総務省へ、対口支援団体の決定後においては対口支援団体へ、総括支援チーム*の派遣を要請する。 (略)</p>	要請先	要請の内容	要請時に明らかにすべき事項	根拠法令等	県知事（防災危機管理部 危機管理課 ）	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
要請先	要請の内容	要請時に明らかにすべき事項	根拠法令等																								
県知事（防災危機管理部 防災対策課 ）	(略)	(略)	(略)																								
	(略)	(略)	(略)																								
要請先	要請の内容	要請時に明らかにすべき事項	根拠法令等																								
県知事（防災危機管理部 危機管理課 ）	(略)	(略)	(略)																								
	(略)	(略)	(略)																								
震-3-30	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;">第5節 自主防災活動</p> <p>1. 地域の自主防災 (略)</p> <p>(1) 避難誘導班（避難誘導、避難者名簿作成） ア 市や消防署と協力して、あるいは自主的に判断して 市からの避難情報の伝達 を行い、必要に応じて屋外拡声装置を用いる。</p>	<p style="text-align: center;">第5節 自主防災活動</p> <p>1. 地域の自主防災 (略)</p> <p>(1) 避難誘導班（避難誘導、避難者名簿作成） ア 市や消防署と協力して、あるいは自主的に判断して 避難勧告等 を行い、必要に応じて屋外拡声装置を用いる。</p>																								

ページ	修正理由	修正案	現行												
		(略) (4) 情報・伝達班（情報収集、広報） ア 隣近所が呼びかけを互いに行い、被害情報、 <u>避難指示等</u> の災害情報が、正確に全家庭に伝達されているか確認する。必要に応じて屋外拡声装置を用いる。 (略)	(略) (4) 情報・伝達班（情報収集、広報） ア 隣近所が呼びかけを互いに行い、被害情報、 <u>避難勧告等</u> の災害情報が、正確に全家庭に伝達されているか確認する。必要に応じて屋外拡声装置を用いる。 (略)												
震-3-31	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	2. 職場の自主防災 消防法第8条及び第14条の4により消防計画の策定や自衛消防組織の設置が義務付けられる事業所以外の事業所等にあっても、施設利用者、従業員、周辺地域住民の安全を積極的に守るために、 <u>災害時には迅速で確実な防災活動</u> を実施する。	2. 職場の自主防災 消防法第8条及び第14条の4により消防計画の策定や自衛消防組織の設置が義務付けられる事業所以外の事業所等にあっても、施設利用者、従業員、周辺地域住民の安全を積極的に守るために、 <u>発災時の迅速で確実な防災活動</u> を実施する。												
震-3-32	語句の修正	<p style="text-align: center;">第6節 救助・救急・医療活動</p> <p>《計画の体系・担当》</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 救助・救急活動</td> <td>消防班、住民</td> </tr> <tr> <td>2. 医療活動</td> <td>医療班、消防班、医師会、歯科医師会、薬剤師会、印旛健康福祉センター</td> </tr> </tbody> </table> <p>大規模震災発生直後には救助救急機関と地域住民、自主防災組織とが連携し迅速に活動を実施し、<u>住民等</u>の安全確保に万全を期すため、救助・救急及び医療活動について必要な事項を定める。</p>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 救助・救急活動	消防班、住民	2. 医療活動	医療班、消防班、医師会、歯科医師会、薬剤師会、印旛健康福祉センター	<p style="text-align: center;">第6節 救助・救急・医療活動</p> <p>《計画の体系・担当》</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 救助・救急活動</td> <td>消防班、住民</td> </tr> <tr> <td>2. 医療活動</td> <td>医療班、消防班、医師会、歯科医師会、薬剤師会、印旛健康福祉センター</td> </tr> </tbody> </table> <p>大規模震災発生直後には救助救急機関と地域住民、自主防災組織とが連携し迅速に活動を実施し、<u>市民</u>の安全確保に万全を期すため、救助・救急及び医療活動について必要な事項を定める。</p>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 救助・救急活動	消防班、住民	2. 医療活動	医療班、消防班、医師会、歯科医師会、薬剤師会、印旛健康福祉センター
対策項目	担当部署および関係部・機関														
1. 救助・救急活動	消防班、住民														
2. 医療活動	医療班、消防班、医師会、歯科医師会、薬剤師会、印旛健康福祉センター														
対策項目	担当部署および関係部・機関														
1. 救助・救急活動	消防班、住民														
2. 医療活動	医療班、消防班、医師会、歯科医師会、薬剤師会、印旛健康福祉センター														
震-3-36	語句の修正	<p style="text-align: center;">第7節 消防活動</p> <p>2. 消防活動の方針 (1) 初期消防活動 大規模震災が発生した場合は、消防隊の到着に時間を要することも想定されるので、それまで地震発生直後の初期消火や救出活動等については、受け持ち区域の消防団が主力となり、自主防災組織及び<u>付近の住民等</u>と協力して消防活動を行う。 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第7節 消防活動</p> <p>2. 消防活動の方針 (1) 初期消防活動 大規模震災が発生した場合は、消防隊の到着に時間を要することも想定されるので、それまで地震発生直後の初期消火や救出活動等については、受け持ち区域の消防団が主力となり、自主防災組織及び<u>付近市民</u>と協力して消防活動を行う。 (略)</p>												
震-3-37	語句の修正	3. 消防団の活動 消防団は、次に示す原則に基づき、 <u>住民等</u> に対する出火防止の呼びかけや初期消火活動等を行うことを第一の任務として、消防隊の活動を補完し、大規模災害による二次的被害の発生を <u>最小限</u> にとどめるように努める。	3. 消防団の活動 消防団は、次に示す原則に基づき、 <u>市民</u> に対する出火防止の呼びかけや初期消火活動等を行うことを第一の任務として、消防隊の活動を補完し、大規模災害による二次的被害の発生を <u>最小限</u> にとどめるように努める。												

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>○地震の発生により火災が予測される場合は、居住地付近の<u>住民等</u>に対し出火防止を呼びかける。</p> <p>○出火した場合は、消防隊が到着するまで<u>住民等</u>と協力して、初期消火を図る。</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○避難の<u>指示</u>がなされた場合は、これを<u>住民等</u>に伝達するとともに、消防署、警察、市災害対策本部、自主防災組織等と連携をとり、協力して<u>住民等</u>を安全に避難させる。</p>	<p>○地震の発生により火災が予測される場合は、居住地付近の<u>市民</u>に対し出火防止を呼びかける。</p> <p>○出火した場合は、消防隊が到着するまで<u>市民</u>と協力して、初期消火を図る。</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○避難の<u>指示・勧告</u>がなされた場合は、これを<u>市民</u>に伝達するとともに、消防署、警察、市災害対策本部、自主防災組織等と連携をとり、協力して<u>市民</u>を安全に避難させる。</p>
震-3-41	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;">第9節 要配慮者対策</p> <p>3. 福祉避難所の設置 要配慮者を収容するため、福祉避難所を設置する。</p> <p>(1) 福祉避難所の設置 福祉避難所の設置は、<u>災害時</u>に福祉避難所に指定されている施設及び災害協定を締結している施設の管理者と連絡を取り、行うものとする。市内で対応不可能な場合は、近隣市町、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。</p>	<p style="text-align: center;">第9節 要配慮者対策</p> <p>3. 福祉避難所の設置 要配慮者を収容するため、福祉避難所を設置する。</p> <p>(1) 福祉避難所の設置 福祉避難所の設置は、<u>発災後</u>に福祉避難所に指定されている施設及び災害協定を締結している施設の管理者と連絡を取り、行うものとする。市内で対応不可能な場合は、近隣市町、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。</p>
震-3-43	千葉県が指定する緊急輸送道路2次路線及び3次路線の明記	<p style="text-align: center;">第10節 緊急輸送活動</p> <p>1. 緊急輸送道路の確保 (略)</p> <p>(3) 緊急輸送道路の確保 道路管理者、警察署及び県警察本部は、建設業者等の協力を得て必要に応じて原則2車線（やむを得ない場合は1車線）以上の緊急輸送道路を確保し、緊急通行車両以外の車両の通行の禁止または制限を行う。 また、確保に当たっては、必要に応じて災害対策基本法により、区間を指定して緊急通行車両の通行の障害となる車両やその他物件の撤去を運転者等に命じるほか、運転者等が不在の場合は自ら移動する。 なお、県は県内道路が被災した場合に啓開や復旧を優先すべき緊急輸送道路をあらかじめ設定しており、市内では最も重要な1次路線として<u>国道16号及び国道464号、2次路線として国道464号白井駅交差点から白井市役所までの区間、3次路線として国道16号富塚交差点から白井第一</u></p>	<p style="text-align: center;">第10節 緊急輸送活動</p> <p>1. 緊急輸送道路の確保 (略)</p> <p>(3) 緊急輸送道路の確保 道路管理者、警察署及び県警察本部は、建設業者等の協力を得て必要に応じて原則2車線（やむを得ない場合は1車線）以上の緊急輸送道路を確保し、緊急通行車両以外の車両の通行の禁止または制限を行う。 また、確保に当たっては、必要に応じて災害対策基本法により、区間を指定して緊急通行車両の通行の障害となる車両やその他物件の撤去を運転者等に命じるほか、運転者等が不在の場合は自ら移動する。 なお、県は県内道路が被災した場合に啓開や復旧を優先すべき緊急輸送道路をあらかじめ設定しており、市内では最も重要な1次路線として<u>国道16号、464号が該当している。</u></p>


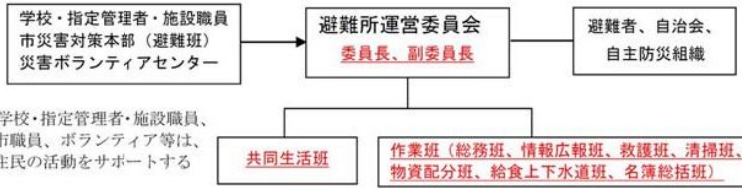
ページ	修正理由	修正案	現行																																
		<p><u>工業団地及び第二工業団地内までの区間</u>が該当している。</p>																																	
震-3-48	語句の修正	<p style="text-align: center;">第 12 節 避難収容活動</p> <p>《計画の体系・担当》</p> <table border="1" data-bbox="472 403 1240 751"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 避難指示等</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 警戒区域の設定</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3. 収容計画</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4. 避難所の運営</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>5. 新型コロナウイルス等感染症対策</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>6. 避難所の自治運営体制の整備</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>7. 避難所の共存・閉鎖</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>震災から<u>住民等</u>の生命を確保するため迅速・的確な避難行動及び避難所の開設を行うための計画を定めるとともに、想定される長期の避難生活に対応した避難所運営及び応急仮設住宅建設についての計画を定める。なお避難所の運営は、<u>住民等</u>による自主的な運営を基本とする。</p>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 避難指示等	(略)	2. 警戒区域の設定	(略)	3. 収容計画	(略)	4. 避難所の運営	(略)	5. 新型コロナウイルス等感染症対策	(略)	6. 避難所の自治運営体制の整備	(略)	7. 避難所の共存・閉鎖	(略)	<p style="text-align: center;">第 12 節 避難収容活動</p> <p>《計画の体系・担当》</p> <table border="1" data-bbox="1263 403 2031 751"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 避難指示等</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 警戒区域の設定</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3. 収容計画</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4. 避難所の運営</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>5. 新型コロナウイルス等感染症対策</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>6. 避難所の自治運営体制の整備</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>7. 避難所の共存・閉鎖</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>震災から<u>住民</u>の生命を確保するため迅速・的確な避難行動及び避難所の開設を行うための計画を定めるとともに、想定される長期の避難生活に対応した避難所運営及び応急仮設住宅建設についての計画を定める。なお避難所の運営は、<u>住民</u>による自主的な運営を基本とする。</p>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 避難指示等	(略)	2. 警戒区域の設定	(略)	3. 収容計画	(略)	4. 避難所の運営	(略)	5. 新型コロナウイルス等感染症対策	(略)	6. 避難所の自治運営体制の整備	(略)	7. 避難所の共存・閉鎖	(略)
対策項目	担当部署および関係部・機関																																		
1. 避難指示等	(略)																																		
2. 警戒区域の設定	(略)																																		
3. 収容計画	(略)																																		
4. 避難所の運営	(略)																																		
5. 新型コロナウイルス等感染症対策	(略)																																		
6. 避難所の自治運営体制の整備	(略)																																		
7. 避難所の共存・閉鎖	(略)																																		
対策項目	担当部署および関係部・機関																																		
1. 避難指示等	(略)																																		
2. 警戒区域の設定	(略)																																		
3. 収容計画	(略)																																		
4. 避難所の運営	(略)																																		
5. 新型コロナウイルス等感染症対策	(略)																																		
6. 避難所の自治運営体制の整備	(略)																																		
7. 避難所の共存・閉鎖	(略)																																		
震-3-48	千葉県地域防災計画の修正による	<p>1. 避難指示等 (1) <u>避難指示等</u>の権限・要件</p> <table border="1" data-bbox="472 1002 1240 1394"> <thead> <tr> <th>職権行使者及び根拠法規</th> <th><u>避難指示等</u>を行う要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長 【災害対策基本法第60条】</td> <td>○<u>住民等</u>の生命、身体に危険を及ぼすと<u>認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示する</u>。ただし、災害の発生により市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が、避難のための<u>立退きの指示等</u>に関する措置を市長に代わって実施する。</td> </tr> <tr> <td>水防管理者(市長) 【水防法第29条】</td> <td>○洪水により著しい危険が切迫していると<u>認められるとき</u>、必要と認める区域の<u>住民等</u>に避難を指示する。</td> </tr> </tbody> </table>	職権行使者及び根拠法規	<u>避難指示等</u> を行う要件	市長 【災害対策基本法第60条】	○ <u>住民等</u> の生命、身体に危険を及ぼすと <u>認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示する</u> 。ただし、災害の発生により市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が、避難のための <u>立退きの指示等</u> に関する措置を市長に代わって実施する。	水防管理者(市長) 【水防法第29条】	○洪水により著しい危険が切迫していると <u>認められるとき</u> 、必要と認める区域の <u>住民等</u> に避難を指示する。	<p>1. 避難指示等 (1) <u>避難勧告・指示</u>の権限・要件</p> <table border="1" data-bbox="1263 1002 2031 1394"> <thead> <tr> <th>職権行使者及び根拠法規</th> <th><u>勧告・指示</u>を行う要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長 【災害対策基本法第60条】</td> <td>○<u>市民</u>の生命、身体に危険を及ぼすと<u>認めるときは、勧告または指示等を行う</u>。ただし、災害の発生により市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が、避難のための<u>立ち退き勧告及びの指示</u>に関する措置を市長に代わって実施する。</td> </tr> <tr> <td>水防管理者(市長等) 【水防法第29条】</td> <td>○洪水により著しい危険が切迫していると<u>認められる時</u>、必要と認める区域の<u>市民</u>に避難を指示する。</td> </tr> </tbody> </table>	職権行使者及び根拠法規	<u>勧告・指示</u> を行う要件	市長 【災害対策基本法第60条】	○ <u>市民</u> の生命、身体に危険を及ぼすと <u>認めるときは、勧告または指示等を行う</u> 。ただし、災害の発生により市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が、避難のための <u>立ち退き勧告及びの指示</u> に関する措置を市長に代わって実施する。	水防管理者(市長等) 【水防法第29条】	○洪水により著しい危険が切迫していると <u>認められる時</u> 、必要と認める区域の <u>市民</u> に避難を指示する。																				
職権行使者及び根拠法規	<u>避難指示等</u> を行う要件																																		
市長 【災害対策基本法第60条】	○ <u>住民等</u> の生命、身体に危険を及ぼすと <u>認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示する</u> 。ただし、災害の発生により市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が、避難のための <u>立退きの指示等</u> に関する措置を市長に代わって実施する。																																		
水防管理者(市長) 【水防法第29条】	○洪水により著しい危険が切迫していると <u>認められるとき</u> 、必要と認める区域の <u>住民等</u> に避難を指示する。																																		
職権行使者及び根拠法規	<u>勧告・指示</u> を行う要件																																		
市長 【災害対策基本法第60条】	○ <u>市民</u> の生命、身体に危険を及ぼすと <u>認めるときは、勧告または指示等を行う</u> 。ただし、災害の発生により市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が、避難のための <u>立ち退き勧告及びの指示</u> に関する措置を市長に代わって実施する。																																		
水防管理者(市長等) 【水防法第29条】	○洪水により著しい危険が切迫していると <u>認められる時</u> 、必要と認める区域の <u>市民</u> に避難を指示する。																																		

ページ	修正理由	修正案	現行												
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="472 252 712 432"> <p>警 察 官 【災害対策基本法第61条】 【警察官職務執行法第4条】</p> </td> <td data-bbox="712 252 1240 432"> <p>○市長から要請があったとき、市長が措置をとることができないと認められるとき、もしくは<u>住民等</u>の生命または身体に危険を及ぼすおそれがあることを自ら認めるときは、直ちに必要と認める地域の<u>住民等に避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示する。</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 432 712 560"> <p>県知事又は代行者 【水防法第29条】 【地すべり等防止法第25条】</p> </td> <td data-bbox="712 432 1240 560"> <p>○洪水及び地滑り等により著しい危険が切迫していると<u>認める</u>とき、必要と認める区域の<u>住民等</u>に避難を指示する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 560 712 715"> <p>自 衛 官 【自衛隊法第94条】</p> </td> <td data-bbox="712 560 1240 715"> <p>○災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる<u>住民等に避難のための立退き又は緊急安全確保措置</u>を指示する。</p> </td> </tr> </table> <p><u>*避難指示</u> 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに発せられ、必要と認める地域の必要と認める居住者等に避難のための立退きを求める行為。</p> <p><u>*緊急安全確保</u> 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときに発せられ、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための行動を求める行為。</p> <p>(2) 実施責任者の報告等の義務 ア 市長（根拠法令：災害対策基本法第60条） <u>避難の指示</u>を実施した場合、知事に報告する。 なお、避難の必要がなくなった場合は、その旨を公示するとともに、知事に報告する。</p> <p style="text-align: center;">市長・災害対策本部 → 知 事</p>	<p>警 察 官 【災害対策基本法第61条】 【警察官職務執行法第4条】</p>	<p>○市長から要請があったとき、市長が措置をとることができないと認められるとき、もしくは<u>住民等</u>の生命または身体に危険を及ぼすおそれがあることを自ら認めるときは、直ちに必要と認める地域の<u>住民等に避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示する。</u></p>	<p>県知事又は代行者 【水防法第29条】 【地すべり等防止法第25条】</p>	<p>○洪水及び地滑り等により著しい危険が切迫していると<u>認める</u>とき、必要と認める区域の<u>住民等</u>に避難を指示する。</p>	<p>自 衛 官 【自衛隊法第94条】</p>	<p>○災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる<u>住民等に避難のための立退き又は緊急安全確保措置</u>を指示する。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1263 252 1503 432"> <p>警 察 官 【災害対策基本法第61条】 【警察官職務執行法第4条】</p> </td> <td data-bbox="1503 252 2031 432"> <p>○市長から要請があったとき、市長が措置をとることができないと認められるとき、もしくは<u>市民</u>の生命または身体に危険を及ぼすおそれがあることを自ら認めるときは、直ちに必要と認める地域の<u>市民に避難を指示する。</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1263 432 1503 560"> <p>県知事又は代行者 【水防法第29条】 【地すべり等防止法第25条】</p> </td> <td data-bbox="1503 432 2031 560"> <p>○洪水及び地滑り等により著しい危険が切迫していると<u>認める時</u>、必要と認める区域の<u>市民</u>に避難を指示する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1263 560 1503 715"> <p>自 衛 官 【自衛隊法第94条】</p> </td> <td data-bbox="1503 560 2031 715"> <p>○災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる<u>市民に避難</u>を指示する。</p> </td> </tr> </table> <p><u>*勧告：地域の居住者等を拘束するものではないが、居住者等がその勧告を尊重することを期待し、避難のための立ち退きを進め又は促す行為。</u></p> <p><u>*指示：被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、勧告等よりも拘束力が強く、居住者等を避難のために立ち退かせる行為。</u></p> <p>(2) 実施責任者の報告等の義務 ア 市長（根拠法令：災害対策基本法第60条） <u>避難の勧告又は指示</u>を実施した場合、知事に報告する。 なお、避難の必要がなくなった場合は、その旨を公示するとともに、知事に報告する。</p> <p style="text-align: center;">市長・災害対策本部 → 知 事</p>	<p>警 察 官 【災害対策基本法第61条】 【警察官職務執行法第4条】</p>	<p>○市長から要請があったとき、市長が措置をとることができないと認められるとき、もしくは<u>市民</u>の生命または身体に危険を及ぼすおそれがあることを自ら認めるときは、直ちに必要と認める地域の<u>市民に避難を指示する。</u></p>	<p>県知事又は代行者 【水防法第29条】 【地すべり等防止法第25条】</p>	<p>○洪水及び地滑り等により著しい危険が切迫していると<u>認める時</u>、必要と認める区域の<u>市民</u>に避難を指示する。</p>	<p>自 衛 官 【自衛隊法第94条】</p>	<p>○災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる<u>市民に避難</u>を指示する。</p>
<p>警 察 官 【災害対策基本法第61条】 【警察官職務執行法第4条】</p>	<p>○市長から要請があったとき、市長が措置をとることができないと認められるとき、もしくは<u>住民等</u>の生命または身体に危険を及ぼすおそれがあることを自ら認めるときは、直ちに必要と認める地域の<u>住民等に避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示する。</u></p>														
<p>県知事又は代行者 【水防法第29条】 【地すべり等防止法第25条】</p>	<p>○洪水及び地滑り等により著しい危険が切迫していると<u>認める</u>とき、必要と認める区域の<u>住民等</u>に避難を指示する。</p>														
<p>自 衛 官 【自衛隊法第94条】</p>	<p>○災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる<u>住民等に避難のための立退き又は緊急安全確保措置</u>を指示する。</p>														
<p>警 察 官 【災害対策基本法第61条】 【警察官職務執行法第4条】</p>	<p>○市長から要請があったとき、市長が措置をとることができないと認められるとき、もしくは<u>市民</u>の生命または身体に危険を及ぼすおそれがあることを自ら認めるときは、直ちに必要と認める地域の<u>市民に避難を指示する。</u></p>														
<p>県知事又は代行者 【水防法第29条】 【地すべり等防止法第25条】</p>	<p>○洪水及び地滑り等により著しい危険が切迫していると<u>認める時</u>、必要と認める区域の<u>市民</u>に避難を指示する。</p>														
<p>自 衛 官 【自衛隊法第94条】</p>	<p>○災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる<u>市民に避難</u>を指示する。</p>														

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>(略)</p> <p>(3) <u>避難の指示等</u>の内容 ア 避難対象地域及び避難時期 イ 避難先及び避難経路 ウ <u>避難の指示等</u>の理由</p> <p>(略)</p> <p>(4) <u>避難の指示等</u>の伝達方法 <u>避難の指示等</u>の伝達にあたっては、防災行政無線、広報車（市、消防機関）、自治会長等を通じた口頭・文書による伝達、報道機関を通じて行う伝達広報の他、緊急速報メール、防災情報メール、ソーシャルメディア等を活用して、伝達手段の多重化・多様化に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(3) <u>避難の勧告又は指示</u>の内容 ア 避難対象地域及び避難時期 イ 避難先及び避難経路 ウ <u>避難</u>の理由</p> <p>(略)</p> <p>(4) <u>避難勧告・指示</u>の伝達方法 <u>避難勧告・指示等</u>の伝達にあたっては、防災行政無線、広報車（市、消防機関）、自治会長等を通じた口頭・文書による伝達、報道機関を通じて行う伝達広報の他、緊急速報メール、防災情報メール、ソーシャルメディア等を活用して、伝達手段の多重化・多様化に努める。</p> <p>(略)</p>
震-3-50	千葉県地域防災計画の修正による	<p>3. 収容計画</p> <p>(1) 避難所の開設 (略) ア 勤務時間内（市職員主導による避難所の開設）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 施設の安全確認と二次災害の防止 地震発生直後、施設管理者は、当該施設の安全確認と二次災害の防止に努める。</p> <p>② 災害情報の収集 本部は、<u>住民等</u>の避難状況や市内の被災状況、避難所の被災状況等の情報を当該施設、職員の情報等から把握し、市職員の派遣の必要性や対策を判断する。</p> <p>③ 市職員の派遣と開設 (略)</p> <p>④ 避難者の受け入れと誘導 (略)</p> <p>⑤ 避難所開設の報告 (略)</p> </div> <p>(略)</p> <p>エ 他市町村への広域避難を要する場合の対応</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>災害協定や災害対策基本法に基づき、他市町村に避難者の受入れを要請する。</p> <p>① 相互応援協定に基づく避難者の一時受入要請 県内市町村及び県外市町村との災害時相互応援協定に基づき、避難者</p> </div>	<p>3. 収容計画</p> <p>(1) 避難所の開設 (略) ア 勤務時間内（市職員主導による避難所の開設）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 施設の安全確認と二次災害の防止 地震発生直後、施設管理者は、当該施設の安全確認と二次災害の防止に努める。</p> <p>② 災害情報の収集 本部は、<u>市民</u>の避難状況や市内の被災状況、避難所の被災状況等の情報を当該施設、職員の情報等から把握し、市職員の派遣の必要性や対策を判断する。</p> <p>③ 市職員の派遣と開設 (略)</p> <p>④ 避難者の受け入れと誘導 (略)</p> <p>⑤ 避難所開設の報告 (略)</p> </div> <p>(略)</p> <p>エ 他市町村への広域避難を要する場合の対応</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>災害協定や災害対策基本法に基づき、他市町村に避難者の受入れを要請する。</p> <p>① 相互応援協定に基づく避難者の一時受入要請 県内市町村及び県外市町村との災害時相互応援協定に基づき、避難者</p> </div>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>の一時受入れを要請する。</p> <p>② 広域一時滞在の要請 災害対策基本法に基づき、県知事に県外市町村への避難者の広域一時滞在を要請するほか、<u>事態に照らして緊急を要するときは、県知事に報告した上で、直接他の都道府県の市町村に受入れを協議することができる。</u></p> <p>(略)</p> <p>(5) <u>家庭動物</u>への対応 <u>家庭動物</u>同伴の避難者には、ゲージ等を持参するよう求め、避難所敷地内に飼育スペースを確保するよう努める。動物が苦手な避難者に配慮して、避難所屋内への<u>家庭動物</u>の持ち込みは禁止し、問題が生じた場合は環境課を通じて、関係機関に<u>家庭動物</u>対策を要請する。 ただし、介助犬は介助者と同居できる専用スペースを確保し、周囲の避難者に理解と協力を呼びかける。 なお、避難時の<u>家庭動物</u>の保護及び飼養は、原則として<u>家庭動物</u>の管理者が行う。</p>	<p>の一時受入れを要請する。</p> <p>② 広域一時滞在の要請 災害対策基本法に基づき、県知事に県外市町村への避難者の広域一時滞在を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>(5) <u>ペット</u>への対応 <u>ペット</u>同伴の避難者には、ゲージ等を持参するよう求め、避難所敷地内に飼育スペースを確保するよう努める。動物が苦手な避難者に配慮して、避難所屋内への<u>ペット</u>の持ち込みは禁止し、問題が生じた場合は環境課を通じて、関係機関に<u>ペット</u>対策を要請する。 ただし、介助犬は介助者と同居できる専用スペースを確保し、周囲の避難者に理解と協力を呼びかける。 なお、避難時の<u>ペット</u>の保護及び飼養は、原則として<u>ペット</u>の管理者が行う。</p>
震-3-52	千葉県地域防災計画の修正による	<p>4. 避難所の運営 (略)</p> <p>(2) 避難所運営業務 (略)</p> <p>ウ 性差によるニーズの違い、<u>性暴力やDVの発生防止</u>への対応 授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペースを設けるように努め、<u>女性や子供等に対する性暴力やDVの発生を防止するため、女性用と男性用は離れた場所に設置する、トイレ、更衣室、入浴設備等は昼夜問わず安心して利用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力やDVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供が安全に安心して利用できるよう配慮する。</u> <u>また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。</u></p> <p>エ <u>救護室や福祉避難室等の確保</u> <u>体調不良者等のための救護室や要配慮者のための福祉避難室等を校舎等に設置するにあたっては、施設管理者と協議し確保する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>4. 避難所の運営 (略)</p> <p>(2) 避難所運営業務 (略)</p> <p>ウ 性差によるニーズの違いへの対応 授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペースを設けるように努める。<u>トイレ、更衣室、入浴設備等は鍵の設置や十分な照明の配置など女性や子供が安全に安心して利用できるよう配慮する。</u></p> <p>エ <u>ミーティングルーム等の確保</u> <u>避難所運営委員会が、ミーティングルームとして利用する部屋、又医療救護所を開設するにあたっては、医療救護用の部屋を施設管理者と協議し確保する。</u></p> <p>(略)</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
震-3-53	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p>5. 新型コロナウイルス等感染症対策</p> <p>新型コロナウイルス等の感染症に対する国の指針等を踏まえ、避難者の感染を防止する対策を実施する。</p> <p>(1) 避難行動の普及</p> <p>平時から感染を防止するための適切な避難行動を<u>住民</u>等に周知しておく。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 自宅療養者等の避難確保</p> <p>平時から保健所と自宅療養者や濃厚接触者の情報を共有し、<u>避難指示等発令時</u>の避難の要否、避難方法、避難先を確保しておく。</p> <p>災害時は、自宅療養者等に<u>避難指示等</u>の発令情報を速やかに連絡するとともに、避難状況や避難先を確認する。</p> <p>(略)</p>	<p>5. 新型コロナウイルス等感染症対策</p> <p>新型コロナウイルス等の感染症に対する国の指針等を踏まえ、避難者の感染を防止する対策を実施する。</p> <p>(1) 避難行動の普及</p> <p>平時から感染を防止するための適切な避難行動を<u>市民</u>等に周知しておく。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 自宅療養者等の避難確保</p> <p>平時から保健所と自宅療養者や濃厚接触者の情報を共有し、<u>避難勧告等発令時</u>の避難の要否、避難方法、避難先を確保しておく。</p> <p>災害時は、自宅療養者等に<u>避難勧告等</u>の発令情報を速やかに連絡するとともに、避難状況や避難先を確認する。</p> <p>(略)</p>
震-3-54	市のマニュアル策定及び避難所運営方法の見直しによる修正	<p>6. 避難所の自治運営体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難所運営委員会の組織づくり</p> <p>一定期間秩序ある生活をするために、各避難所において自治会・自主防災組織等が中心となり、「避難所運営委員会」を組織し、避難所を管理運営するものとする。そのため、市が作成した<u>避難所開設・運営マニュアル</u>を基に、地域において避難所運営訓練等<u>を行い</u>、避難所ごとの運営マニュアルの<u>作成に努め、市はその支援を行うものとする。</u></p> <p>避難所の運営の主体は、避難者が組織する避難所運営委員会とし、市職員、学校・指定管理者・施設管理者及びボランティアは、できる限りその支援にあたるものとする。</p>	<p>6. 避難所の自治運営体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難所運営委員会の組織づくり</p> <p>一定期間秩序ある生活をするために、各避難所において自治会・自主防災組織等が中心となり、「避難所運営委員会」を組織し、避難所を管理運営するものとする。そのため、市が作成した<u>避難所運営マニュアル(標準案)</u>を基に、地域において避難所運営訓練等<u>に基づき</u>、避難所ごとの運営マニュアルを<u>作成しておくものとする。</u></p> <p>避難所の運営の主体は、避難者が組織する避難所運営委員会とし、市職員、学校・指定管理者・施設管理者及びボランティアは、できる限りその支援にあたるものとする。</p>

ページ	修正理由	修正案	現行						
		<p style="text-align: center;">《避難所運営委員会の組織例》</p> 	<p style="text-align: center;">《避難所運営委員会の組織例》</p> 						
<p>震-3-55</p>	<p>避難所運営方法の見直しによる修正</p>	<p>(3) 避難所運営委員会の役割</p> <p>避難所運営委員会は、避難所ごとに<u>会長、副会長を中心に避難所利用者で作る組及び運営班を組織し</u>、毎日時間を定めて1回以上避難所担当の市職員、ボランティア等の関係者を加えたミーティングを行い諸問題に対応する。男性女性双方の視点の違いを活かすために、役員をはじめとするミーティングの参加者に男性女性両方が参画するものとする。</p> <p><u>避難所利用者で作る組及び各運営班</u>の役割は以下のとおりとするが、避難所毎に臨機に対応していくものとする。また、<u>各運営班</u>の構成については、男性女性両方が参画するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="472 895 1234 1382"> <tr> <td data-bbox="472 895 651 1382"> <p><u>避難所利用者で作る組</u></p> </td> <td data-bbox="651 895 1234 1382"> <p>避難所利用者の取りまとめを行うため、自治会等の協力を得て6～10世帯程度を一つの組として組分けし、組ごとに組長（代表者）を決める。</p> <p>①組内の意見を取りまとめて委員会に報告する。</p> <p>②避難所運営委員会や各運営班での決定事項を組内全員に伝える。</p> <p>③委員会や各運営班の決定を受け、炊き出しや水の確保、共有スペースの掃除など、避難所の運営を、各組ごとに当番制で行う。</p> <p>④組ごとに配給される食料や物資を組内全員に配布する。</p> <p>⑤組内に支援が必要な人（高齢者や障がい者など）がいる場合は、組長を中心に組内で協力して支援を行う。</p> <p>⑥掃除や環境の整備は、組長を中心に組内で協力して行う。</p> </td> </tr> </table>	<p><u>避難所利用者で作る組</u></p>	<p>避難所利用者の取りまとめを行うため、自治会等の協力を得て6～10世帯程度を一つの組として組分けし、組ごとに組長（代表者）を決める。</p> <p>①組内の意見を取りまとめて委員会に報告する。</p> <p>②避難所運営委員会や各運営班での決定事項を組内全員に伝える。</p> <p>③委員会や各運営班の決定を受け、炊き出しや水の確保、共有スペースの掃除など、避難所の運営を、各組ごとに当番制で行う。</p> <p>④組ごとに配給される食料や物資を組内全員に配布する。</p> <p>⑤組内に支援が必要な人（高齢者や障がい者など）がいる場合は、組長を中心に組内で協力して支援を行う。</p> <p>⑥掃除や環境の整備は、組長を中心に組内で協力して行う。</p>	<p>(3) 避難所運営委員会の役割</p> <p>避難所運営委員会は、避難所ごとに<u>委員長、副委員長をもとに共同生活班及び作業班で組織し</u>、毎日時間を定めて1回以上避難所担当の市職員、ボランティア等の関係者を加えたミーティングを行い諸問題に対応する。男性女性双方の視点の違いを活かすために、役員をはじめとするミーティングの参加者に男性女性両方が参画するものとする。</p> <p><u>各班</u>の役割は以下のとおりとするが、避難所毎に臨機に対応していくものとする。また、<u>各作業班</u>の構成については、男性女性両方が参画するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1263 895 2029 1382"> <tr> <td data-bbox="1263 895 1442 1198"> <p><u>共同生活班</u></p> </td> <td data-bbox="1442 895 2029 1198"> <p>共同生活班は避難所内の小グループごとの代表者によって班を構成する。いわば臨時の大家族の家長を担う人達が集まって作る班である。グループの単位の規模は避難所毎に適宜決めるが、目安としては1教室分程度とする。</p> <p>① 給食・生活物資等の受け取り、分配を行う。</p> <p>② 避難所内でのトラブルを予防し、必要に応じ相談の上、運営ルールを作成する。</p> <p>③ 共同生活を送るための決められたルールの徹底を図る。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1263 1198 1442 1382"> <p><u>総務班（総務対策）</u></p> </td> <td data-bbox="1442 1198 2029 1382"> <p>① 備蓄倉庫内の資機材の取扱い及び管理を行う。</p> <p>② 避難所のレイアウトを施設管理者と相談し、設定する。</p> <p>③ 必要があれば、保安要員を確保し、避難所内のパトロールを行う。</p> <p>④ ボランティアとの連絡調整を行い、必要に応じボラ</p> </td> </tr> </table>	<p><u>共同生活班</u></p>	<p>共同生活班は避難所内の小グループごとの代表者によって班を構成する。いわば臨時の大家族の家長を担う人達が集まって作る班である。グループの単位の規模は避難所毎に適宜決めるが、目安としては1教室分程度とする。</p> <p>① 給食・生活物資等の受け取り、分配を行う。</p> <p>② 避難所内でのトラブルを予防し、必要に応じ相談の上、運営ルールを作成する。</p> <p>③ 共同生活を送るための決められたルールの徹底を図る。</p>	<p><u>総務班（総務対策）</u></p>	<p>① 備蓄倉庫内の資機材の取扱い及び管理を行う。</p> <p>② 避難所のレイアウトを施設管理者と相談し、設定する。</p> <p>③ 必要があれば、保安要員を確保し、避難所内のパトロールを行う。</p> <p>④ ボランティアとの連絡調整を行い、必要に応じボラ</p>
<p><u>避難所利用者で作る組</u></p>	<p>避難所利用者の取りまとめを行うため、自治会等の協力を得て6～10世帯程度を一つの組として組分けし、組ごとに組長（代表者）を決める。</p> <p>①組内の意見を取りまとめて委員会に報告する。</p> <p>②避難所運営委員会や各運営班での決定事項を組内全員に伝える。</p> <p>③委員会や各運営班の決定を受け、炊き出しや水の確保、共有スペースの掃除など、避難所の運営を、各組ごとに当番制で行う。</p> <p>④組ごとに配給される食料や物資を組内全員に配布する。</p> <p>⑤組内に支援が必要な人（高齢者や障がい者など）がいる場合は、組長を中心に組内で協力して支援を行う。</p> <p>⑥掃除や環境の整備は、組長を中心に組内で協力して行う。</p>								
<p><u>共同生活班</u></p>	<p>共同生活班は避難所内の小グループごとの代表者によって班を構成する。いわば臨時の大家族の家長を担う人達が集まって作る班である。グループの単位の規模は避難所毎に適宜決めるが、目安としては1教室分程度とする。</p> <p>① 給食・生活物資等の受け取り、分配を行う。</p> <p>② 避難所内でのトラブルを予防し、必要に応じ相談の上、運営ルールを作成する。</p> <p>③ 共同生活を送るための決められたルールの徹底を図る。</p>								
<p><u>総務班（総務対策）</u></p>	<p>① 備蓄倉庫内の資機材の取扱い及び管理を行う。</p> <p>② 避難所のレイアウトを施設管理者と相談し、設定する。</p> <p>③ 必要があれば、保安要員を確保し、避難所内のパトロールを行う。</p> <p>④ ボランティアとの連絡調整を行い、必要に応じボラ</p>								

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>総務班</u> ①総合受付（入退所など各種手続き、苦情相談対応）、避難所記録簿の作成、名簿管理、利用者の把握、安否確認等を行う。 ②避難所運営委員会の庶務、事務局を担当する。</p>	<p>ンティアの要請も行う。 ⑤ 避難所日誌を作成する。 ⑥ 避難所運営委員会の庶務及び事務局を担当する。</p>
		<p><u>情報班</u> ① デマやパニックを防止するため、情報管理の一元化をする。 ② 避難者等から避難所生活に必要な生活関連情報や要望等を収集し、避難所運営委員会に報告する。 ③ 避難所内の掲示板(各種情報を掲示するもの)を管理し、各種情報を避難者に伝達する。</p>	<p><u>情報広報班</u> (情報広報対策) ① デマやパニックを防止するため、情報管理の一元化をする。 ② 避難所担当の市職員並びに施設職員との連絡調整を行い、避難所生活に必要な生活関連情報、生活支援情報、各種相談窓口の情報、要望等を収集し伝達する。 ③ 避難所内の掲示板(各種情報を掲示するもの)を管理し、各種情報を伝達する。</p>
		<p><u>施設管理班</u> ① 避難所のレイアウトを作成し、使用する部屋や立入禁止場所の指定・表示、災害用トイレの設置などを行う。 ② 施設や設備の点検、故障対応を行う。 ③ 夜間の見回りや当直当番体制の編成、照明の確保などの防犯対策、防火対策を行う。 ④ 飲酒や喫煙などのルールを定め、徹底させる。</p>	<p><u>救護班</u> (要配慮者の保護) ① 障がい者、高齢者、傷病者等の要配慮者を援護する。 ② 名簿総括班と連携し、傷病者を把握する。 ③ 負傷者の応急手当、医療機関への誘導、搬送の手配をする。 ④ 医療拠点となった避難所では、医師の指導のもと傷病者の救護等を行う。</p>
		<p><u>食料・物資班</u> ① 備蓄食糧や救援物資、生活必需品等を本部から受け入れ、配布する。 ②総務班と連携し、避難者数を把握し、必要となる物資の数量を把握する。 ③ 高齢者、障がい者等の要配慮者への対応を優先し、不満や混乱が生じないように分配する。 ④ 非常用井戸等により被災者へ給水を行う。</p>	<p><u>清掃班</u> (環境衛生対策) ① 仮設トイレを設置する。 ② 避難所からのごみの出し方(分別)のルールを徹底させる。 ③ 市によるごみ収集が始動するまでの間、施設内においてごみを処理(保管)する。 ④ 避難所の清掃を中心となるで行う。</p>
		<p><u>保健・衛生班</u> ① トイレの衛生管理のルールを徹底させ、組ごとに毎日交代で清掃を行う。 ② 避難所からのごみの出し方(分別)のルールを徹底させる。 ③ 健康管理のため一定時間での水分摂取、感染症予防やエコノミークラス症候群への注意などを呼びかける。 ④ けが人の応急手当や体調不良者への対応を行う。 ⑤ 総務班・施設管理班と連携し、避難所での家庭動物の飼育のルールや衛生管理を決定し、飼い主が責任をもって飼育するよう徹底する。</p>	<p><u>物資分配班</u> (食料・生活用品等の調達・配布) ① 備蓄食糧や救援物資、生活必需品等を本部から受け入れ、配布する。 ② 名簿総括班と連携し、避難者数を把握し、必要となる物資の数量を把握する。 ③ 高齢者、障がい者等の要配慮者への対応を優先し、不満や混乱が生じないように分配する。</p>
		<p><u>要配慮者支援班</u> ① 総務班と連携して要配慮者を把握し、保健・衛生班や保健師等の協力を得て巡回を行うなど要配慮者の</p>	<p><u>給食・上下水道班</u> (給食・給水対策) ① 給食施設がある避難所では、給食機材の有効利用を図る。 ② 給水時に混乱が起これないように対策を講じる。 ③ 名簿総括班、物資配分班と連携し、炊き出しに必要な材料、燃料等、市職員を通じて本部に要請し、確保する。</p>
			<p><u>名簿総括班</u> (避難者名簿の ① 食料、物資配給の基礎データとなる名簿を一元管理し、入退所を把握する。</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>ニーズを聞き取り、支援を行う。</u></p> <p><u>② 本人や家族の意向を確認し、福祉避難所等に移動できるように連絡・調整を行う。</u></p> <p><u>支援渉外班</u></p> <p><u>① 各運営班の意見を聞き、ボランティアの受け入れについて検討し、ボランティアを必要な部署に配置する。</u></p> <p><u>② 活動内容に応じて、避難所利用者から運営協力者を募る。</u></p>	<p><u>管理)</u></p> <p><u>② 要配慮者、帰宅困難者等の名簿を別途作成・管理し、市本部へ報告する。</u></p> <p><u>③ 作業各班に情報を提供し、各班の活動がスムーズに行えるよう連携を密にする。</u></p>
震-3-56	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p>7. 避難所の共存・閉鎖 (略) (2) 避難所の閉鎖 <u>避難指示等</u>の解除、応急仮設住宅の設置等による避難者の減少に伴い、開設していた避難所を順次閉鎖していくものとする。</p>	<p>7. 避難所の共存・閉鎖 (略) (2) 避難所の閉鎖 <u>避難勧告・指示</u>の解除、応急仮設住宅の設置等による避難者の減少に伴い、開設していた避難所を順次閉鎖していくものとする。</p>
震-3-59	詳細に記載するため一文を追加	<p style="text-align: center;">第14節 食料・生活必需品対策</p> <p>1. 食料品等の調達・供給 (略) ウ 調達体制 備蓄物資のほか協定業者及び市内の取扱業者に協力を依頼し、次のとおり調達する。 (ア) 協定業者及び市内取扱業者から食料品を購入する。 (イ) 市の調達食料に不足が予想されるときや調達不可能な時は、本部長が県知事に支援を要請する。 (ウ) 要配慮者用の特殊栄養食品については、必要に応じて県と連携し、日本栄養士会（JDA-DAT）に支援を要請する。 【資料編（巻末）】白井市災害協定集</p> <p><u>エ 政府所有米穀の調達</u> <u>政府所有米穀を調達する場合は、市長から知事に要請し、知事は、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとし、当該米穀を買い受ける場合には、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）の規定に基づき、知事は、農産局長と売買契約を締結したうえで、農産局長と販売等業務委託契約を締結している受託事業者から当該米穀の引き渡しを受ける。ただし、当該米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により売買契約を締結するいとまがないと農産局長が認めるときは、売買契約の締結前であっても、受託事業者から引渡しを受けることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第14節 食料・生活必需品対策</p> <p>7. 食料品等の調達・供給 (略) ウ 調達体制 備蓄物資のほか協定業者及び市内の取扱業者に協力を依頼し、次のとおり調達する。 (ア) 協定業者及び市内取扱業者から食料品を購入する。 (イ) 市の調達食料に不足が予想されるときや調達不可能な時は、本部長が県知事に支援を要請する。 (ウ) 要配慮者用の特殊栄養食品については、必要に応じて県と連携し、日本栄養士会（JDA-DAT）に支援を要請する。 【資料編（巻末）】白井市災害協定集</p> <p>(新設)</p>

ページ	修正理由	修正案	現行																												
		<p><u>なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しであるから、米穀販売事業者等の精米機により精米し、供給する。</u></p> <p>オ 供給体制 被災住民に食料を供給するときは、避難所等の供給先には責任者を定めて受入の確認を行うと共に、要配慮者を優先するなど一定の運用ルールを設け受給の適正化を図り公平に配分する。特に、要配慮者用の特殊栄養食品等の食料は、必要な物資を速やかに届けることができるよう、一般食料と保管場所を分け、特殊栄養食品ステーションを設置し保管する。食料の仕分けや在庫管理、供給などについては、必要に応じて日本栄養士会（JDA-DAT）に依頼する。</p> <p>カ 炊き出し 炊き出しを実施する場合は、次により行う。 (ア) 炊き出しは原則として避難所・避難場所又は、給食センターで行う。 (イ) 炊き出し要員は、給食センターについては災害協定により市が運営会社に要請し、避難所・避難場所については避難所運営委員会が自治会、自主防災組織、日赤奉仕団、ボランティアの協力を得て行う。その他自衛隊の災害派遣部隊に炊き出しを要請する場合は、市が炊き出しを行う避難所・避難場所を選定する。 (ウ) 炊き出しのための食材、資機材等は「ウ 調達体制」に準じて市が調達する。</p>	<p>エ 供給体制 被災住民に食料を供給するときは、避難所等の供給先には責任者を定めて受入の確認を行うと共に、要配慮者を優先するなど一定の運用ルールを設け受給の適正化を図り公平に配分する。特に、要配慮者用の特殊栄養食品等の食料は、必要な物資を速やかに届けることができるよう、一般食料と保管場所を分け、特殊栄養食品ステーションを設置し保管する。食料の仕分けや在庫管理、供給などについては、必要に応じて日本栄養士会（JDA-DAT）に依頼する。</p> <p>オ 炊き出し 炊き出しを実施する場合は、次により行う。 (ア) 炊き出しは原則として避難所・避難場所又は、給食センターで行う。 (イ) 炊き出し要員は、給食センターについては災害協定により市が運営会社に要請し、避難所・避難場所については避難所運営委員会が自治会、自主防災組織、日赤奉仕団、ボランティアの協力を得て行う。その他自衛隊の災害派遣部隊に炊き出しを要請する場合は、市が炊き出しを行う避難所・避難場所を選定する。 (ウ) 炊き出しのための食材、資機材等は「ウ 調達体制」に準じて市が調達する。<u>なお、政府所有米穀を調達する場合は市長から知事に要請し、農林水産省（政策統括官）の指示に基づき、保管された事業所において米穀の引き渡しを受ける。なお、状況に応じて市長から農林水産省に直接連絡した場合は、事後その旨を知事に報告する。</u></p>																												
震-3-62	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;">第 15 節 保健衛生活動</p> <p>≪計画の体系・担当≫</p> <table border="1" data-bbox="472 1086 1234 1342"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 保健衛生対策</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 栄養・食生活支援</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3. 防疫対策</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4. 飲料水の安全確保</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>5. <u>家庭動物</u>対策</td> <td>環境班</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>5. <u>家庭動物</u>対策</p>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 保健衛生対策	(略)	2. 栄養・食生活支援	(略)	3. 防疫対策	(略)	4. 飲料水の安全確保	(略)	5. <u>家庭動物</u> 対策	環境班	(略)		<p style="text-align: center;">第 15 節 保健衛生活動</p> <p>≪計画の体系・担当≫</p> <table border="1" data-bbox="1263 1086 2024 1342"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 保健衛生対策</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 栄養・食生活支援</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3. 防疫対策</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4. 飲料水の安全確保</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>5. <u>ペット</u>対策</td> <td>環境班</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>5. <u>ペット</u>対策</p>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 保健衛生対策	(略)	2. 栄養・食生活支援	(略)	3. 防疫対策	(略)	4. 飲料水の安全確保	(略)	5. <u>ペット</u> 対策	環境班	(略)	
対策項目	担当部署および関係部・機関																														
1. 保健衛生対策	(略)																														
2. 栄養・食生活支援	(略)																														
3. 防疫対策	(略)																														
4. 飲料水の安全確保	(略)																														
5. <u>家庭動物</u> 対策	環境班																														
(略)																															
対策項目	担当部署および関係部・機関																														
1. 保健衛生対策	(略)																														
2. 栄養・食生活支援	(略)																														
3. 防疫対策	(略)																														
4. 飲料水の安全確保	(略)																														
5. <u>ペット</u> 対策	環境班																														
(略)																															

ページ	修正理由	修正案	現行																												
		<p>避難所等での生活が長期化し、避難生活に支障となる家庭動物問題が生じた場合は、県動物愛護センター及び(公社)千葉県獣医師会等と取り扱いについて協議する。関係団体が家庭動物の救護所等を設置する場合は、公共用地を提供するように関係機関と協議し、必要に応じて避難者に周知する。</p> <p>なお、本計画に基づき、市が行う動物の救護対策と(公社)千葉県獣医師会等関係機関が行う動物救護活動について相互協力をする。</p>	<p>避難所等での生活が長期化し、避難生活に支障となるペット問題が生じた場合は、県動物愛護センター及び(公社)千葉県獣医師会等と取り扱いについて協議する。関係団体がペットの救護所等を設置する場合は、公共用地を提供するように関係機関と協議し、必要に応じて避難者に周知する。</p> <p>なお、本計画に基づき、市が行う動物の救護対策と(公社)千葉県獣医師会等関係機関が行う動物救護活動について相互協力をする。</p>																												
震-3-67	語句の修正	<p style="text-align: center;">第17節 廃棄物処理対策</p> <p>《計画の体系・担当》</p> <table border="1" data-bbox="472 528 1240 687"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 被害状況の調査・把握</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 災害廃棄物の処理</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3. し尿処理</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>震災時に大量に発生する災害廃棄物及びごみ、し尿を適正に処理し、生活環境の保全、住民生活の再開を図るため、必要な事項を定める。</p>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 被害状況の調査・把握	(略)	2. 災害廃棄物の処理	(略)	3. し尿処理	(略)	<p style="text-align: center;">第17節 廃棄物処理対策</p> <p>《計画の体系・担当》</p> <table border="1" data-bbox="1263 528 2031 687"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 被害状況の調査・把握</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 災害廃棄物の処理</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3. し尿処理</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>震災時に大量に発生する災害廃棄物及びごみ、し尿を適正に処理し、生活環境の保全、市民生活の再開を図るため、必要な事項を定める。</p>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 被害状況の調査・把握	(略)	2. 災害廃棄物の処理	(略)	3. し尿処理	(略)												
対策項目	担当部署および関係部・機関																														
1. 被害状況の調査・把握	(略)																														
2. 災害廃棄物の処理	(略)																														
3. し尿処理	(略)																														
対策項目	担当部署および関係部・機関																														
1. 被害状況の調査・把握	(略)																														
2. 災害廃棄物の処理	(略)																														
3. し尿処理	(略)																														
震-3-70	関係機関の名称変更による修正及び語句の修正	<p style="text-align: center;">第18節 ライフライン対策</p> <p>《計画の体系・担当》</p> <table border="1" data-bbox="472 874 1240 1098"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 上水道</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 下水道</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3. 電力施設</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4. ガス施設</td> <td>東京ガスネットワーク(株)、京葉ガス(株)</td> </tr> <tr> <td>5. 通信施設</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>6. 郵政事業</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>災害活動上及び住民生活の再開に向けて重要なライフラインが、地震により被災した場合における各部・機関が行う応急復旧対策等について定める。</p> <p>県及び市は、情報収集で得た航空写真、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。</p>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 上水道	(略)	2. 下水道	(略)	3. 電力施設	(略)	4. ガス施設	東京ガスネットワーク(株) 、京葉ガス(株)	5. 通信施設	(略)	6. 郵政事業	(略)	<p style="text-align: center;">第18節 ライフライン対策</p> <p>《計画の体系・担当》</p> <table border="1" data-bbox="1263 874 2031 1098"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 上水道</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 下水道</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3. 電力施設</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4. ガス施設</td> <td>東京ガス(株)、京葉ガス(株)</td> </tr> <tr> <td>5. 通信施設</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>6. 郵政事業</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>災害活動上及び市民生活の再開に向けて重要なライフラインが、地震により被災した場合における各部・機関が行う応急復旧対策等について定める。</p> <p>県及び市は、情報収集で得た航空写真、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。</p>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 上水道	(略)	2. 下水道	(略)	3. 電力施設	(略)	4. ガス施設	東京ガス(株) 、京葉ガス(株)	5. 通信施設	(略)	6. 郵政事業	(略)
対策項目	担当部署および関係部・機関																														
1. 上水道	(略)																														
2. 下水道	(略)																														
3. 電力施設	(略)																														
4. ガス施設	東京ガスネットワーク(株) 、京葉ガス(株)																														
5. 通信施設	(略)																														
6. 郵政事業	(略)																														
対策項目	担当部署および関係部・機関																														
1. 上水道	(略)																														
2. 下水道	(略)																														
3. 電力施設	(略)																														
4. ガス施設	東京ガス(株) 、京葉ガス(株)																														
5. 通信施設	(略)																														
6. 郵政事業	(略)																														
震-3-71	千葉県地域防災計画の	3. 電力施設	3. 電力施設																												

ページ	修正理由	修正案	現行
	修正及び語句の修正	<p>東京電力パワーグリッド株式会社の防災業務計画に基づき、二次災害の防止、電力の早期復旧、需要家への適切な広報等を実施する。</p> <p>(1) 活動体制 非常災害対策本部を千葉総支社に設置するとともに、支部を各支社に設置する。</p> <p>(2) 危険予防措置 <u>電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合には、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。</u> <u>なお、建物倒壊により運転することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合、又は運転不能の予想される場合は、運転を停止し、各関係機関に連絡するとともに、必要な措置を講じる。</u></p> <p>4. ガス施設 ガス供給会社の防災業務計画に基づき、二次災害の防止、ガスの早期復旧、需要家への適切な広報等を実施する。 ●<u>東京ガスネットワーク株式会社</u> (1) 防災体制（非常体制）</p>	<p>東京電力パワーグリッド株式会社の防災業務計画に基づき、二次災害の防止、電力の早期復旧、需要家への適切な広報等を実施する。</p> <p>(1) 活動体制 非常災害対策本部を千葉総支社に設置するとともに、支部を各支社に設置する。</p> <p>(2) 危険予防措置 <u>浸水、建物倒壊により運転することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合、又は運転不能の予想される場合は、運転を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じる。</u></p> <p>4. ガス施設 ガス供給会社の防災業務計画に基づき、二次災害の防止、ガスの早期復旧、需要家への適切な広報等を実施する。 ●<u>東京ガス株式会社</u> (1) 防災体制（非常体制）</p>
震-3-72	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p>5. 通信施設 通信関連会社の防災業務計画の抜粋を以下に示す。 ●東日本電信電話株式会社 (略) (2) <u>災害時</u>の応急措置 (略) ●株式会社NTTドコモ (略) (2) <u>災害時</u>の応急措置 (略) ●KDDI株式会社 災害時には局舎の点検を実施するとともに、基地局の停電対策のため移動電源車の出動準備をする。また、通信に輻輳が発生した場合は輻輳制御を行い、必要な通信を確保するとともに、一般を対象に災害用伝言板サービスによる安否情報の伝達に協力する。 ●ソフトバンク株式会社 <u>災害時</u>には、通信設備の点検をするとともに、通信の確保と早期復旧</p>	<p>5. 通信施設 通信関連会社の防災業務計画の抜粋を以下に示す。 ●東日本電信電話株式会社 (略) (2) <u>発災時</u>の応急措置 (略) ●株式会社NTTドコモ (略) (2) <u>発災時</u>の応急措置 (略) ●KDDI株式会社 災害時には局舎の点検を実施するとともに、基地局の停電対策のため移動電源車の出動準備をする。また、通信に輻輳が発生した場合は輻輳制御を行い、必要な通信を確保するとともに、一般を対象に災害用伝言板サービス<u>及び災害用音声お届けサービス</u>による安否情報の伝達に協力する。 ●ソフトバンク株式会社 <u>災害発生時</u>には、通信設備の点検をするとともに、通信の確保と早期</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>に必要となる緊急保全車両の出動準備を行い、通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い必要な通信を確保するとともに、一般を対象に災害用伝言板による安否情報の伝達に努める。</p>	<p>復旧に必要となる緊急保全車両の出動準備を行い、通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い必要な通信を確保するとともに、一般を対象に災害用伝言板、<u>災害用音声お届けサービス等</u>による安否情報の伝達に努める。</p>
震-3-76	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;">第 19 節 公共土木施設対策</p> <p>3. 河川及び急傾斜地崩壊防止施設応急対策 (略) (2) 急傾斜地崩壊防止施設 ア 危険区域に位置する人家集落への通報 災害による急傾斜地崩壊及び土砂の異常流出等が発生した場合及び各防止施設に被害を生じたり、生じるおそれがあるとして県から連絡があった場合は、下方人家集落への通報及び<u>避難指示等</u>の手段により安全の確保に努める。</p>	<p style="text-align: center;">第 19 節 公共土木施設対策</p> <p>3. 河川及び急傾斜地崩壊防止施設応急対策 (略) (2) 急傾斜地崩壊防止施設 ア 危険区域に位置する人家集落への通報 災害による急傾斜地崩壊及び土砂の異常流出等が発生した場合及び各防止施設に被害を生じたり、生じるおそれがあるとして県から連絡があった場合は、下方人家集落への通報及び<u>避難勧告等</u>の手段により安全の確保に努める。</p>
震-3-77	千葉県地域防災計画の修正による	<p style="text-align: center;">第 20 節 建築物・応急住宅対策</p> <p>2. 一般建築物・応急住宅 (略) (2) 応急住宅の供与 既存住宅災害救助法が適用された場合、住戸が全壊、全焼又は流失し自己の資力では住戸の確保ができない被災者を収容するために、県及び市は応急仮設住宅を供与する。 <u>ア 賃貸型応急住宅</u> <u>既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、被災規模や被害状況、民間賃貸住宅の空き戸数の状況等を勘案し、関係団体と協力して民間賃貸住宅を借り上げて被災者に提供する。</u> <u>イ 建設型応急住宅</u> <u>市に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、市が敷地を選定し、知事が災害救助法の運用指針に基づいて建設型応急住宅を建設する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 20 節 建築物・応急住宅対策</p> <p>2. 一般建築物・応急住宅 (略) (2) 応急住宅の供与 既存住宅災害救助法が適用された場合、住戸が全壊、全焼又は流失し自己の資力では住戸の確保ができない被災者を収容するために、県及び市は応急仮設住宅を供与する。 <u>ア 建設型応急住宅</u> 市が敷地を選定し、知事が災害救助法の運用指針に基づいて<u>応急仮設住宅建設を実施</u>する。 <u>イ 借上型応急住宅</u> 被災規模や被害状況、<u>応急仮設住宅の建設用地の確保及び民間賃貸住宅の空き戸数の状況等を勘案し、関係団体と協力して民間賃貸住宅を借り上げて被災者に提供する。</u></p>
震-3-80	語句の修正	<p style="text-align: center;">第 21 節 文教対策</p> <p>1. 応急教育等</p>	<p style="text-align: center;">第 21 節 文教対策</p> <p>1. 応急教育等</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>(1) 事前準備 校長等は、学校の立地条件などを考慮したうえ、学校安全計画、危険等発生時対処要領を作成し、周知する。 学校等は、保護者との間で<u>災害時</u>における児童生徒等の保護者への連絡方法、引渡しに関するルールをあらかじめ定める。 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、<u>災害時</u>における幼稚園・保育園・認定こども園等の施設と市、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。</p> <p>(略)</p> <p>2. 社会教育及び社会体育施設 (略)</p> <p>(2) 閉館時 震災の状況に応じ、定められた災害対策業務に基づき、適切な処置をとる。 ※ 開館・閉館時ともに<u>住民等</u>の避難所等としての利用に協力する。</p>	<p>(1) 事前準備 校長等は、学校の立地条件などを考慮したうえ、学校安全計画、危険等発生時対処要領を作成し、周知する。 学校等は、保護者との間で<u>災害発生時</u>における児童生徒等の保護者への連絡方法、引渡しに関するルールをあらかじめ定める。 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、<u>災害発生時</u>における幼稚園・保育園・認定こども園等の施設と市、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。</p> <p>(略)</p> <p>2. 社会教育及び社会体育施設 (略)</p> <p>(2) 閉館時 震災の状況に応じ、定められた災害対策業務に基づき、適切な処置をとる。 ※ 開館・閉館時ともに<u>一般市民</u>の避難所等としての利用に協力する。</p>
震-3-83	千葉県地域防災計画の修正による	<p style="text-align: center;">第22節 ボランティアの活動対策</p> <p>1. ボランティアの受入体制の確保 白井市社会福祉協議会は、市の要請により災害ボランティアセンター（候補施設：保健福祉センター）を設置、運営し、被災現地における体制を整備し、ボランティアの需給状況等ボランティアニーズの把握を行い、一般分野での活動を希望する個人及び団体の受付、登録を実施する。 専門分野での活動を希望する個人及び団体については、千葉県災害ボランティアセンターにて、受付、登録を実施する。 <u>なお、共助のボランティア活動と地方公共団体が実施する救助の調整事務について、市が社会福祉協議会等に委託した災害ボランティアセンターが行う場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第22節 ボランティアの活動対策</p> <p>1. ボランティアの受入体制の確保 白井市社会福祉協議会は、市の要請により災害ボランティアセンター（候補施設：保健福祉センター）を設置、運営し、被災現地における体制を整備し、ボランティアの需給状況等ボランティアニーズの把握を行い、一般分野での活動を希望する個人及び団体の受付、登録を実施する。 専門分野での活動を希望する個人及び団体については、千葉県災害ボランティアセンターにて、受付、登録を実施する。</p>
震-3-83	語句の修正	<p>3. ボランティア活動の実施 (略)</p> <p>(2) 関係団体との連携 震災時には、<u>社会福祉協議会</u>は、「<u>災害時</u>における災害ボランティアセンター支援に関する協定」を取り交わした団体等と連携し、災害ボランティアセンターの運営や活動に必要な人材や資材などを確保するよう努める。</p>	<p>3. ボランティア活動の実施 (略)</p> <p>(2) 関係団体との連携 震災時には、<u>会福祉協議会</u>は、「<u>災害発生時</u>における災害ボランティアセンター支援に関する協定」を取り交わした団体等と連携し、災害ボランティアセンターの運営や活動に必要な人材や資材などを確保するよう努める。</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
震-3-87	語句の修正	<p align="center">第 24 節 社会秩序の維持等に関する対策</p> <p>2. 物価の安定、物資の安定供給 (略) (1) 市 ア 買占め売惜しみ、便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格、供給状況等について調査、監視をし、<u>住民等</u>に対し適宜必要な情報を提供する。</p>	<p align="center">第 24 節 社会秩序の維持等に関する対策</p> <p>2. 物価の安定、物資の安定供給 (略) (1) 市 ア 買占め売惜しみ、便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格、供給状況等について調査、監視をし、<u>市民</u>に対し適宜必要な情報を提供する。</p>
震-4-1	千葉県地域防災計画の修正による	<p align="center">第 4 章 震災復旧計画</p> <p align="center">第 1 節 民生安定化のための緊急措置計画</p> <p>1. 被災者の生活確保 (略) (2) 制度の周知及び利用者への広報 <u>被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努め</u>、被災者に対する各種相談、施策等を実施する場合は、次のような広報手段により周知を図るものとする。 ア 放送、報道機関との協力による放送、新聞広報等 イ ホームページ、SNS、しろいメール配信サービス、掲示板、広報車、広報誌、チラシ等 (略) (9) 災害見舞金等の支給 震災により被害を受けた<u>住民</u>に対し、更正意欲を促進し<u>住民</u>生活の安定に資することを目的として「白井市災害見舞金等支給規則」に基づき、災害見舞金及び災害弔慰金を支給する。 (略)</p>	<p align="center">第 4 章 震災復旧計画</p> <p align="center">第 1 節 民生安定化のための緊急措置計画</p> <p>1. 被災者の生活確保 (略) (2) 制度の周知及び利用者への広報 被災者に対する各種相談、施策等を実施する場合は、次のような広報手段により周知を図るものとする。 ア 放送、報道機関との協力による放送、新聞広報等 イ ホームページ、SNS、しろいメール配信サービス、掲示板、広報車、広報誌、チラシ等 (略) (9) 災害見舞金等の支給 震災により被害を受けた<u>市民</u>に対し、更正意欲を促進し<u>市民</u>生活の安定に資することを目的として「白井市災害見舞金等支給規則」に基づき、災害見舞金及び災害弔慰金を支給する。</p>
震-4-5	千葉県指摘による語句の修正	<p>6. 被災者生活再建支援金の支給 (略) (2) 対象世帯 上記の自然災害により</p>	<p>6. 被災者生活再建支援金の支給 (略) (2) 対象世帯 上記の自然災害により</p>